

第 1890 号
令和8年7月15日

裁判所時報

発 行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目 次)

◎裁判例----- 1

(民事)

- 外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引と所得税法36条1項にいう「収入すべき金額」

(令和5年(行ヒ)第366号・令和8年6月16日 第三小法廷判決 棄却)

- 1 委託者兼受益者と受託者との間で締結された信託契約に設けられた信託法164条1項の適用を排除する旨の条項が、同条3項所定の別段の定めとして効力を有するというためには、上記条項が信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要する
- 2 委託者兼受益者と受託者との間で締結された信託契約において信託法164条1項の適用を排除する旨の条項が設けられた場合に、委託者兼受益者が上記信託契約に係る信託の終了を申し入れたとき、受託者が上記条項を理由として上記の申入れを拒絶し任務を遂行することが許されるためには、受託者の当該行為が信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要する

(令和6年(許)第30号・令和8年6月17日 第三小法廷決定 破棄差戻し)

- 宗教法人法81条1項1号に規定する事由があるとしてされた宗教法人の解散命令が憲法20条1項、21条1項に違反しないとされた事例

(令和8年(ク)第407号・令和8年6月22日 第三小法廷決定 棄却)

- 金銭債務を相続した者が当該債務の免除によって受ける経済的利益は、所得税法(令和3年法律第11号による改正前のもの)9条1項16号所定の非課税所得に当たらず、上記経済的利益に所得税を課すことが同号に反しないとされた事例

(令和6年(行ヒ)第160号・令和8年6月23日 第三小法廷判決 破棄差戻し)

◎記事----- 14

- 令和8年度長官所長会同協議結果概要
- 人事異動(6月17日～7月1日)

◎法律等----- 16

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律について
- 民法等の一部を改正する法律について

裁判例

民事

◎ 外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引と所得税法36条1項にいう「収入すべき金額」

件名 所得税更正処分等取消請求事件

最高裁判所令和5年（行ヒ）第366号

令和8年6月16日 第三小法廷判決 棄却

上告人 X

被上告人 国

原 審 東京高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人高木施文の上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 上告人は、外国の金融機関に自己の資産の運用を一任していたところ、上記運用の一環として、運用対象資産に属する外国通貨によって他の種類の外国通貨や外国通貨建ての有価証券を取得する取引が行われた。本件は、上告人が、渋谷税務署長から、上記取引により為替差損益に係る雑所得が生じているとして、平成26年分及び平成27年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受けたため、被上告人を相手に、上記各処分（ただし、後記2(3)の再調査の請求に対する決定によりその一部が取り消されたものについては、上記取消し後のもの）の取消し（上記各更正処分については上告人が主張する額を超える部分の取消し）を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 居住者である上告人は、平成26年5月27日、スイス連邦に本店を置く金融機関（以下「本件外国金融機関」という。）の上告人名義の預金口座に合計105億円を送金し、同年7月18日、本件外国金融機関にその運用を一任した。

(2) 本件外国金融機関は、平成26年7月から平成27年12月までの間、上記運用の一環として、運用対象資産に属する外国通貨によって他の種類の外国通貨や外国通貨建ての有価証券を取得する取引（以下「本件各

取引」という。）を行った。

(3) 上告人は、本件各取引から所得が生じないことを前提に、平成26年分及び平成27年分の所得税等の各確定申告をした。これに対し、渋谷税務署長は、本件各取引により為替差損益に係る雑所得が生じているなどとして、平成30年9月26日付けで、上記各年分の所得税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

上告人が上記各処分を不服として再調査の請求をしたところ、東京国税局長は、令和元年6月10日付けで、平成26年分の所得税等の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分に係る再調査の請求を棄却し、平成27年分の所得税等の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分の各一部を取り消す旨の決定をした。

3 所論は、外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引が行われても、為替変動のリスクが依然として存在し、為替差益は確定しないから、本件各取引に係る為替差益に課税することは、未確定、未実現の利益に課税するものとして許されず、上記為替差益を本件各取引が行われた日の属する年における「収入すべき金額」（所得税法36条1項）とし、平成26年及び平成27年において本件各取引により為替差益に係る所得が生じているとした原審の判断には、同法の解釈適用の誤りがある旨をいうものである。

4(1) 所得税法は、所得を外部からの経済的価値の流入という収入の形態で捉え、原則として、収入の形態で実現した利得のみを課税の対象とするとともに（36条1項参照）、収入の原因となる権利が確定した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前を採用しているものと解される（最高裁昭和50年（行ツ）第123号同53年2月24日第二小法廷判決・民集32巻1号43頁等参照）。

そして、所得税法は、各種所得の計算に当たって控除される各種控除額を全て本邦通貨の額面価格の単位である円で表示し（21条1項、28条3項、32条4項、33条4項、34条3項等）、外貨建取引を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額は当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、各種所得の金額を計算すべき旨を定める（57条の3第1項）など、所得金額及び所得税額の計算について本邦通貨の額面価格の単位を基準に行うことを当然の前提としている。そうすると、所得税法は、所得の把握についても本邦通貨の額面価格の単位を基準に行うことを予定しているものというべきである。このことは、所得税を含む国税に関し、その課税標準や確定金額の端数計算について端数が円で表示されていること（国税通則法118条、119条）や、原則として

金銭により納付しなければならないものとされており（同法34条1項本文）、我が国において強制通用力を有する本邦通貨による納付が求められていると解されることも整合的である。

(2) 以上を踏まえると、ある外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引が行われた場合、変動する外国為替の売買相場の下で本邦通貨との関係において変動していたある外国通貨の経済的価値が、上記取引により他の種類の外国通貨又は有価証券の経済的価値をもって固定化され、他の種類の外国通貨又は有価証券の経済的価値が流入することによって、ある外国通貨の取得時の経済的価値を上回る部分が実現した利得となるとともに、上記取引時に他の種類の外国通貨又は上記有価証券に係る権利が収入の原因となる権利として確定することから、その時点における他の種類の外国通貨の金額又は有価証券の価額の円換算額（所得税法57条の3第1項参照）を同法36条1項にいう「収入すべき金額」とすべきこととなる。

(3) そうすると、居住者が、外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引を行った場合、上記取引を行った日の属する年分の所得の金額の計算上、上記取引時における他の種類の外国通貨の金額又は有価証券の価額の円換算額が「収入すべき金額」となると解するのが相当である。そして、上記円換算額から支払に用いた外国通貨を得るのに要した金額等を控除した金額が、上記取引に係る所得の金額となるといふべきである。

5 以上によれば、上告人には平成26年及び平成27年において本件各取引により為替差益に係る所得が生じているとした原審の判断は、結論において是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官林道晴、同渡辺恵理子、同石兼公博の各補足意見がある。

裁判官林道晴の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛同するものであるが、補足して意見を述べておきたい。外国通貨によって他の種類の外国通貨や同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引が行われた場合、変動する外国為替の売買相場の下で、本邦通貨との関係においてある外国通貨の経済的価値が変動をしていたところ、上記取引により、これが他の種類の外国通貨又は有価証券の経済的価値をもって固定化され、他の種類の外国通貨又は有価証券の経済的価値が流入することによって、ある外国通貨の取得時の経済的価値を上回る部分が実現した利得となるとともに、上記取引時に他の種類の外国通貨又は上記有価証券に係る権利が収入の原因となる権利として確定することになり、その時点における他の種類の外国通貨の金額又

は有価証券の価額の円換算額（所得税法57条の3第1項）を同法36条1項の「収入すべき金額」と解すべきことになる。

しかし、それは飽くまでも為替差損益に係る課税について明文の規定がなく、外国通貨によって他の種類の外国通貨や同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引に係る所得の把握についても本邦通貨の額面価格の単位を基準に行うほかない現行法を前提とする解釈論にとどまる。外国通貨建ての投資や国際取引が日常的に活発に行われている現状において、所得の把握を常に本邦通貨の額面価格の単位を基準に行うこと自体に問題がないかも含めて、外貨建取引に係る所得税の課税の在り方を改めて検討すべき時期に来ていると考えられる。仮に、所得の把握を常に本邦通貨の額面価格の単位を基準に行う方針を維持するとしても、為替差益に係る所得の実現時期や、外貨建取引に係る「収入すべき金額」、必要経費等について定める規定を設けることなく、これを所得税法36条1項等の一般的な解釈適用に委ね、外貨建取引が行われた場合の円換算額の計算規定にとどまる同法57条の3を設けるにとどめていることは、租税法律主義の観点から望ましい状況とは考えられないし、日本の租税政策に対する国際社会からの信頼を損なう現象が出てくる可能性も否定できない。

なお、所得税基本通達には、外貨建取引を取引発生時には外国通貨で記録し、各月末等一定の時点において損益計算書等の項目を本邦通貨に換算するといういわゆる多通貨会計を採用している居住者について、所得税法57条の3の規定の適用に当たって、規則性を有する1月以内の一定期間ごとの一定の時点において本邦通貨への換算を行い、当該一定の時点を当該外貨建取引に係る取引発生時であるものとし、その際の円換算に係る為替相場について、当該一定期間を基礎として計算した平均値も使用することを認める旨の定めや、国外において雑所得等を生ずべき業務を行う個人で、当該業務に係る損益計算書等を外国通貨表示により作成している者について、継続適用を条件として、当該業務に係る損益計算書等の項目の全てを当該年の年末における為替相場により換算することを認める旨の定めがある。これは、外貨建取引に係る企業会計（「外貨建取引等会計処理基準」（昭和54年6月26日企業会計審議会））に従ったそのような処理を認める法人税に係る取扱いについて定める法人税基本通達の定めに基づくものと解される。

しかし、法人税法においては、当該事業年度の収益並びに費用及び損失の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする旨を定める規定（22条4項）があり、この規定の解釈適用を通じて、上記のような会計上の取扱いを同法に読み込む余地があるのに対し、所得税法には同項に相当する規定はない。所得税に係る所得

の実現等に関しては、同法36条1項しかよりどころがなく、また、外貨建取引の円換算について当該取引を行った時における外国為替の売買相場により換算すべき旨を定める同法57条の3第1項の定めと上記の所得税基本通達を整合的に解することができるのかも問題になり得る。いずれにしても、所得税法独自の観点から、為替差損益に係る課税の在り方について、「収入すべき金額」、収入すべき権利、具体的な所得の計算方法等の在り方、例外的取扱いを認めるのであればその要件や内容について抜本的に検討し、必要な法的な手当てを講じていくことが強く望まれているというべきである。

裁判官渡辺恵理子、同石兼公博は、裁判官林道晴の補足意見に同調する。

(裁判長裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子
裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋 裁判官
沖野眞己)

- ◎ 1 委託者兼受益者と受託者との間で締結された信託契約に設けられた信託法164条1項の適用を排除する旨の条項が、同条3項所定の別段の定めとして効力を有するというためには、上記条項が信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要する
- 2 委託者兼受益者と受託者との間で締結された信託契約において信託法164条1項の適用を排除する旨の条項が設けられた場合に、委託者兼受益者が上記信託契約に係る信託の終了を申し入れたとき、受託者が上記条項を理由として上記の申入れを拒絶し任務を遂行することが許されるためには、受託者の当該行為が信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要する

件名 受託者解任申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

最高裁判所令和6年（許）第30号

令和8年6月17日 第三小法廷決定 破棄差戻し

抗告人 X

相手方 Y

原 審 東京高等裁判所

主 文

原決定を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

抗告代理人西潟理深の抗告理由について

1 記録によれば、本件の経緯は次のとおりである。

(1) 抗告人は、平成29年5月23日当時、香港の会社であるA（以下「本件会社」という。）の発行済株式総数93億6296万8249株のうち、9億1612万7910株を保有していた（以下、抗告人の保有する本件会社の株式を「本件株式」という。）。

(2) 抗告人は、平成29年5月23日、兄である相手方との間で、抗告人を委託者兼受益者、相手方を受託者とし、抗告人が本件株式を信託財産として相手方に信託譲渡する旨の信託契約（以下「本件信託契約」という。）を締結した。

本件信託契約には、委託者兼受益者及び受託者が、本件会社の価値の毀損を防止し、本件会社の利益の最大化を図ることを目的として、本件信託契約を締結する旨の定め（1条）、本件信託契約に係る信託（以下「本件信

託」という。）の期間は本件信託契約の締結日から30年とする旨の定め（2条3項）があるほか、委託者兼受益者は、本件信託の期間中、本件信託契約を解除することはできないものとする旨の定め（15条2項。以下「本件条項」という。）がある。

(3) 抗告人は、令和2年8月26日及び同年9月15日、相手方に対し、本件信託契約の委託者兼受益者として、信託法（以下「法」という。）164条1項により本件信託を終了させる旨を通知した（以下、この通知を「本件通知」という。）。これに対し、相手方は、同月25日、本件条項が同条3項所定の別段の定め（以下、単に「別段の定め」という。）に当たるから、本件信託に同条1項の適用はなく、本件信託が終了したとは認められない旨を通知し、その後も、受託者の任務を遂行している。

2 本件は、抗告人が、相手方に対し、法58条4項に基づき、受託者の解任を申し立てた事案である。

3 原審は、要旨次のとおり判断し、抗告人の申立てを却下すべきものとした。

本件条項は別段の定めにあたると解されるから、本件信託には法164条1項の規定が適用されず、本件通知により本件信託は終了しない。したがって、相手方が、本件通知による本件信託の終了を認めず、抗告人の意に反して受託者の任務を遂行したとしても、相手方に法58条4項所定の重要な事由があるとはいえない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 法164条は、1項において、委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができるとする一方で、3項では、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとしている。同項は、社会、経済情勢の変化に的確に対応するため、信託の本質に反しない限り、信託の種類や目的に応じて柔軟に信託を設定することを可能にするという趣旨に出たものである。

そして、信託は、信託財産の所有と利益享受の分離を図り、受託者が名義主体でありながら利益を享受しないことを特色とする法制度であって、これは信託の本質を成すものである。専ら受託者の利益を図ることを目的とする信託は許されず（法2条1項）、受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、信託の利益を享受することができない（法8条）とされていることは、このような信託の本質に由来し、この受託者の利益享受の禁止は、当事者の意思によって自由にこれを排除することは許されないというべきである。そうすると、委託者兼受益者と受託者との間で締結された信託契約に法164条1項の適用を排除する旨の条項（以下「適用排除条項」という。）が設けられた場合にこれが別段の定めとして効力を有するか否かは、このような信託の本質

に照らして検討されるべきものである。

(2) 適用排除条項を設けることは、法164条3項により、委託者兼受益者にとって本来自由に行使し得るはずの信託の終了権限を制限し、その意思に反してでも受託者による任務遂行を認める結果となり得るから、信託契約に適用排除条項を設けること自体、抽象的、類型的には、委託者兼受益者と受託者の利益相反を招来する危険のある行為であるといえることができる。

このような利益相反に関し、法は、31条1項において、受益者と受託者の利益が相反する行為を列举してこれを禁止した上で、同条2項において、1項所定の利益相反行為であっても例外的に禁止が解除される事由を定めており、その1号では、「信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき」を、4号では、「受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であって、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき」を挙げている。同条1項が受益者と受託者の利益が相反する行為を列举してこれを禁止しているのは、受託者の利益享受の禁止を受けて、その危険が現実化することを予防するとともに受託者の行為の透明性を確保することをその趣旨とするものであるから、当事者の意思によっても自由に排除することができない信託の本質に根ざしたものである。そうすると、同条2項により受託者の利益相反行為の禁止が解除されるためには、上記のような信託の本質に抵触しないことが前提となるといえるべきである。そして、同項4号の規定はその信託の本質に抵触しないための事由を実質的に定めたものといえることができるから、受託者が利益相反行為をすることが許容されるためには、その趣旨に照らし、信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要すると解するのが相当である。このことからすると、当事者間の合意によって、受託者が同条1項所定の行為をすることを許容する旨の信託行為の定めが設けられた場合であっても、信託の本質を脅かすときには同条2項1号によって当該行為が許容されることはなく、これが許容されるためには信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要すると解すべきである。

(3) 適用排除条項は信託契約の当事者間の合意により設けられるものであるが、その設定が委託者兼受益者と受託者の利益相反を招来する危険のある行為であることは前述のとおりであり、これによって、専ら受託者が利益を享受する事態を招き、信託の本質に抵触することがあり得るのであるから、適用排除条項が別段の定めとして効力を有するというためにも同様の要件が必要となると解される。

したがって、適用排除条項が別段の定めとして効力を有するというためには、適用排除条項が信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要するといえるべきである。

(4) また、仮に適用排除条項が別段の定めとして効力を有する場合であっても、受託者は適用排除条項を理由として委託者兼受益者の信託の終了の申入れを拒絶し任務を遂行することが直ちに許容されるわけではない。上記申入れの時点において、受託者がこれを拒絶して任務を遂行することについて、信託の目的の達成のために合理的に必要と認められるのでなければ、専ら受託者が利益を享受して信託の本質を没却することになりかねないからである。

したがって、委託者兼受益者が信託の終了を申し入れた場合に、受託者が適用排除条項を理由として上記の申入れを拒絶し任務を遂行することが許されるためには、受託者の当該行為が信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要するといえるべきである。

5 以上と異なり、原審は、本件条項が適用排除条項に当たるものとみた上で、直ちに、本件条項が別段の定めとして効力を有し、相手方の任務の遂行が許容されるとして、原告人の申立てを却下すべきものとしたものであるが、この原審の判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原決定は破棄を免れない。そして、本件条項が別段の定めとして効力を有するか否か、相手方が本件通知にかかわらず任務を遂行していることが本件信託の目的の達成のために合理的に必要と認められるか否かについて更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。なお、裁判官渡辺恵理子の補足意見がある。

裁判官渡辺恵理子の補足意見は、次のとおりである。

私は法廷意見に賛成するものであるが、原決定を破棄し、本件を原裁判所に差し戻すに当たり、差し戻審において考慮されるべき点を敷衍しておきたい。

法廷意見は、類型的な利益相反行為の禁止の解除を定める法31条2項と類似の状況があることに着目して、適用排除条項の解釈の実定法上の手がかりを同項4号の規定に求めるものであり、法廷意見の指摘するとおり、本件条項を適用排除条項に当たるものとみたときに、相手方が本件条項を理由として原告人の信託の終了の申入れを拒絶して任務を遂行することができるか否かを判断するに当たっては、まず、信託の本質を踏まえて本件条項が別段の定めとして効力を有するか否かを判断し、その上で、上記の相手方による任務遂行が許容されるかを判断する必要がある、いずれも信託の目的の達成のために合理的に必要と認められるか否かが判断の基準となる。

そして、信託の目的が受益者の利益との関係で個別的具体的に定められているのであれば、これに沿って上記の判断をすることができるものの、本件信託契約では、本件信託契約の目的を、本件会社の毀損を防止し本件会社の利益の最大化を図ることとし、相手方は本件株式の処分及び管理をすることとされており、こうした本件信託契約の条項は、抽象的かつ不明瞭であり、直ちに相手方による任務遂行を決定する指針となるものとはいえない。そうすると、本件信託の目的を形式的に本件信託契約の条項の文言のとおりであると理解して、本件条項や相手方の任務遂行（本件株式の議決権行使等）が本件会社の利益を図るために必要であると説明しさえすれば、直ちにこれらが本件信託の目的の達成のために合理的に必要と認められるものではない。

本件信託の目的は、本件信託契約の締結に至る経緯、本件信託契約の内容等を踏まえて、抗告人と相手方が本件信託によって達成しようとした実質的な効果に照らして理解されるべきものである。

また、原審の確定した事実関係等によれば、本件信託契約は、本件会社の当時の代表者を解任することにより本件会社の社会的信用の低下を防止する必要があるため、相手方が本件株式と自己の保有する株式とを併せて本件会社の議決権の過半数を行使することができるよう締結されたものであり、本件信託の終了の申入れ時には既に上記の解任がされるに至っているにもかかわらず、本件信託契約においては、本件信託の期間を30年とし、相手方は、上記の抽象的かつ不明瞭なものというべき本件信託契約の目的に従い、その裁量により、本件株式の議決権を行使するものとし、抗告人は、本件信託の議決権の行使につき相手方に対して指図権を有しないとする旨などが定められているというのである。このような本件信託契約全体の内容を前提としたとき、抗告人が本件信託の期間中に本来自由であるべき信託の終了権限を一切行使できない旨を定める本件条項は、相手方が、極めて長期間にわたり、本件会社の議決権の過半数を任意に行使するという利益を享受することを可能にするものであるから、信託の本質に抵触しないよう制限的に解釈することを要するものというべきである。

本件条項やこの本件条項に基づく相手方の任務遂行が本件信託の目的の達成のために合理的に必要と認められるか否かは、これらの観点を踏まえた検討を要するというべきである。

（裁判長裁判官 渡辺恵理子 裁判官 林 道晴
裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋）

◎ 宗教法人法81条1項1号に規定する事由があるとしてされた宗教法人の解散命令が憲法20条1項、21条1項に違反しないとされた事例

件名 宗教法人解散命令申立事件

最高裁判所令和8年（ク）第407号

令和8年6月22日 第三小法廷決定 棄却

抗告人 世界平和統一家庭連合

相手方 文部科学大臣 X

原 審 東京高等裁判所

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告代理人福本修也ほかの抗告理由第4について

1 所論は、宗教法人である抗告人について宗教法人法（以下「法」という。）81条1項1号に該当する事由があるとして抗告人を解散するとした原々決定（以下「本件解散命令」という。）及びこれに対する即時抗告を棄却した原決定は、抗告人及びその信者らの宗教活動の自由並びに宗教的結社の自由を侵害し、憲法20条1項、21条1項に違反する旨をいうものである。

2 法81条1項1号が宗教法人の解散命令の事由として「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」と規定している趣旨は、同号所定の事由がある場合には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わしめることが可能となるようにすることにあると解されるのであり（最高裁平成8年（ク）第8号同年1月30日第一小法廷決定・民集50巻1号199頁参照）、その趣旨に照らし、民法709条の不法行為を構成する行為は、法81条1項1号にいう「法令に違反」する行為に当たると解するのが相当である（最高裁令和6年（許）第31号同7年3月3日第一小法廷決定・民集79巻3号997頁参照）。

そして、解散命令は、宗教法人の法人格を失わせる効力を有するにとどまり、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないものであるけれども、宗教法人の解散命令が確定したときはその清算手続が行われ（法49条3項、49条の2）、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになり（法50条参照）、これらの財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることが

あり得ることから、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならないというべきである（前掲平成8年第一小法廷決定参照）。

3 このような観点から本件解散命令について見ると、原審の適法に確定した事実関係等によれば、抗告人の信者らは、昭和48年から令和4年までの長期間にわたり、不法行為に該当する献金の勧誘行為を継続的に行うなどし、多数の者に極めて多額に上る財産的又は精神的損害を与えたものであり、上記不法行為は、抗告人が、日本の信者らが無理をしてでも世界の国々のために経済的援助をすべきとの抗告人の教義の創始者等の方針を踏まえ、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法、態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を求めるなど、抗告人による組織的な関与の下に行われたものであるというのであるから、抗告人が、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたことは明らかである。

そして、原審の適法に確定した事実関係等によれば、抗告人は、信者らによる不相当な献金の勧誘行為を防止するための実効性のある措置をとっておらず、今後も、信者らに対し、社会通念上相当な範囲を逸脱しない方法、態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を行うよう求めるおそれがあり、その場合、信者らは、上記勧誘行為を行う可能性が高いというのであるから、抗告人の上記のような行為に対処するには、抗告人を解散し、その法人格を失わせることが必要かつ適切であり、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく措置を含め、他に実効性のある手段があるということとはできない。他方、本件解散命令によって宗教団体である世界平和統一家庭連合やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる（前掲平成8年第一小法廷決定参照）。また、解散命令は宗教法人の法人格を失わせる効力を有するにとどまり、法人格を有しない宗教団体として存続することは妨げられないのであるから、本件解散命令が宗教的結社の自由に及ぼす影響についても、同様に間接的で事実上のものであるといえることができる。したがって、本件解散命令は、宗教団体である世界平和統一家庭連合やその信者らの精神的、宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても、抗告人の行為に対処するために必要でやむを得ないものであるといえることができる。

以上によれば、本件解散命令及びこれに対する即時抗告を棄却した原決定は、憲法20条1項、21条1項に違反するものではない。このことは、当裁判所の判例（最

高裁昭和36年(あ)第485号同38年5月15日大法廷判決・刑集17巻4号302頁)の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。

第2 抗告代理人福本修也ほかの抗告理由第5について

所論は、宗教法人の解散命令に対する抗告審の手続は、口頭弁論すなわち公開法廷における対審によるべきものであり、口頭弁論を経ないでされた原決定は、憲法32条、82条に違反する旨をいうものである。

法81条1項に基づく宗教法人の解散命令は、宗教法人について同項各号に該当する事由がある場合に、公益の確保の観点から、裁判所が所轄庁等の請求により又は職権で当該宗教法人を強制的に解散するものであり、当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とするものではないから、その性質は固有の司法権の作用に属しない非訟事件についての裁判であるといふことができ、純然たる訴訟事件についての裁判として口頭弁論を経ることを要するものといふことはできない。そして、解散命令に対する抗告審の裁判も、このような解散命令に対する不服の申立てについての裁判にすぎず、その手続は司法機関により行われ解散命令の手続と相互に関連する一連の手続であるから、同様に口頭弁論を経ることを要するものではないといふべきである。

したがって、原決定が口頭弁論を経ないでされたことをもって憲法32条、82条に違反するといふことはできない。このことは、当裁判所の判例(最高裁昭和37年(ク)第64号同41年12月27日大法廷決定・民集20巻10号2279頁、最高裁昭和41年(ク)第402号同45年6月24日大法廷決定・民集24巻6号610頁)の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。

第3 その他の抗告理由について

論旨は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、特別抗告の事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 渡辺恵理子 裁判官 林 道晴
裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋)

◎ 金銭債務を相続した者が当該債務の免除によって受ける経済的利益は、所得税法（令和3年法律第11号による改正前のもの）9条1項16号所定の非課税所得に当たらず、上記経済的利益に所得税を課すことが同号に反しないとされた事例

件名 所得税更正処分取消等請求事件

最高裁判所令和6年（行ヒ）第160号

令和8年6月23日 第三小法廷判決 破棄差戻し

上告人 国

被上告人 X₁ ほか1名

原 審 東京高等裁判所

主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人春名茂ほかの上告受理申立て理由（ただし、排除されたものを除く。）について

1 被上告人らは、A（以下「A」という。）から金融機関に対する借入金債務を相続したが、同債務は、同相続後に免除の効力が生じたことにより消滅した。本件は、被上告人らが、所轄税務署長から、上記免除により受けた経済的利益は一時所得に当たるとして、それぞれ、所得税及び復興特別所得税に係る更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定（以下、併せて「本件各処分」という。）を受けたため、上告人を相手に、本件各処分（更正処分については申告額を超える部分）の取消しを求める事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 所得税法（令和3年法律第11号による改正前のもの）9条1項16号（以下「本件規定」という。）は、相続、遺贈又は個人からの贈与（以下、併せて「相続等」という。）により取得するもの（相続税法の規定により相続等により取得したものとみなされるものを含む。）を非課税所得とする旨を定めている。また、相続税法14条1項は、相続税の課税価格に算入すべき価額からその金額を控除すべき債務は、「確実に認められるもの」に限る旨を定めている。

(2) 株式会社三和銀行（以下、商号変更等の前後を通じて「本件銀行」という。）は、平成5年9月6日付けでB（以下「B」という。）を借主、その子であるAを保証人として16億円を貸し付けたとして（以下、この貸付けを「本件貸付け」という。）、平成14年2月15日、B及びAを被告として、本件貸付けに係る元金16億円等の支払を求める訴訟（以下「前訴」という。）を

提起した。

(3) Bは、平成14年10月23日に死亡し、その相続人であるA及びその子でありBの養子でもある被上告人X₁（以下「被上告人X₁」という。）ら（以下「B相続人ら」という。）が、前訴を承継した。

(4) 本件銀行とB相続人らは、平成16年4月15日、前訴において、次の内容を含む訴訟上の和解をした。

ア B相続人らは、本件銀行に対し、本件貸付けに係る借入金債務を法定相続分に従って支払う義務があることを確認し、Aは、他のB相続人らの本件銀行に対する同債務を引き受け、他のB相続人らはこれを承認する。

イ Aは、本件銀行に対し、上記アの債務を、①平成16年9月30日限り3億7130万円、②平成18年12月31日限り2億5000万円、③平成19年から平成28年まで毎年6月30日限り各50万円（合計500万円）、④平成28年7月31日限り9億7370万円に分割して支払う。

ウ 本件銀行は、Aが、本件銀行に対し、上記イの分割金のうち①～③の合計6億2630万円を期限の利益を失うことなく支払ったときは、Aに対し、同④の9億7370万円の支払義務を免除する。

エ Aが上記イの分割金の支払を怠り、本件銀行がその履行を請求してから1週間以内に遅滞した全額を支払わないときは、Aは当然に期限の利益を失い、本件銀行に対し、直ちに、上記イの総額から既払金を控除した残金及びこれに対する遅延損害金を支払う。

(5) Aは、本件銀行に対し、上記(4)イ①及び②の分割金並びに同③のうち平成19年から平成26年までの分の分割金を、期限の利益を失うことなく支払った。

(6) Aは、平成26年10月27日に死亡し、Aの妻である被上告人X₂（以下「被上告人X₂」という。）及び被上告人X₁ら（以下、被上告人X₂と併せて「A相続人ら」という。）が、Aを相続した（以下、この相続を「本件相続」という。）。

(7) 本件銀行とA相続人らは、平成27年6月24日、被上告人X₁が上記(4)イの分割金の残額である9億7470万円の支払債務を免責的に引き受け、被上告人X₂がこれを重疊的に引き受ける旨の債務引受契約を締結した。

(8) A相続人らは、平成27年8月12日、本件貸付けに係る残債務については、被上告人らがそれぞれ2分の1ずつ承継する旨の遺産分割協議を成立させた。

(9) 被上告人らは、本件銀行に対し、上記(4)イ③の分割金として、平成27年6月25日に50万円、平成28年6月15日に50万円をそれぞれ支払い、これによって、同日、同④の分割金9億7370万円の支払債務（以下「本件債務」という。）について免除の効力が生じた。

(10) 被上告人らは、本件相続に係る相続税の申告にお

いて、当初、上記(7)の支払債務を各2分の1の割合で相続したとして、その金額を課税価格に算入すべき価額から控除していたが、平成29年5月12日、これを控除しない旨の内容を含む修正申告をした。

(11) 所轄税務署長は、平成30年4月25日、被上告人らに対し、本件債務の免除により受けた各自4億8685万円（本件債務の金額の2分の1）の経済的利益が一時所得に当たるとして、本件各処分をした。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件各処分の取消請求を認容した。

相続税の課税価格の算定に当たり、相続税法14条1項の「確実と認められるもの」に当たらず、担税力を減殺させるものではないとして控除されなかった債務が相続開始後に免除を受けたからといって、これによって債務者に新たな担税力が生じると解するのは相当でない。被相続人から相続した債務であって、相続税の課税価格の算定に当たり、近い将来に免除を受ける可能性が極めて高いこと等を理由に同項によって課税価格に算入すべき価額から控除されなかったものが、その後免除された場合は、当該債務免除に係る相続人の利益は、形式的には当該債務免除を受けた時点で発生したものといえるとしても、所得税との関係では、潜在的には相続により取得していたものとみることが可能である。また、当該債務免除に係る相続人の利益は、相続により取得した財産のうち控除されなかった上記債務に相当する部分の経済的価値と実質的に同一のものといえることができる。そうすると、特段の事情のない限り、これに所得税を課すことは本件規定に反するものとして許されないというべきである。本件において上記特段の事情は見当たらないから、本件債務が免除されたことによる利益に所得税を課すことは、本件規定に反し許されない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は次のとおりである。

本件規定にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、本件規定の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される（以上につき、最高裁平成20年（行ヒ）第16号同22年7月6日第三小法廷判決・民集64巻5号1277頁参照）。

本件においては、被上告人らがAを相続した後に本件債務の免除の効力が生じたのであるから、被上告人らが、

これによる経済的利益を相続等により取得したということとはできない。そして、本件相続に関し、本件債務が相続税法14条1項所定の「確実と認められるもの」に当たらず、相続税の課税価格に算入すべき価額からその金額が控除されないとしても、本件相続後に本件債務が消滅することによって生ずる経済的価値に対して相続税が課されるものではないから、上記経済的利益に所得税を課すことは、同一の経済的価値に対し相続税と所得税とを二重に課すものとはいえず、本件規定の上記趣旨に反するものではないというべきである。

したがって、本件債務の免除により被上告人らが受ける経済的利益は、本件規定所定の非課税所得には当たらず、上記経済的利益に所得税を課すことが、本件規定に反するというとはできない。

5 これと異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、その余の点について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官石兼公博の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官平木正洋、同沖野眞巳の補足意見がある。

裁判官平木正洋の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見に賛同するものであるが、原判決を支持する石兼裁判官の反対意見があることを踏まえ、意見を述べておきたい。

1 原判決は、被上告人らが本件債務を免除されたことによって受けた利益（以下「本件債務免除益」という。）は、被上告人らがAから相続した財産のうち、相続税法14条1項にいう「確実と認められるもの」に当たらないとして控除されなかった本件債務に相当する部分の経済的価値と実質的に同一のものと評価できるという点を重視して、本件債務免除益に所得税を課すことは許されないとしている。

2 本件では、被上告人らがAを相続した後に本件債務の免除の効力が生じたのであるが、原判決のように経済的価値を問題にするのであれば、(1)Aが存命中に本件債務の免除の効力が生じたと仮定した場合（以下「仮定事例」という。）の課税関係と、(2)原判決の考え方による課税関係を、経済的価値の観点から比較検討してみることがも有益であろう。というのも、仮定事例の課税関係は、本件債務の免除等を内容とする債務引受契約（多数意見2(7)参照）が履行された場合に本来想定されていた課税関係であるからである。

(1) 仮定事例においては、本件債務は免除されて消滅したから、①Aに対しては、本件債務免除益に所得税が課されることとなり、②その後被上告人らがAから相続した財産から本件債務は控除されず、そのような相続財産について被上告人らは相続税を課されることとな

る（納税者がAであるという違いはあるものの、本件債務免除益は所得税の課税対象となっている。）。

(2) これに対して、原判決の考え方によれば、①仮定事例と同様に、本件債務は相続財産から控除されず、そのような相続財産について被上告人らは相続税を課されることとなるものの、②仮定事例とは異なり、本件債務免除益に所得税は課されないことになる。このような原判決の考え方の下では、本件債務免除益が明らかに発生しているにもかかわらず、相続という事象を経ることによって、だれも本件債務免除益に係る所得税を納税しないという結果を招いており、仮定事例における課税関係との均衡を欠いている。

3 ちなみに、本件の第1審判決は、①本件債務は相続財産から控除されず（相続税法14条1項）、そのような相続財産について被上告人らは相続税を課されるとともに、②被上告人らに対しては、本件債務免除益に所得税が課されることとなる旨判断しており、仮定事例における課税関係と整合的なものであるといえよう。

4 以上の検討結果に照らすと、原判決の考え方は、経済的価値の観点からみても問題があり、採用することができないと考えられる。

裁判官沖野眞己の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見に賛同するものであるが、事案に鑑み、その趣旨及び判断対象について、意見を述べておきたい。

1(1) 本件規定は、所得のうち「相続…により取得するもの」については、所得税を課さないと定める。したがって、その文理上、これに該当するためには、「相続により取得する」「所得」である必要がある。

相続税について、相続開始の際現に存する被相続人の債務（相続税法13条1項1号）を相続人が負担するものの、その負担に係る債務が、近い将来にその免除を受ける可能性が極めて高いこと等を理由に、「確実と認められるもの」（同法14条1項）に該当しないとして、課税価格に算入すべき価額からその金額が控除されなかった場合において、相続開始後に、相続人の下で当該債務免除の効力が生じたとき（以下「本件場合」という。）、当該債務免除に係る相続人の経済的利益は、相続人の下で実現したものである。

原判決は、当該債務免除に係る経済的利益を、所得税との関係においては、潜在的には相続により取得する経済的価値であるとみることができるとする。確かに、本件においては、私法上、相続人は、約定に従った分割金の一部支払という停止条件を付した債務免除の特約が付された金銭債務を相続しているとみられるから、債務免除益について、停止条件付きで債務免除を受ける期待権ないし地位を相続したとみることも考えられなくはない。しかし、本件において所得税の課税対象とされた経済的利益は、相続開始後に相続人が停止条件を成就させる行為（分割金の支払）をしたことにより、債務免除

の効力が生じたことに係る利益であり、仮に上記の期待権ないし地位を相続によって取得したとみても、その取得自体の経済的価値を觀念してそれに対して所得税が課されたものとはいえない。したがって、上記の期待権ないし地位を觀念したとしても、これをもって相続により取得した「所得」とみることはできず、本件債務免除益について本件規定の該当性を肯定するのは文理解上困難である。

また、仮に、当該債務免除に係る経済的利益を、所得税との関係においては、潜在的には相続により取得する経済的価値であるとみ、かつ、その経済的価値が、相続税の課税価格に算入されなかった当該債務免除に係る部分の債務の経済的価値と実質的に同一であるとみても、相続税課税において、その経済的価値が課税の対象とされたものとみることはできないから、相続税と所得税との間の二重課税の排除を図る本件規定の趣旨に照らしても、本件規定に該当するとみることができない。

したがって、当該債務免除に係る所得について、本件規定の「相続…により取得するもの」に該当するとするのは、本件規定の文言及び趣旨を超える解釈といわざるを得ない。

(2) 原判決は、本件場合における相続人の担税力の増減に関して、相続税課税と所得税課税との間での相続債務の負担による担税力への影響に関する評価が相反することを問題視して、当該債務免除に係る所得が本件規定に掲げる所得に当たるものと判断したものと解される。すなわち、原判決は、相続財産の課税価格の算定において相続債務の金額が控除されるのは、それに相応して担税力が減殺するためであり、所得税について債務の免除によって所得が発生するのはそれによって担税力が増加するためであると考えられるところ、ある相続債務について相続税課税においてその負担によって担税力を減殺させるものではないという評価又は扱いをしながら、所得税において、その免除によって担税力が増加するという評価又は扱いをすることは、その債務負担により担税力が減殺していたという評価が前提となるはずであるから、同一の債務の負担に関する担税力への影響についての評価が相反することを問題視した上で、その解決を、相続税と所得税との調整を行う本件規定を適用することによって図ろうとするものと考えられる。

しかし、本件規定が、およそ一般に所得税課税と相続税課税における担税力に関する評価の調整を行うものと解することはできず、飽くまでも所得税と相続税の二重課税の排除をしようとするものである以上、上記(1)のとおりであり、本件規定をもって上記判断に示された問題意識に対応するのは、租税法規の解釈として無理があるといわざるを得ない。

2(1) もっとも、原判決が指摘する上記1(2)の担税力に関する評価は、債務免除益に対する所得税課税の根拠との関係で、本件場合における相続人の債務免除益の所得該当性に影響するとも考えられる。

すなわち、例えば、仮に債務免除益に係る所得税課税が、債務の免除に対応して消極財産が減じ、それによりプラスマイナスの総財産が増加して、所得税法上、資産が増加して担税力が増加することに着目するものと考えるならば、相続人が承継した相続債務について、相続税課税において(将来の債務免除の可能性の高さ等を考慮して)課税価格の算入から控除されなかった場合には、債務免除の前提となる債務負担において担税力を減殺するものではないと評価されそのように処遇されているのであり、そうである以上、担税力を減殺しない債務の負担について当該債務が免除されることによって担税力が増加したと評価されるものではなく、したがって、当該債務免除によって資産の増加は生じないという考え方があり得る。

また、債務免除益に係る所得税課税が、借入金債務の免除の場合のように、対応する経済的価値の流入を減殺していた債務が免除されることでそれに相応する経済的価値分の減殺の前提が崩れ、それにより担税力が増加することを捉えるものとするならば、包括承継である相続によって、相続財産(積極財産)と相続債務が承継される場合、相続財産(積極財産)と相続債務との間には、上記借入金とその返済債務と同様の構造を見出すことができる。そして、相続後における相続債務の免除は、この構造を免除の範囲で覆すことになるから、これに相応した相続財産(積極財産)の取得による経済的価値につき、担税力が増加するとみることができる。そうだとすれば、相続税課税において、そもそも、相続債務の金額が相続財産(積極財産)の課税価格から控除されなかったのであれば、当該債務については上記構造の成立が認められなかったということとなるから、その後に免除がされても、それにより担税力が増加するものではないという考え方もあり得る。

(2) 以上は、相続債務の債務免除益に係る所得税課税において、直ちにこれらの考え方が採られるべき旨を述べるものではない。

上記(1)は、相続税は一種の所得税であり両者は共通する性格を有するという理解の下、具体的な事象の評価及び扱いを統一的、共通的に行うべきであり、相続税の課税において債務控除の対象とならないとの評価及び扱いがされた場合、所得税課税において同様の評価及び扱いがされるべきであることを前提としている。しかし、所得税と相続税に上記のとおり共通する性格を有する面があるとしても、相続税法は、本来は相続人等の所得税の課税対象となるべきとも考えられる相続財産の取得について、所得税法とは別個に、固有の課税体系を設

けているのであって、特別の規定がない限りは、具体的な事象の評価及び扱いは、それぞれの領域ごとに独立してされるべきであるとの考え方もあり得る。このような前提に立てば、本件においても、相続税法上、本件債務が(相続税法上の観点からの)担税力を減少させるものではないと評価されるべきものであるとしても、借入金債務である本件債務について免除の効力が生じることについて(所得税法上の観点から)担税力があると評価することが妨げられることはないと考えられることもできる。

また、上記(1)では、借入金債務の免除との対比においては、包括承継の一部として債務免除に係る債務を相続人が負担している点を捉えて、一方に当該債務を含む相続債務の承継・負担があり、他方に相続財産(積極財産)の取得があると捉えたものであるが、これに対し、当初の借入金債務と借入金の承継に着目することも考えられるのかもしれない。もっとも、そのような考え方による場合には、当初の借入金による経済的価値と借入金債務とを相続人がどのように承継しているのかが問題となり、本件のように和解契約を経ている場合には、借入金からの財産の変遷とともに、借入金債務についても和解契約(裁判上の和解)による変容があり、それらをどうみるのかという問題も生じ得るように思われる。

(3) そもそも、債務免除益に係る所得税課税の根拠及び要件については様々な議論がある上、本件におけるような相続が関わる場合の相続債務との関係については、従来、十分な議論がされてきたとはいえない。

多数意見は、本件における本件規定の適用について判断したものであって、本件場合における相続人の債務免除益の所得該当性について、肯定、否定いずれの判断をしたものでもない。

裁判官石兼公博の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見と異なり、原審の判断は是認することができ、本件上告を棄却すべきであると考えてるので、以下、その理由を述べる。

1 相続税法13条1項1号は、相続税の課税価格に算入すべき価額から、被相続人の債務で相続開始の際現に存するものを控除する旨を定め、同法14条1項は、相続税の課税価格に算入すべき価額からその金額を控除すべき債務は、「確実に認められるもの」に限る旨を定めている。これらの規定は、債務の弁済に必要な資金を相続税課税の対象外とすることによって、これを相続人に留保させることを意図したものと考えられるところ、このことは、上記各条項所定の債務が、相続人の担税力を減少させる要因として評価されていることを意味する。すなわち、当該債務は、担税力を減少させるものとして、消極的経済的価値を有するものと捉えられている。

これを本件についてみると、本件相続に係る被上告人

らの相続税において、本件債務は、相続税法13条1項1号及び14条1項所定の債務に当たらないものとして、その課税価格に算入すべき価額から控除されなかったものであり、これによって、本件債務は、担税力を減少させる価値を有するものとは評価されずに、これに相当する経済的価値が相続税の課税対象となったといえることができる。このような本件債務が相続の後に免除されたことによって被上告人らが受ける経済的利益に対して所得税を課すことは、本件債務が担税力を減少させるものであったために、その免除が担税力を増加させると評価することを意味するものと考えざるを得ない。すなわち、本件債務は、相続税課税時には担税力を減少させる価値がないと評価されたものの、所得税課税時には担税力を減少させる価値があるという異なった評価を受けたため、本件債務という同一の消極的経済的価値に対して、所得税と相続税が二重に課税されたものといえることができる。

2 本件において、本件債務が免除されたことによって被上告人らが受ける経済的利益に対して所得税を課すことが二重課税に当たらないとする論拠には、「相続税の課税対象は積極財産であって、消極財産（債務）はその課税価格を算出する際の控除要素にとどまり、課税対象に含まれない」というものが考えられる。

確かに相続税法は、債務に関する規定を、相続税の課税価格に算入すべき価額との関係で設けているが（13条1項1号、14条1項）、課税価格（課税標準）は飽くまでも課税対象（課税物件）を数量化して税額を算出するための概念であって、相続税の課税価格の算出に当たって債務が控除されるか否かは、その課税対象の範囲にも関わる事柄とみるべきである。そして、所得税においては、「課税対象は積極財産に限り、消極財産は課税標準の算出に当たって考慮されるにすぎない」とは考えられていない。多数意見も引用する最高裁平成22年7月6日判決は、本件規定の趣旨を「相続税…の課税対象となる経済的価値」に所得税を課さないことと判示しているが、以上で見たところによれば、ここでの「課税対象となる経済的価値」を、積極財産に限定すべきであるとは考えられない。そうすると、本件債務の消極的経済的価値が相続税の課税価格の算定において控除されなかったことは、単に課税標準の算定の問題にとどまるものではないといえるべきであって、上記1のとおり、これに相当する経済的価値が相続税の課税対象とされたことを意味するものと理解すべきである。

3 以上によれば、本件において、本件債務の免除により被上告人らが受ける経済的利益に対して所得税を課すことは、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除する趣旨の規定である本件規定に反するものであり、本件各処分は取り消されるべきであると考えられる。

(裁判長裁判官 沖野眞已 裁判官 林 道晴 裁判官 渡辺恵理子 裁判官 石兼公博 裁判官 平木正洋)

記事

◎令和8年度長官所長会同協議結果概要

1 令和8年6月10日、11日の両日にわたり、最高裁判所において、全会同員が参集する形で、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。

本年の会同においても、昨年までと同様、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について、協議が行われた。

具体的には、本年は、5月に民事訴訟のデジタル化フェーズ3が開始され、以後、順次刑事手続・少年事件、家事事件・民事非訟事件へと全事件分野にわたってデジタル化が進展することや、裁判官を含む裁判所職員の置かれた環境や働き方に関する意識の変化などを踏まえ、中長期的な組織課題に対する各庁の実情に適した取組の実情や課題、対応策等について意見交換が行われた。

近時の裁判所を取り巻く社会経済情勢等の変化の速さは、これまで経験したことのないものであり、デジタル化も日進月歩の進展が続いており、近い将来であっても的確に予測することは容易ではない状況の中では、当面の裁判手続のデジタル化を着実かつ円滑に導入・実行していくためには、庁の規模や実情の相違も踏まえつつ、柔軟かつ機動的に軌道修正を図っていくことが重要であるという意見が多く出された。一方で、上記のような姿勢で組織的な取組を行うに当たって、試行錯誤として許容される範囲についての認識が十分に共有されていないといった指摘もあった。

その上で、柔軟かつ機動的で施策実行力の高い組織運営を行い、組織課題に対する取組を進めるために、地方裁判所・家庭裁判所において、所長や幹部職員が中心となることが必要であり、裁判官を含む職員の異動も念頭に、次代継承や継続性を意識することが重要であるという意見が出され、異論は見られなかった。そのような認識の下、所長等において、各庁の実情についての確かな把握を進めながら、裁判官その他の職員との間、他庁や上級庁との間の連携協働や情報流通を更に

促進するための工夫、課題等について、意見交換が行われた。意見交換においては、各デジタルツールの活用が進んできたことにより、部や庁、世代等を超えたコミュニケーションが促進されるようになってきており、庁規模等を踏まえた役割分担を意識しつつ、若い世代の声や多様な知識・経験が組織運営に活かされるようになってきているといった意見があった。一方で、立場や部署、担当事務等による情報に差があることを意識しながら全体的な議論を進める必要性についての指摘や、デジタルツールの活用次第ではかえって情報過多となってしまう、的確な情報伝達に課題があるといった指摘もあり、更なるコミュニケーションの工夫の必要性についての意見も出された。

2 事務的協議においては、近時の社会経済情勢の変化やそれに伴う国民のニーズの変化等に適切に対応し、将来にわたって、より質の高い裁判を迅速に行うため、裁判事務の合理化・効率化を進めていくことが重要であるとの認識の下、デジタル化を契機とした裁判事務の検討、とりわけ標準的・汎用的な事務処理を推進して、裁判事務を合理化・効率化していくための課題等について意見交換が行われた。

デジタル化は裁判事務の合理化・効率化を進める重要な契機になるべきものであり、システム導入等により標準的・汎用的な事務処理を進めていくことは重要であり、裁判利用者との関係でもそれが望ましいという意見が多かった。もっとも、裁判官の職権行使の独立や、審理運営・事務処理上の創意工夫等との関係で、どのようにバランスを取りながら進めていくのがよいかについて、更に検討が必要であるという指摘もあった。

以上を踏まえつつ、標準的・汎用的な事務処理の推進を組織として進める上で所長がどのような役割を果たすべきかについても議論がされた。その中では、各庁の実情・規模を踏まえ、具体的な事件分野や業務を前提とした地道な議論を継続的に行うことが重要であるとの意見が多く出された。また、庁の規模に応じた役割分担や上級庁の関わりについても更なる工夫が必要であるといった指摘もあった。

◎人事異動

山形地方・家庭裁判所判事補

千葉地方・家庭裁判所木更津支部判事

補

木村大慶

定年退官

東京簡易裁判所判事

山下伸生

(以上6月17日)

定年退官

東京簡易裁判所判事

西村公雄

(6月19日)

定年退官

高知簡易裁判所判事

萩原高德

(6月25日)

定年退官

大阪高等裁判所判事

上田卓哉

(6月26日)

定年退官

木更津簡易裁判所判事

山北 学

(6月28日)

大阪家庭・地方裁判所判事補

千葉地方・家庭裁判所松戸支部判事補

山田覚己

大阪地方・家庭裁判所判事補

鳥取地方・家庭裁判所判事補

青戸大悟

京都地方・家庭裁判所判事補

那覇地方・家庭裁判所判事補

赤瀬柚紀

東京地方裁判所判事補

函館地方・家庭裁判所判事補

佐藤秀行

木更津簡易裁判所判事

東京簡易裁判所判事

森 健児

(以上6月29日)

定年退官

東京簡易裁判所判事

森 義之

依願退官

京都地方裁判所判事補

林 萌百

(以上6月30日)

東京家庭裁判所判事

東京高等裁判所判事

日野直子

東京高等裁判所判事

水戸地方・家庭裁判所判事

佐々木健二

水戸地方・家庭裁判所判事

東京高等裁判所判事

三井大有

大阪家庭・地方裁判所岸和田支部判事補

千葉地方・家庭裁判所判事補

岸本若菜

神戸地方・家庭裁判所姫路支部判事補

鹿児島地方・家庭裁判所判事補

赤坂誠悟

依願退官

東京高等裁判所判事

佐藤 基

同

杉本宏之

大阪高等裁判所判事

木太伸広

(以上7月1日)

法 律 等

《犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律について》

標記の法律（令和八年法律第三十四号）が、令和八年六月十日に公布されました。この法律は、附則第一条の規定により、第二条及び附則第四条の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、第一条並びに附則第二条及び附則第三条の規定は同年七月十日からそれぞれ施行されます。

この法律は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ、預貯金口座等を利用した財産の移転等を人に有償で依頼する行為等に対する罰則の創設、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための警察官による預貯金口座等を用いた措置に関する規定の整備等の措置を講ずる必要があることを理由として公布されたものです。

◎犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

（令和八年六月一〇日公布 法律第三十四号）

法律Ⅱ別添1のとおり

《民法等の一部を改正する法律について》

民法等の一部を改正する法律（令和八年法律第四十五号）が、令和八年六月二十四日に公布されました。この法律は、附則第一条の規定により、同条各号に掲げる規定を除き、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行され、同条第二号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、同条第三号に掲げる規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行されます。

この法律は、高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、成年後見及び遺言の制度を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、成年後見について、後見及び保佐の制度の廃止並びに補助の制度の適用範囲の拡大、事理を弁識する能力を欠く常況にある者についての補助の制度の特例の創設、任意後見契約と補助の制度との関係の見直し等を行うとともに、遺言について、電磁的記録等をもって作成する保管証書遺言の創設等の措置を講ずるものです。

◎民法等の一部を改正する法律

（令和八年六月二四日公布 法律第四十五号）

（法律本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。）

◎民法等の一部を改正する法律新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添2のとおり

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十六条」に改める。

第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条中「二年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、第六章中同条を第二十五条とする。

第二十八条第一項中「以下この条において同じ」を「第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という」に、「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号イ」に、「特定事業者との間における預貯金契約に係る」を「当該」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条の二第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号ロ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十七条とする。

円」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十九条の二第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号ハ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条中「第二十七条及び前条第三号」を「第二十五条及び前条第一号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十一条第一号中「三億円以下」を「同条」に改め、同条第二号中「第二十六条」を「第三十三条」に、「二億円」を「三億円」に改め、同条第三号中「第二十七条」を「前条」に、「同条」を「二億円以下」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十条第一項中「この項」を「この項及び次条第四項第一号ホ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

第三十二条 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で特定役務利用財産移転行為をするように依頼した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、当該目的で、有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。

2 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、他人の依頼を受けて、当該他人に前項前段の目的があることの情を知って、有償で特定役務利用財産移転行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、特定役務利用財産移転行為を引き受けることを示して、有償で特定役務利用財産移転行為の実施を自己に依頼するよう、人を

勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。

3 業として第一項前段又は前項前段の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項及び第二項において「特定役務利用財産移転行為」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預貯金契約等役務（次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務をいう。次号及び第三号において同じ。）を利用して自己以外の者に財産を移転する行為

イ 預貯金取扱事業者 預貯金契約

ロ 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者 高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約

ハ 電子決済手段等取引業者 電子決済手段等取引契約

ニ 電子決済等取扱業者等 電子決済等利用契約

ホ 暗号資産交換業者 暗号資産交換契約

二 預貯金契約等役務を利用して受け取った財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為

三 預貯金契約等役務を利用して財産を受け取ることを約して、当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為

第三十三条 第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十九条の三第一項中「この項」を「この項及び第三十二条第四項第一号二」に、「一年」を「三

年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第三十条とする。

第二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第四章 監督（第十五条―第十九条）

第四章の二 口座等犯罪利用防止措置

第一節 口座等犯罪利用防止措置の実施（第十

第二節 特定被害回復給付金の支給

第一款 通則（第十九条の十一―第十九条の

第二款 特定被害回復給付金支給手続（第十

第三款 雑則（第十九条の十八―第十九条の

第三節 雑則（第十九条の二十八・第十九条の

目次中「第四章 監督（第十五条―第十九条）」を

九条の二―第十九条の十）

に、「第三十六条」を「第三十七条」に改める。

十三）

九条の十四―第十九条の十七）

二十七）

二十九）

第一条中「の措置」の下に「及び警察官による預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための措置」を加える。

第八条第五項中「都道府県公安委員会」の下に「（以下「公安委員会」という。）」を加え、同条第六項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第十条の二中「第十五号まで」の下に「、第二十五号」を加え、「次条及び第二十二条第二項第二号において」を「以下」に改め、「特定信託受益権」の下に「（信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託に係るものであって、同法第百十条第三項に規定する無記名受益

権に該当しないものに限る。）」を加え、「同条第十項」を「資金決済に関する法律第二条第十項」に改める。

第十九条第一項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改め、同条第三項中「道府県警察本部長」の下に「（以下「警察本部長」という。）」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 口座等犯罪利用防止措置

第一節 口座等犯罪利用防止措置の実施

（犯罪利用防止措置用口座等の開設等）

第十九条の二 警察官は、次条の規定による措置（以下「口座等犯罪利用防止措置」という。）を実施するため、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、次に掲げる特定事業者に対し、その身分を証明する証票及び国家公安委員会規則で定める書面の提示（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による措置であつて、当該提示に相当するものとして国家公安委員会規則で定めるものを含む。）を行つて、犯罪利用防止措置用口座等（警察本部長と次の各号に掲げ

る特定事業者との間における当該各号に定める契約により、当該契約に係る役務の提供を受けるために開設され、又は設定される口座又はこれに準ずるもの（以下「口座等」という。）であつて、当該口座等に係る通帳、カードその他のものにおいて表示され、又は記録される当該口座等の名義人その他の事項について当該口座等が口座等犯罪利用防止措置のために用いられるものであることが当該口座等犯罪利用防止措置の相手方その他の者に推知されないようにするための措置が講じられるものをいう。以下同じ。）を開設し、又は設定することが出来る。

一 第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者（第二十六条第一項及び第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という。） 別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約（第二十六条第一項において単に「預貯金契約」という。）

二 第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この号及び第二十七条第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。） 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させる

ことを内容とする契約（第二十七条第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約」という。）

三 第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この号及び第二十八条第一項において「資金移動業者」という。） 資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務の提供を受けることを内容とする契約

四 電子決済手段等取引業者 資金決済に関する法律第二十条各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（第二十九条第一項において「電子決済手段等取引契約」という。）

五 第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者（第三十条第一項において「電子決済等取扱業者等」という。） 銀行法第二十条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（第三十条第一項において「電子決済等利用契約」という。）

六 暗号資産交換業者 資金決済に関する法律第二十五条各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約（第三十一条第一項において「暗号資産交換契約」という。）

（口座等犯罪利用防止措置の実施）

第十九条の三 警察官は、次に掲げる者を認めた場合において、預貯金口座等（前条各号に掲げる特定事業者との間における当該各号に定める契約に係る役務（以下この条及び第三十二条第四項において「預貯金契約等役務」という。）の提供を受けるために開設され、又は設定された口座等をいう。以下この条及び第十九条の十一第三号において同じ。）が犯罪に利用されることを防止するために必要があると認めるときは、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、その者に対し、犯罪利用防止措置用口座等に係る通帳、カード、預貯金契約等役務の提供を受けるために必要な情報その他当該預貯金契約等役務の提供を受けるために必要なもの（以下「犯罪利用防止措置用通帳等」という。）を譲り渡し、交付し、又は提供すること、同項に規定する特定役務利用財産移転行為（第二号及び第十九条の六第四項第二号において単に「特定役務利用財産移転行為」という。）をすることを受託して犯罪利用防止措置用口座等において財産を受け取るために必要な情報（以下この条において「口座等関係情報」という。）を提供することその他の預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための犯罪利用防止措置用口座等又は犯罪利用防止措置用通帳等を用いた措置を講ずることができる。この場合において

は、警察官は、当該措置を的確に実施するために必要と認められる範囲内において、当該警察官の氏名、身分その他の事項、当該犯罪利用防止措置用通帳等又は当該口座等関係情報が犯罪利用防止措置用口座等に係るものであることその他当該措置に係る事実を隠し、又は偽ることが出来る。

一 第二十六条第一項に規定する預貯金通帳等、第二十七条第一項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報、第二十八条第一項に規定する為替取引カード等、第二十九条第一項に規定する電子決済手段等取引情報、第三十条第一項に規定する電子決済等利用情報又は第三十一条第一項に規定する暗号資産交換利用情報を譲り渡し、交付し、又は提供するよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者（通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由があると認められる者を除く。）

二 有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、人に依頼し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者（前号に規定する正当な理由があると認められる者を除く。）

（特定事業者に対する協力の求め）

第十九条の四 警察官は、口座等犯罪利用防止措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、

第十九条の二各号に掲げる特定事業者に対し、犯罪利用防止措置用口座等に係る取引に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(移転を受けた財産の保管)

第十九条の五 口座等犯罪利用防止措置が講じられた場合において、次の各号に掲げる財産の移転があったときは、当該口座等犯罪利用防止措置の指揮を行う警察本部長は、次条第一項の規定による返還を行うために当該各号に定める財産を保管しなければならない。

一 犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転 当該移転に係る財産

二 前号に掲げるもののほか、犯罪利用防止措置用通帳等の譲渡し、交付又は提供の対価を受け取ることその他の事由による警察官への金銭その他の財産の移転 当該移転に係る財産

2 警察本部長は、前項の規定により保管する財産が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき、又はその保管若しくは返還に過大な費用若しくは手数を要するときは、当該財産を換価して当該換価により得られた金銭を保管することができる。

(保管財産の返還)

第十九条の六 前条の規定により財産を保管した警察本部長は、速やかに、当該保管の原因となった同条

第一項各号に掲げる財産の移転（以下「保管原因行為」という。）を行った者に対し、当該保管に係る財産（当該財産が金銭債権である場合にあっては、当該金銭債権の価額に相当する金銭）を返還するものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる事情がある場合には、当該事情がやんだ後速やかに返還するものとする。

一 この節の規定の施行又は犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあること。

二 保管原因行為が前条第一項第一号に掲げる財産の移転である場合において、当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等に係る財産の払戻しを求める訴えが提起されていること又は当該財産に係る債権について強制執行、仮差押え若しくは仮処分の手続が行われていること。

三 前二号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事情

2 前項の規定により返還する財産の価額又は数量（以下この項及び第四項において「価額等」という。）は、前条の規定による当該財産の保管が犯罪利用防止措置用口座等において行われた場合には、当該保管の開始の時の価額等によるものとする。

3 第一項の規定による返還に要する費用は、当該返還を受ける者の負担とする。

4 警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げるときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による返還の相手方に対して引き渡す財産の価額等から、当該各号に規定する移転に係る財産に相当する財産の価額等を控除することができる。

一 当該保管原因行為の前又は後に当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から財産の移転があった場合であつて、当該返還の相手方が当該移転を行ったと認められるとき。

二 当該保管原因行為の前又は後に警察官が他人の依頼を受けて当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から特定役務利用財産移転行為をして財産の移転を行った場合であつて、当該返還の相手方が当該依頼を行ったと認められるとき。

5 第一項の規定により返還する財産には、利息を付さない。

(返還のための調査)

第十九条の七 警察本部長は、前条第一項の規定による返還を行うため、必要な調査を行うものとする。

2 警察本部長は、前項の規定による調査のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照

会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 警察本部長は、第一項の規定による調査の結果その他の事由により前条第一項の規定により返還を受けるべき者を認めたときは、速やかに（同項各号のいずれかに掲げる事情がある場合にあっては、当該事情がやんだ後速やかに）、その者に対し、当該返還を受けるために必要な手続を通知しなければならない。

(公告)

第十九条の八 警察本部長は、第十九条の五の規定により保管する財産（第十九条の六第四項各号に規定する移転があった場合における当該移転に係る財産を含む。以下「保管財産」という。）について、前条第一項の規定による調査を行ってもなおその返還を受けるべき者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

2 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該警察本部長が置かれる都道府県警察の名称

二 当該保管財産の保管原因行為があった日時

三 当該保管財産の保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び名義人の氏名又は名称その他の当該保管原因行為に係る事項（前号に掲げる事項を除く。）

四 当該保管財産の内容

五 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

（返還時の措置）

第十九条の九 警察本部長は、第十九条の六第一項の規定による返還を行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該返還を受けるべき者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2 警察本部長は、第十九条の六第一項の規定による返還のため必要があると認めるときは、当該返還を受けようとする者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察官に質問させることができる。

3 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（保管財産の返還を受ける権利の消滅）

第十九条の十 第十九条の八第二項の規定による公告の日から起算して六月（第十九条の六第一項各号に掲げる事情があった期間を除く。）を経過してもなお第十九条の六第一項の規定により保管財産の返還を受けるべき者を知ることができず、若しくはその所在を知ることができないうとき、又は当該返還を受けるべき者が保管財産について返還を受ける権利（以下「返還請求権」という。）を放棄したときは、当該保管財産に係る返還請求権は消滅する。この場合において、当該保管財産が金銭以外の財産であるときは、警察本部長は、速やかに、その換価をしなければならない。

第二節 特定被害回復給付金の支給

第一款 通則

（定義）

第十九条の十一 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定被害回復給付金 給付資金から支給される金銭であつて、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として次款及び第三款の規定によりその金額が算出されるものをいう。

二 給付資金 第十九条の十四第四項又は第十九条の二十第三項の規定により公安委員会が保管する金銭をいう。

三 支給対象犯罪行為 詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であつて、人に、移転元預貯金口座等（預貯金口座等を移転元として第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転が行われた場合における当該移転元の預貯金口座等をいう。第十九条の十四及び第十九条の十五第二項第三号において同じ。）に対する財産の移転を行わせることにより、当該財産を害したものをいう。

四 費用 この節の規定による通知に要する費用その他の給付資金から支弁すべきものとして国家公安委員会規則で定める費用をいう。

（特定被害回復給付金の支給）

第十九条の十二 公安委員会は、この節の定めるところにより、支給対象犯罪行為により害を被つた者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつてこれにより財産を失つたものに対し、特定被害回復給付金を支給する。

2 公安委員会は、前項に規定する者（以下「対象被害者」という。）について、相続その他の一般承継

があつたときは、この節の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、特定被害回復給付金を支給する。

（特定被害回復給付金の支給を受けることができない者）

第十九条の十三 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、特定被害回復給付金の支給を受けることができない。

一 支給対象犯罪行為により失われた財産（当該財産が二人以上の者の共有に属するときは、その持分。以下この条において同じ。）の価額に相当する損害の全部について、その填補又は賠償がされた場合（当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該填補又は賠償がされた場合に限る。）における当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人

二 支給対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、支給対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、支給対象犯罪行為により財産を失つたことについて自己に不法原因がある者その他特定被害回復給付金の支給を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれら

の者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人

第二款 特定被害回復給付金支給手続

(特定被害回復給付金支給手続の開始)

第十九条の十四 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合（当該保管財産について第十九条の十の規定による換価を行うべき場合にあっては、当該換価が終了した場合に限る。第五項において同じ。）であつて、当該財産の移転について移転元預貯金口座等があるときは、当該都道府県警察を管理する公安委員会に対し、当該保管財産に係る給付資金から特定被害回復給付金を支給するための手続（以下「特定被害回復給付金支給手続」という。）を開始することを求めなければならない。ただし、当該保管財産（当該保管財産が第十九条の十の規定により換価された場合にあっては、当該換価により得られた金銭。第四項及び第十九条の二十四第一項において同じ。）の価額が特定被害回復給付金支給手続に要することが見込まれる費用の額として国家公安委員会規則で定める額を超えないときは、この限りでない。

21

第十九条の十五 公安委員会は、前条第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、速やかに、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

2 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 特定被害回復給付金支給手続を開始した旨

二 特定被害回復給付金支給手続を行う公安委員会の名称

三 当該決定に係る犯罪利用防止措置用口座等及び移転元預貯金口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び名義人の氏名又は名称

四 当該決定に係る給付資金の額

五 支給申請期間

六 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

3 前項第五号の支給申請期間は、同項の規定による公告があつた日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。

23

2 公安委員会は、前項の求めがあつたときは、遅滞なく、特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をするものとする。

3 前項の決定は、第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転に係る犯罪利用防止措置用口座等とにするものとする。

4 公安委員会は、第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、当該決定に係る保管財産を給付資金として保管するものとする。

5 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合であつて、当該財産の移転について移転元預貯金口座等がないとき、又は第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

6 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、当該返還請求権が消滅した保管財産について特定被害回復給付金支給手続が行われない旨を公告しなければならない。

(公告等)

22

4 公安委員会は、対象被害者又はその一般承継人であつて知れているものに対し、第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。ただし、特定被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者については、この限りでない。

5 前各項に規定するもののほか、第二項の規定による公告及び前項の規定による通知に関して必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の準用)

第十九条の十六 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第九条第一項及び第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項から第三項まで並びに第十七条の規定は、公安委員会による特定被害回復給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定（同法第十四条第三項を除く。）中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

24

第九条第一項第一号

対象被害者

対象被害者（犯罪による収益の移転防

25

第九條第一項第二号	支給対象犯罪行為	止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）第十九条の十二第二項に規定する対象被害者をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）
第十一條第二項	第二十八條第一項	犯罪収益移転防止法第十九条の十八
第十二條第一項	書面をもって行い、かつ、理由を付し、当該裁定をした検察官がこれに記名押印を	理由を付した書面をもって

25

第十四條第二項	給付資金	項において同じ。）
	犯罪被害財産支給手続	犯罪収益移転防止法第十九条の十二第二号に規定する給付資金
	費用等	特定被害回復給付金支給手続
第十四條第三項	記載し、法務省令で定めるところにより	記載するとともに、警察庁長官に対し、その旨を公告することを求めなければならない。この場合において、警察庁長官は、速やかに

27

第十二條第三項及び第十三條	検察官が所属する検察庁	都道府県公安委員会
第十二條第三項	検察庁に	都道府県公安委員会の庁舎に
第十四條第一項	すべて	当該特定被害回復給付金支給手続（犯罪収益移転防止法第十九条の十四第一項に規定する特定被害回復給付金支給手続をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る全て
	、第二十六條第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び犯罪被害財産支給手続	及び当該特定被害回復給付金支給手続
費用		費用（犯罪収益移転防止法第十九条の十一第四号に規定する費用をいう。次

26

- 法一という。）第九條第一項の規定による申請がないとき。
- 二 準用支給法第九條第一項又は第二項の規定による申請の全てについて準用支給法第十条又は第十一条の規定による裁定があった場合において、準用支給法第十条第一項の規定による特定被害回復給付金の支給を受けることができる者に該当する旨の裁定（以下「資格裁定」という。）を受けた者がないとき。
- 三 準用支給法第十四條第一項及び第二項並びに第十七条の規定（第十九条の二十一第二項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）により支給すべき特定被害回復給付金の全てについて、当該規定によりこれを支給したとき。
- 2 公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をしたときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。
- 3 警察庁長官は、前項の求めがあったときは、速やかに、特定被害回復給付金支給手続が終了した旨を公告しなければならない。

第三款 雑則

28

(調査)

第十九条の十八 公安委員会は、この節の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、準用支給法第九条第一項又は第二項の規定による申請をした者（第三十五条第四号において「特定被害回復給付金申請者」という。）その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償請求権等との関係)

第十九条の十九 特定被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その支給を受けた額の限度において消滅する。

(不正利得の徴収等)

第十九条の二十 特定被害回復給付金支給手続において、偽りその他不正の手段により特定被害回復給付金の支給を受けた者があるときは、公安委員会は、地方税の滞納処分等の例により、その者から、その支給を受けた特定被害回復給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

3 公安委員会は、第一項の規定による徴収をしたときは、当該徴収に係る金銭を給付資金として保管するものとする。

4 公安委員会は、前項の規定による保管をした場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において第一項に規定する者以外の者で資格認定を受けた者（特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格認定を受けた者」という。）があり、かつ、当該他の資格認定を受けた者について既に支給した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額（資格認定において定められた準用支給法第十条第二項に規定する犯罪被害額をいう。次条第二項において同じ。）に満たないときは、遅滞なく、当該保管に係る給付資金を原資として、準用支給法第十四条第一項から第三項まで及び第十七条の規定の例により、当該他の資格認定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、第一項に規定する者から徴収した額が千円未満である場合は、この限りでない。

(権利の消滅等)

第十九条の二十一 特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、準用支給法第十四条第三項（前条第四項

及び次項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による公告があった時から六月間行使しないときは、消滅する。

2 公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において当該権利を有していた者以外の者で資格認定を受けた者（特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格認定を受けた者」という。）があり、かつ、当該他の資格認定を受けた者について既に支給した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、同項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額に相当する額の金銭を原資として、準用支給法第十四条第一項から第三項まで及び第十七条の規定の例により、当該他の資格認定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、前項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額が千円未満である場合は、この限りでない。

(特定被害回復給付金の支給を受ける権利の保護)

第十九条の二十二 特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえる

ことができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(戸籍事項の無料証明)

第十九条の二十三 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、公安委員会又は特定被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、対象被害者若しくはその一般承継人又は資格認定が確定した者の一般承継人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(都道府県の一般会計への繰入れ等)

第十九条の二十四 警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該各号に定める財産を当該都道府県警察の属する都道府県の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

一 第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第二号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅したとき 当該保管財産

二 第十九条の十四第六項の規定による公告が行われたとき 当該公告に係る保管財産

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該各号に定める金銭を当該公安委員会が置かれている都道府県の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

一 第十九条の十七第一項の規定が確定した場合において、当該確定の時に給付資金を保管しているとき 当該給付資金（当該確定の前に第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合にあつては、当該保管をした金額（同条第四項の規定により当該保管に係る給付資金を原資として特定被害回復給付金が支給された場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）に相当する金銭を除く。）

二 第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合において、同条第四項の規定により特定被害回復給付金の支給を受けるべき者がいないとき 当該保管をした給付資金

三 第十九条の二十第三項の規定による保管をした給付資金について同条第四項及び第十九条の二十一第二項の規定により支給すべき特定被害回復給付金の全てを支給した場合において、給付資金をなお保管しているとき 当該給付資金

3 都道府県は、前二項の規定により当該都道府県の一般会計の歳入に繰り入れられた金銭の額に相当す

る金額を、犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）第二条第三項に規定する犯罪被害者等のための施策を行うために必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

（公安委員会に対する審査の申立て）

第十九条の二十五 次の各号に掲げる裁定、決定その他の行為（以下この項及び次条において「裁定等」という。）に不服がある者は、それぞれ当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該裁定等をした公安委員会に対し、審査の申立てをすることができる。

一 準用支給法第十条又は第十一条の規定による裁定 裁定書の謄本の送達があつた日の翌日

二 第十九条の十七第一項の決定 当該決定の公告があつた日の翌日

三 前二号に掲げるもののほか、この節の規定に基づく手続に係る公安委員会の行為で国家公安委員会規則で定めるもの 国家公安委員会規則で定める日

2 前項の規定にかかわらず、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であっても、審査の申立てをすることができる。

第十九条の二十六 この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定により公安委員会に対し

て裁定等についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、当該公安委員会の不作為（この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定による申請に対して何らの裁定等をもしないことをいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該公安委員会に対し、当該不作為についての審査の申立てをすることができる。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の準用）

第十九条の二十七 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条の三から第四十一条まで、第四十二条第一項（第四号及び第六号を除く。）及び第二項、第四十二条の二（第三号を除く。）並びに第四十三条から第四十七条までの規定は、前二条の規定による公安委員会に対する審査の申立てについて準用する。この場合において、これらの規定（同法第四十四条を除く。）中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条の三第二項	第四十条第一項各号	犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」とい
-----------	-----------	------------------------------------

第四十条の三第二項第一号及び第三項第一号、第四十二条第一項第三号、第五号及び第七号並びに第二項、第四十二条の二第一号及び第四号、第四十五条、第四十六条並びに第四十七条第一項及び第三項	処分等	裁定等
	処分等	う。（）第十九条の二十五第一項各号
	裁定等	裁定等（同項に規定する裁定等をいう。以下同じ。）に

第四十条の三第三項	前条	犯罪収益移転防止法第十九条の二十六
第四十一条及び第四十七 条第五項	第四十条第一項第三号	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五 第一項第一号
第四十二条第一項	第四十条第一項の	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五 第一項の
第四十二条第一項第一 号	第四十条第一項	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五 第一項
第四十二条第一項第三 号、第四十五条、第四 十六条及び第四十七 条	第四十条第一項各号	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五 第一項各号
第一項		
第四十二条第一項第五 号	この法律又はこの法律	犯罪収益移転防止法第四章の二第二節 又は同節の規定

37

第四十二条第二項	、第六号又は 行為を変更すべきことを命じ、若 しくはこれ	又は 行為
第四十二条の二、第四 十五条及び第四十七 条第二項	第四十条の二	犯罪収益移転防止法第十九条の二十六
第四十二条の二第一号	不作為	不作為（犯罪収益移転防止法第四章の 二第二節又は同節の規定に基づく国家 公安委員会規則の規定による申請に対 して何らの裁定等をもしないことをい う。第四号において同じ。）
第四十二条の二第四号	審査の申立てに係る不作為が検察 庁の長によるものである場合にお	審査の

38

第四十三条	いて、その	犯罪収益移転防止法第十九条の十六に おいて準用する第十二条の
第十二条の	第四十二条第一項各号及び前条各 号	第四十二条第一項各号（第四号及び第 六号を除く。）及び前条各号（第三号 を除く。）
第十二条中「検察官」とあるのは 「検察庁の長」と、同条第二項		犯罪収益移転防止法第十九条の十六に おいて準用する第十二条第二項
第三十八条第一項から第五項まで		第三十八条
（被害回復給付金		（特定被害回復給付金
犯罪被害財産等による被害回復給 付金の支給に関する法律第四十条		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五 第一項に
第一項に		

39

第四十三条第一項及び 第五項	第四十二条第一項各号	犯罪被害財産等による被害回復給 付金の支給に関する法律第四十条 第一項第一号に掲げる処分又は同 項第二号
第四十七條第一項及び 第二項	検察官が所属する検察庁	犯罪収益移転防止法第十九条の二十五 第一項第二号
		警察庁長官に対し、当該決定が取り消 され、又は変更された旨を公告するこ とを求めなければならない。この場合 において、警察庁長官は、国家公安委 員会規則で定めるところにより、その 第四十一条第一項各号（第四号及び第 六号を除く。）
		都道府県公安委員会

40

第四十七条第二項	第四十二條の二各号	第四十二條の二各号（第三号を除く。）
第四十七條第三項	第十二條第二項	犯罪収益移転防止法第十九條の十六において準用する第十二條第二項
第四十七條第五項	国	都道府県

第三節 雑則

（適用除外）

第十九條の二十八 第十九條の二各号に掲げる特定事業者が行う犯罪利用防止措置用口座等に係る取引については、第四條第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項、第七條第一項並びに第八條第一項の規定は、適用しない。

2 警察官が口座等犯罪利用防止措置又はその準備のために行う行為については、第二十六條第一項及び第二項、第二十七條第一項及び第二項、第二十八條第一項及び第二項、第二十九條第一項及び第二項、第三十條第一項及び第二項、第三十一條第一項及び第二項並びに第三十二條第二項前段の規定は、適用

しない。

3 第十九條の二の規定による求めに応じて開設され、又は設定された犯罪利用防止措置用口座等に係る犯罪利用防止措置用通帳等を、同条各号に掲げる特定事業者であつて当該開設又は設定を行ったものが警察官に交付し、又は提供する行為については、第二十六條第二項、第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項及び第三十一條第二項の規定は、適用しない。

4 犯罪利用防止措置用口座等については、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二章から第四章までの規定は、適用しない。

（国家公安委員会規則への委任）

第十九條の二十九 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第二十二條第四項及び第九項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改める。

第二十四條中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第二十六條第一項中「特定事業者（第二條第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定

事業者に限る。第三十二條第四項第一号において「」を削り、「」という。）との「」を「との」に改め、「（別表第二條第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号イにおいて同じ。）」を削る。

第二十七條第一項中「第二條第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二條第四項第一号ロにおいて「」を削り、「」という。）との「」を「との」に改め、「（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三條第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号ロにおいて同じ。）」を削る。

第二十八條第一項中「第二條第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二條第四項第一号において「」を削り、「」という。）との「」を「との」に改める。

第二十九條第一項中「特定事業者（第二條第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二條の八第二項の規定により同法第二條第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二條第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限

る。以下この項及び第三十二條第四項第一号ハにおいて「」を削り、「」という。）との「」を「との」に改め、「（同法第二條第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号ハにおいて同じ。）」を削る。

第三十條第一項中「特定事業者（第二條第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二條第四項第一号ニにおいて「」を削り、「」という。）との「」を「との」に改め、「（銀行法第二條第十七項各号、信用金庫法第八十五條の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号ニにおいて同じ。）」を削る。

第三十一條第一項中「（資金決済に関する法律第二條第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び次條第四項第一号ホにおいて同じ。）」を削る。

第三十二條第四項第一号中「次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役割及び」「及び」「又は資金移動業者」を削り、「いう」を「含む」に改め、同号イからホまでを削る。

第三十六条中「前条第一号一」を「前条第一項第一号一」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条第三号中「前条」を「第三十四条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の九第二項の規定による求めに対し、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、

又は同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をしたとき。

二 準用支給法第九条第一項又は第二項に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出したとき。

三 準用支給法第十七条第一項の届出書に虚偽の記載をして提出したとき。

四 第十九条の十八の規定により報告又は文書の提出を命ぜられて、虚偽の報告をし、又は虚偽の記載をした文書を提出したとき（特定被害回復給付金申請者又は準用支給法第十七条第一項の規定により届出をした者が違反した場合に限る。）。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（政令への委任）

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（特定複合観光施設区域整備法の一部改正）

第三条 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第一号へ及び第二号イ(6)、第六十条第二項第一号ロ及び第二号ロ、第九十四条第二号ハ、第一百六条第二項第二号並びに第一百四十五条第二項第一号ハ及び第二号イ(2)中「第三十一条」を「第三十五条」に改める。

第四条 特定複合観光施設区域整備法の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第一号へ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改め、同項第二号イ(6)中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

第六十条第二項第一号ロ中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改め、同項第二号ロ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改める。

第九十四条第二号ハ及び第一百六条第二項第二号中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

第一百四十五条第二項第一号ハ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改め、同項第二号イ(2)中「第

三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

〔補助人の同意を要する旨の審判等〕

第九條 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、補助開始の審判を受けた者が特定の行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができ、ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

一 補助開始の審判をする場合において、第七條第一項に規定する者から請求があつたとき。

二 補助開始の審判があつた後、第七條第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があつたとき。

前項の特定の行為は、次に掲げる行為のうち家庭裁判所が定めるものをいう。

一 預金又は貯金の預入又は払戻しの請求をすること。

二 元本を償取し、又は利用すること。

三 借財又は保証をすること。

四 居住の用に供する建物の大修繕に関する工事の請負契約その他の重要な役務の提供に関する契約を締結すること。

五 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

六 訴訟行為をすること。

〔成年被後見人の法律行為〕

第九條 成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

〔特定補助人を付する旨の審判等〕

第十條 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、補助開始の審判を受けた者（補助開始の審判を受ける者となるべき者を含む、次條第一項において同じ。）が精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であり、かつ、必要があると認めるときは、その者のため第五項に規定する権限を有する補助人として特定補助人を付する旨の審判をすることができ、

一 補助開始の審判をする場合において、第七條第一項に規定する者から請求があつたとき。

二 補助開始の審判があつた後、第七條第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があつたとき。

前項の規定による審判があつたときは、同項の規定による審判を受けた者がした前條第二項各号に掲げる行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）は、取り消すことができる。

一 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、第七條第一項に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、前條第二項各号に掲げる行為以外の特定の行為について、第一項の規定による審判を受けた者がした行為を取り消すことができるもの

〔後見開始の審判の取消〕

第十條 第七條に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人を含む、以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう、以下同じ。）、又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

することができない場合は、この限りでない。

〔補助開始の審判等の取消〕

第十二条 第七条第一項に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、同項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

2) 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認めるときは、第七条第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、第九条第一項の規定による審判の全部又は一部を取り消すことができる。

3) 第十條第一項に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、第七條第一項に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、第十條第一項の規定による審判又は同條第三項の規定による審判の全部若しくは一部を取り消すことができる。

4) 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認めるときは、第七條第一項に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、第十條第一項の規定による審判又は同條第三項の規定による審判の全部若しくは一部を取り消すことができる。

5) 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認めるときは、第七條第一項に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、前條第一項の規定による審判の全部又は一部を取り消すことができる。

〔被保佐人及び保佐人〕

第十二条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

6) 第九條第一項、第十條第一項及び前條第一項の規定による審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

第十三条から第十九条まで 削除

〔保佐人の同意を要する行為等〕

第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九條ただし書に規定する行為については、この限りでない。

一 元本を領収し、又は利用すること。

二 借財又は保証をすること。

三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

四 訴訟行為をすること。

五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう）をすること。

六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承諾すること。

八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。

九 第六百二条に定める期間を超える貸貸借をすること。

十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後

見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人（以下同じ）の法定代理人としてすること。

2) 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九條ただし書に規定する行為については、この限りでない。

3) 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

4) 保佐人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

〔保佐開始の審判等の取消〕

第十四条 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

2) 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前條第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

〔補助開始の審判〕

第十五条 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七條又は第十一條本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

2) 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

3) 補助開始の審判は、第十七條第一項の審判又は第八百七十六條の九第一項の審判とともにしなければならない。

〔被補助人及び補助人〕

第十六条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

〔補助人の同意を要する旨の審判等〕

第十七条 家庭裁判所は、第十五條第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければ

ばならないものとする。ことができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

- 2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。
- 3 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意しないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。
- 4 補助人の同意を得なければならない行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

（補助開始の審判等の取消し）

- 1 第十八条第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。
- 2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第 二項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

- （意思表示の受領能力）
- 第九十八条の二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人の規定による審判を受けた者であつたときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知つた後は、この限りでない。
- 一・二 （略）

（意思表示の受領の特別代理人）

- 第九十八条の三 意思表示の相手方が精神上の理由により事理を判断する能力を欠く常況にある者である場合において、その者のためにその意思表示を受ける者がいないときは、家庭裁判所は、表意者の請求により、特別代理人を選任することができる。
- 2 前項の特別代理人は、同項の事理を判断する能力を欠く常況にある者のために同項の意思表示を受けることができる。
- 3 第一項の特別代理人は、同項の事理を判断する能力を欠く常況にある者につき、必要があると認めるときは、第七条第二項又は第十二条第一項の規定による審判の請求をすることができる。
- 4 第一項に規定する原因が消滅したときその他同項の特別代理人

を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

- （意思表示の受領能力）
- 第九十八条の二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であつたときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知つた後は、この限りでない。
- 一・二 （同上）

（新設）

（審判相互の関係）

- 第十九条 後見開始の審判をする場合において、本人が被保護人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。
- 2 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保護人であるときについて適用する。

（制限行為能力者の相手方の催告権）

- 第二十條 （同上）
- 2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人又は保佐人又は補助人に對し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を發しないときも、同項後段と同様とする。
- 3 （同上）
- 4 制限行為能力者の相手方は、被保護人又は被補助人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に對しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得べき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保護人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨

が前二項に規定する行為をする必要がなくなつたと認めるときは、家庭裁判所は、第一項の特別代理人若しくは利害關係人の請求により又は職権で、同項の規定による審判を取り消さなければならない。

第三節 （略）

- （代理権の消滅事由）
- 第一百十一条 代理権は、次に掲げる事由によつて消滅する。
- 一 （略）
- 二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは第十

条第一項の規定による審判を受けたこと。

（追認の要件）

- 第一百十四條 （略）
- 2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となつていない状況が消滅した後にすることを要しない。
- 一 法定代理人又は制限行為能力者の補助人が追認をするとき。
- 二 制限行為能力者（第十條第一項の規定による審判を受けた者を除く。）が法定代理人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

第三節 （同上）

- （代理権の消滅事由）
- 第一百十一条 代理権は、次に掲げる事由によつて消滅する。
- 一 （同上）
- 二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見

開始の審判を受けたこと。

（追認の要件）

- 第一百十四條 （同上）
- 2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となつていない状況が消滅した後にすることを要しない。
- 一 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。
- 二 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

き。

(未成年者)と時効の完成猶予

第百五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は第百五十八条第一項の規定による審判を受けた者に法定代理人がないときは、その未成年者若しくはその未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となつた時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

2 未成年者がその財産を管理する父、母又は未成年被後見人に対して権利を有するときは、その未成年者が行為能力者となつた時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。第百五十八条第一項の規定による審判を受けた者が特定補助人に対して権利を有するときは、同様とする。

(委任の終了事由)

第百五十九条 委任は、次に掲げる事由によつて終了する。

一・二 (略)

三 受任者が第百五十八条第一項の規定による審判を受けたこと。

第百六十七十九条 前条の場合のほか、組合員は、次に掲げる事由に

(未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予)

第百五十八条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となつた時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となつた時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

(委任の終了事由)

第百五十九条 委任は、次に掲げる事由によつて終了する。

一・二 (同上)

三 受任者が後見開始の審判を受けたこと。

第百六十七十九条 前条の場合のほか、組合員は、次に掲げる事由に

あつても、その法定代理人の同意を要しない。

(未成年被後見人が未成年被後見人を養子とする縁組等)

第百九十四条 未成年被後見人が未成年被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。未成年被後見人の任務が終了した後、またその管理の計算が終わらない間も、同様とする。

2 前項の規定は、特定補助人が第百五十八条第一項の規定による審判を受けた者を養子とする場合について準用する。

(婚姻の規定の準用)

第百九十九条 第七百三十九条の規定は、縁組について準用する。

(未成年被後見人と未成年被後見人との間の無許可縁組の取消し)

第百九十六條 第七百九十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。第百九十七條の二第二項において同じ。)の規定に違反した縁組は、養子又はその実方の親族から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、管理の計算が終わつた後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。

(後見人が被後見人を養子とする縁組)

第百九十四条 後見人が被後見人(未成年被後見人及び成年被後見人をいう。以下同じ。)を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。後見人の任務が終了した後、またその管理の計算が終わらない間も、同様とする。

(新設)

(婚姻の規定の準用)

第百九十九条 第七百三十八条及び第七百三十九条の規定は、縁組について準用する。

(後見人と被後見人との間の無許可縁組の取消し)

第百九十六條 第七百九十四条の規定に違反した縁組は、養子又はその実方の親族から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、管理の計算が終わつた後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。

よつて脱退する。

一・二 (略)

三 第百五十八条第一項の規定による審判を受けたこと。

四 (略)

第七百三十三條 精神上の理由により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によつて一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

第七百三十七條及び第七百三十八條 削除

(婚姻の規定の準用)

第七百六十四條 第七百三十九條及び第七百四十七條の規定は、協議上の離婚について準用する。

(認知能力)

第七百八十條 認知をするには、父又は母が未成年者であるときで

よつて脱退する。

一・二 (同上)

三 後見開始の審判を受けたこと。

四 (同上)

第七百三十三條 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によつて一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

第七百三十七條 削除

(成年被後見人の婚姻)

第七百三十八條 成年被後見人が婚姻をするには、その成年被後見人の同意を要しない。

(婚姻の規定の準用)

第七百六十四條 第七百三十八條、第七百三十九條及び第七百四十七條の規定は、協議上の離婚について準用する。

(認知能力)

第七百八十條 認知をするには、父又は母が未成年者又は成年被後

2・3 (略)

(婚姻の規定の準用)

第八百三十二條 第七百三十九條及び第七百四十七條の規定は、協議上の離婚について準用する。この場合において、同条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替へるものとす。

(特別養子縁組の成立)

第八百三十七條の二 (略)

2 前項に規定する請求をするには、第七百九十四条第一項又は第七百九十八條の許可を得ることを要しない。

第五節 未成年被後見

第一節 未成年被後見の開始

第八百三十八條 未成年被後見は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないときに開始する。

2・3 (同上)

(婚姻の規定の準用)

第八百三十二條 第七百三十九條及び第七百四十七條の規定は、協議上の離婚について準用する。この場合において、同条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替へるものとす。

(特別養子縁組の成立)

第八百三十七條の二 (同上)

2 前項に規定する請求をするには、第七百九十四条又は第七百九十八條の許可を得ることを要しない。

第五節 後見

第一節 後見の開始

第八百三十八條 後見は、次に掲げる場合に開始する。
一 未成年者に対して親権を行う者がいないとき、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。
二 後見開始の審判があつたとき。

第二節 未成年後見の機関

第一款 未成年後見人

第八百四十二条及び第八百四十三条 削除

第二款 後見人

第一款 後見人

第八百四十二条 削除

（成年後見人の選任）

第八百四十三条 家庭裁判所は、後見開始の審判をするときは、職権で、成年後見人を選任する。

2) 成年後見人が欠けたときは、家庭裁判所は、成年後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、成年後見人を選任する。

3) 成年後見人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは成年後見人の請求により又は職権で、更に成年後見人を選任することができる。

4) 成年後見人を選任するには、成年後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び後見並びに成年後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年後見人との利害関係の有無）、成年後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

（未成年後見人の辞任）

第八百四十四条 未成年後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができ。

（辞任した未成年後見人による新たな未成年後見人の選任の請求）

第八百四十五条 未成年後見人がその任務を辞したことによって新たに未成年後見人を選任する必要が生じたときは、辞任した未成年後見人は、遅滞なく新たな未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

（未成年後見人の解任）

第八百四十六条 未成年後見人に不正な行為、著しい不行跡その他未成年後見人の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、未成年後見監督人、未成年後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。

（未成年後見人の欠格事由）

第八百四十七条 次に掲げる者は、未成年後見人となることができない。（略）

一 （略）

二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は補助人（第八百七十六條の五第三号の事由により解任されたものを除く。）

三 （略）

四 未成年後見人に對して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

五 （略）

第二款 未成年後見監督人

（未成年後見監督人の選任）

第八百四十九条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、未成年後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができる。

（未成年後見監督人の欠格事由）

第八百五十条 未成年後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、未成年後見監督人となることができない。

（未成年後見監督人の職務）

第八百五十一条 未成年後見監督人の職務は、次のとおりとする。
一 未成年後見人の事務を監督すること。
二 未成年後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。

二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人

三 （同上）

四 被後見人に對して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

五 （同上）

第三款 後見監督人

（後見監督人の選任）

第八百四十九条 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる。

（後見監督人の欠格事由）

第八百五十条 後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。

（後見監督人の職務）

第八百五十一条 後見監督人の職務は、次のとおりとする。
一 後見人の事務を監督すること。
二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。

所に請求すること。

三 （略）

四 未成年後見人又はその代表する者と未成年後見人との利益が相反する行為について未成年後見人を代表すること。

（委任及び未成年後見人の規定の準用）

第八百五十二条 第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五条、第八百四十四條第三項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十八條、第八百六十一條第二項及び第八百六十二条の規定は、未成年後見監督人について準用する。

第三節 未成年後見の事務

（財産の調査及び目録の作成）

第八百五十三条 未成年後見人は、遅滞なく未成年後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

2 財産の調査及びその目録の作成は、未成年後見監督人があると

求すること。

三 （同上）

四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること。

（委任及び後見人の規定の準用）

第八百五十二条 第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五条、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百六十一條第二項及び第八百六十二条の規定は後見監督人について準用する。

第三節 後見の事務

（財産の調査及び目録の作成）

第八百五十三条 後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

2 財産の調査及びその目録の作成は、後見監督人があるときは、

きは、その立会いをもってしなければ、その効力を生じない。

(財産の目録の作成前の権限)

第八百五十四条 未成年後見人は、財産の目録の作成を終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(未成年後見人の未成年後見人に対する債権又は債務の申出義務)

第八百五十五条 未成年後見人が、未成年後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、未成年後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを未成年後見監督人に申し出なければならない。

2 未成年後見人が、未成年後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは、その債権を失う。

(未成年後見人が包括財産を取得した場合についての準用)

第八百五十六条 前三条の規定は、未成年後見人が就職した後未成年後見人が包括財産を取得した場合について準用する。

(未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第八百五十八条 (略)

その立会いをもってしなければ、その効力を生じない。

(財産の目録の作成前の権限)

第八百五十四条 後見人は、財産の目録の作成を終わるまでは、急迫の必要がある行為のみをする権限を有する。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(後見人の被後見人に対する債権又は債務の申出義務)

第八百五十五条 後見人が、被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に着手する前に、これを後見監督人に申し出なければならない。

2 後見人が、被後見人に対し債権を有することを知ってこれを申し出ないときは、その債権を失う。

(被後見人が包括財産を取得した場合についての準用)

第八百五十六条 前三条の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取得した場合について準用する。

(未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第八百五十七條の二 (同上)

255 (略)

(前条)

第八百五十八条 成年後見人は、成年後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(財産の管理及び代表)

第八百五十九条 未成年後見人は、未成年後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について未成年後見人を代表する。

2 (略)

(前条)

255 (同上)

(成年後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

第八百五十八条 成年後見人は、成年後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

(財産の管理及び代表)

第八百五十九条 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する。

2 (同上)

(成年後見人が数人ある場合の権限の行使等)

第八百五十九條の二 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職務で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

2 家庭裁判所は、職務で、前項の規定による定めを取り消すことができる。

3 成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(前条)

(利益相反行為)

第八百六十条 第八百二十六条の規定は、未成年後見人について準用する。ただし、未成年後見監督人があつた場合は、この限りでない。

(前条)

(成年後見人の居住用不動産の処分についての許可)

第八百五十九條の三 成年後見人は、成年後見人に代わつて、その居住の用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、質借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

(利益相反行為)

第八百六十条 第八百二十六条の規定は、後見人について準用する。ただし、後見監督人があつた場合は、この限りでない。

(成年後見人による郵便物の管理)

第八百六十條の二 家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たつて必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、債権の送達の手続きを行う者に対し、期間を定め、成年後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する債権郵便物(次条において「郵便物等」という。)を成年後見人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2 前項に規定する嘱託の期間は、六箇月を超えないことができる。

3 家庭裁判所は、第一項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、成年後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人の請求により又は職務で、同項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、同項の規定による審判において定められた期間を延長することができる。

4 成年後見人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。

第八百六十條の三 成年後見人は、成年後見人に宛てた郵便物等を受け取つたときは、これを開いて見ることができる。

2 成年後見人は、その受け取つた前項の郵便物等で成年後見人の事務に関しないものは、速やかに成年後見人に交付しなければならない。

3 成年後見人は、成年後見人に対し、成年後見人が受け取つた第一項の郵便物等(前項の規定により成年後見人に交付されたものを除く。)の開覧を求めることができる。

(支出金額の予定及び後見の事務の費用)

第八百六十一条 未成年後見人は、その就職の初めにおいて、未成年後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならない。

第八百六十一条 後見人は、その就職の初めにおいて、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならない。

2 未成年後見人が未成年後見の事務を行うために必要な費用は、未成年後見人の財産の中から支弁する。

(未成年後見人の報酬)

第八百六十二条 家庭裁判所は、未成年後見の事務の内容、未成年後見人及び未成年後見人の資力その他の事情によつて、未成年後見人の財産の中から、相応な報酬を未成年後見人に与えることができる。

(未成年後見の事務の監督)

第八百六十三条 未成年後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、未成年後見人に対し未成年後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は未成年後見の事務若しくは未成年後見人の財産の状況を調査することができる。

2 家庭裁判所は、未成年後見監督人、未成年後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、未成年後見人の財産の管理その他未成年後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

(未成年後見監督人の同意を要する行為)

第八百六十四条 未成年後見人が、未成年後見人に代わつて営業若しくは第九條第二項各号に掲げる行為をし、又は未成年後見人

2 後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する。

(後見人の報酬)

第八百六十二条 家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によつて、被後見人の財産の中から、相応な報酬を後見人に与えることができる。

(後見の事務の監督)

第八百六十三条 後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

2 家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

(後見監督人の同意を要する行為)

第八百六十四条 後見人が、被後見人に代わつて営業若しくは第十

人がこれを行うことに同意するには、未成年後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、同項第二号に掲げる元本の領収については、この限りでない。

第八百六十五条 未成年後見人が、前条の規定に違反してし、又は同意を与えた行為は、未成年後見人又は未成年後見人が取り消すことができる。この場合においては、第二十條の規定を準用する。

2 (略)

(未成年後見人の財産等の譲受けの取消)

第八百六十六条 未成年後見人が未成年後見人の財産又は未成年後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、未成年後見人は、これを取り消すことができる。この場合においては、第二十條の規定を準用する。

2 (略)

(委任及び親権の規定の準用)

第八百六十九条 第六百四十四條及び第八百三十條の規定は、未成年後見人について準用する。

第四節 未成年後見の終了

することに同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。ただし、同項第一号に掲げる元本の領収については、この限りでない。

第八百六十五条 後見人が、前条の規定に違反してし、又は同意を与えた行為は、被後見人又は後見人が取り消すことができる。この場合においては、第二十條の規定を準用する。

2 (同上)

(被後見人の財産等の譲受けの取消)

第八百六十六条 後見人が被後見人の財産又は被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合においては、第二十條の規定を準用する。

2 (同上)

(委任及び親権の規定の準用)

第八百六十九条 第六百四十四條及び第八百三十條の規定は、後見人について準用する。

第四節 後見の終了

(未成年後見の計算)

第八百七十条 未成年後見人の任務が終了したときは、未成年後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算（以下「未成年後見の計算」という。）をしなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において延長することができる。

第八百七十一条 未成年後見の計算は、未成年後見監督人があるときは、その立会いをもつてしなければならない。

(未成年後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消)

第八百七十二条 未成年後見人が成年に達した後未成年後見の計算を終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間でした契約は、その者が取り消すことができる。その者が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様とする。

2 (略)

(返還金に対する利息の支払等)

第八百七十三条 未成年後見人が未成年後見人に返還すべき金額及び未成年後見人が未成年後見人に返還すべき金額には、未成年後見の計算が終了した時から、利息を付さなければならない。

(後見の計算)
第八百七十条 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算（以下「後見の計算」という。）をしなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において延長することができる。
第八百七十一条 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会いをもつてしなければならない。
(未成年後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消)
第八百七十二条 未成年後見人が成年に達した後後見の計算を終了前に、その者と未成年後見人又はその相続人との間でした契約は、その者が取り消すことができる。その者が未成年後見人又はその相続人に対してした単独行為も、同様とする。
2 (同上)
(返還金に対する利息の支払等)
第八百七十三条 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息を付さなければならない。
2 後見人は、自己のために被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息を付さなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。
(成年後見人の死亡後の成年後見人の権限)
第八百七十三条の二 成年後見人は、成年後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年後見人の相続人の意思に反することが明らかとなるときを除き、相続人が相続財産を管理することができ、次に掲げる行為をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
二 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
三 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（前二号に掲げる行為を除く。）
(委任の規定の準用)
第八百七十四条 第六百五十四條及び第六百五十五条の規定は、後見人について準用する。
(後見人に関して生じた債権の消滅時効)

の消滅時効)

第八百七十五条 第八百三十二条の規定は、未成年後見人又は未成年
半後見監督人と未成年後見人との間において未成年後見人又は
未成年後見監督人の事務に關して生じた債權の消滅時効につい
て準用する。

2 (略)

第六章 補助

第一節 補助の開始

第八百七十六條 補助は、補助開始の審判によつて開始する。

第二節 補助の機関

第一款 補助人

〔補助人の選任等〕

第八百七十六條の二 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは
職權で、補助人を選任する。

2 補助人が欠けたときは、家庭裁判所は、補助開始の審判を受け

第八百七十五條 第八百三十二条の規定は、後見人又は後見監督人
と被後見人との間において後見に關して生じた債權の消滅時効に
ついて準用する。

2 (同上)

第六章 保佐及び補助

第一節 保佐

〔保佐の開始〕

第八百七十六條 保佐は、保佐開始の審判によつて開始する。

(新設)

(新設)

〔保佐人及び臨時保佐人の選任等〕

第八百七十六條の二 家庭裁判所は、保佐開始の審判をするときは
職權で、保佐人を選任する。

2 第八百四十三條第二項から第四項まで及び第八百四十四條から

た者若しくはその親族その他の利害關係人の請求により又は職權
で、補助人を選任する。

3 補助人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要
があるとき、前項に規定する者若しくは補助人の請求
により又は職權で、更に補助人を選任することができる。

4 補助人を選任するには、補助開始の審判を受けた者(補助開始
の審判を受ける者となるべき者を含む、以下この項及び第八百七
十六條の六第四号において同じ。)の意見、心身の状態並びに生
活及び財産の状況、補助人となる者の職業及び経歴並びに補助開
始の審判を受けた者との利害關係の有無(補助人となる者が法人
であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその
代表者と補助開始の審判を受けた者との利害關係の有無)その他
一切の事情を考慮しなければならない。

5 家庭裁判所は、第十條第一項の規定による審判を受けた者につ
いて、新たに補助人を選任するときは、職權で、補助人を特定補
助人と定める。

〔補助人の辞任〕

第八百七十六條の三 補助人は、正当な事由があるときは、家庭裁
判所の許可を得て、その任務を辞することが出来る。

第八百四十七條までの規定は、保佐人について準用する。

3 保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する行為
については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家庭裁判所に請求し
なければならない。ただし、保佐監督人がある場合は、この限り
でない。

〔保佐監督人〕

第八百七十六條の三 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、
被保佐人、その親族若しくは保佐人の請求により又は職權で、保
佐監督人を選任することが出来る。

2 第六百四十四條 第六百五十四條 第六百五十五條 第八百四

〔辞任した補助人による新たな補助人の選任の請求〕

第八百七十六條の四 補助人がその任務を辞したることによつて新
たに補助人を選任する必要があるときは、辞任した補助人は、選
任した新たな補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない
ことが出来る。

〔補助人の解任〕

第八百七十六條の五 次に掲げる事由があるときは、家庭裁判所は
職權で、補助監督人、補助開始の審判を受けた者若しくはその親族若
しくは被後見人の請求により又は職權で、補助人を解任することがで
きる。

一 補助人が不正な行為をしたとき。
二 補助人がその任務に著しく反したことによりその職務を繼續
させることが相当でないとき。
三 補助開始の審判を受けた者の利益のため特に必要があるとき

〔補助人の欠格事由〕

第八百七十六條の六 次に掲げる者は、補助人となることができな
い。

一 未成年者
二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は補助人(前條第三号
の事由により解任されたものを除く)。
三 破産者
四 補助開始の審判を受けた者に対して訴訟をし、又はした者並
びにその配偶者及び直系血族
五 行為の知れない者

十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七
條、第八百五十條、第八百五十一條、第八百五十九條の二、第八
百五十九條の三、第八百六十一條第二項及び第八百六十三條の規
定は、保佐監督人について準用する。この場合において、第八百
五十一條第四号中「被後見人を代表する」とあるのは、「被保佐
人を代表し、又は被保佐人がこれをするに同意する」と読み
替へるものとする。

〔保佐人に代理權を付与する旨の審判〕

第八百七十六條の四 家庭裁判所は、第十一條本文に規定する者又
は保佐人若しくは保佐監督人の請求によつて、被保佐人のために
特定の法律行為について保佐人に代理權を付与する旨の審判をす
ることが出来る。

2 本人以外の者の請求によつて前項の審判をするには、本人の同
意がなければならない。

3 家庭裁判所は、第一項に規定する者の請求によつて、同項の審
判の全部又は一部を取り消すことができる。

〔保佐の事務及び保佐人の任務の終了等〕

第八百七十六條の五 保佐人は、保佐の事務を行うに当たつては、
被保佐人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況
に配慮しなければならない。

2 第六百四十四條、第八百五十九條の二、第八百五十九條の三、
第八百六十一條第二項、第八百六十二條及び第八百六十三條の規
定は保佐の事務について、第八百二十四條ただし書の規定は保佐
人が前條第一項の代理權を付与する旨の審判に基づき被保佐人を
代表する場合について準用する。

3 第八百七十三條の規定は保佐人の任務が終了した場合に
ついて、第八百三十二條の規定は保佐人又は保佐監督人と被保佐
人との間において保佐に關して生じた債權について準用する。

〔補助の開始〕

第八百七十六條の六 補助は、補助開始の審判によつて開始する。

〔補助の開始〕

第八百七十六條の六 補助は、補助開始の審判によつて開始する。

〔補助の開始〕

第八百七十六條の六 補助は、補助開始の審判によつて開始する。

第二款 補助監督人

（補助監督人の選任）

第八百七十六条の七 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、補助開始の審判を受けた者、その親族若しくは補助人の請求により又は職権で、補助監督人を選任することができる。

（補助監督人の資格事由）

第八百七十六条の八 補助人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、補助監督人となることができない。

（新設）

（補助人及び臨時補助人の選任等）

第八百七十六条の七 家庭裁判所は、補助開始の審判をするときは、職権で、補助人を選任する。
2] 第八百四十三条第二項から第四項まで及び第八百四十四条から第八百四十七条までの規定は、補助人について準用する。
3] 補助人又はその代表する者と被補助人との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。

（補助監督人）

第八百七十六条の八 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被補助人、その親族若しくは補助人の請求により又は職権で、補助監督人を選任することができる。
2] 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百四十三条第四項、第八百四十四条、第八百四十六条、第八百四十七条、第八百五十条、第八百五十一条、第八百五十二条の二、第八百五十二条の三、第八百六十一条第二項及び第八百六十二条の規定は、補助監督人について準用する。この場合において、第八百

（補助監督人の職務）

第八百七十六条の九 補助監督人の職務は、次のとおりとする。
一 補助人の事務を監督すること。
二 補助人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること。
三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をするなど。
四 補助人又はその代表する者と補助開始の審判を受けた者との利益が相反する行為について補助開始の審判を受けた者（以下「被補助人」という。）又は補助開始の審判を受けた者がこれをするに同意するにない。

（委任及び補助人の規定の準用）

第八百七十六条の十 第六百四十四条、第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十六条の二第四項、第八百七十六条の三、第八百七十六条の五、第八百七十六条の六、第八百七十六条の十二、第八百七十六条の十三、第八百七十六条の十八及び第八百七十六

（補助人に代理権を付与する旨の審判）

第八百七十六条の九 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によつて、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。
2] 第八百七十六条の四第二項及び第三項の規定は、前項の審判について準用する。

（補助の事務及び補助人の任務の終了等）

第八百七十六条の十 第六百四十四条、第八百五十二条の二、第八百五十二条の三、第八百六十一条第二項、第八百六十二条、第八百六十三条及び第八百七十六条の五第一項の規定は補助の事務について、第八百四十四条ただし書の規定は補助人が前条第一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被補助人を代表する場合について準用する。

第三節 補助の事務

（補助開始の審判を受けた者の意向の尊重並びに心身の状態及び生活の状況の配慮）
第八百七十六条の十一 補助人は、補助の事務を行うに当たっては、補助開始の審判を受けた者の心身の状態に応じて、その者に対し、その事務に関する情報の提供をしてその者のその事務に関する陳述を聴取することその他の適切な方法により、その事務に関する意向を把握するようにならなければならない。

2] 補助人は、補助の事務を行うに当たっては、前項に規定する方法により把握した補助開始の審判を受けた者の意向を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

（補助人が数人ある場合の権限の行使等）

第八百七十六条の十二 補助人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の補助人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

（補助開始の審判を受けた者の居住用不動産の処分についての許可）

第八百七十六条の十三 補助開始の審判を受けた者の居住用に供する建物又はその敷地について、売却、賃貸、質貸借の解除又は抵当権の設定その他これらに準ずる処分について第十五条第一項の規定による審判があつた場合において、当該審判により代理権を付与された補助人は、これらの処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

（利益相反行為）

第八百七十六条の十四 補助人又はその代表する者と補助開始の審判を受けた者との利益が相反する行為については、補助人は、臨時補助人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。ただし、補助監督人がある場合は、この限りでない。
（財産の調査及び目録の作成）

2] 第六百五十四条、第六百五十五条、第八百七十条、第八百七十一条及び第八百七十三条の規定は補助人の任務が終了した場合について、第八百三十二条の規定は補助人又は補助監督人と被補助人との間において補助に關して生じた債權について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第八百七十六条の十五 特定補助人は、特定補助人として付され

又は定められた後、遅滞なく、第十条第一項の規定による審判を受けた者の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終り、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間には、家庭裁判所において伸長することができる。

2 財産の調査及びその目録の作成は、補助監督人があるときは、その立会いをもつてしなければならない。

3 前二項の規定は、特定補助人として付され、又は定められた後、第十条第一項の規定による審判を受けた者が包括財産を取得した場合には、準用する。

〔特定補助人による郵便物の管理〕

第八百七十六条の十六 家庭裁判所は、特定補助人がその事務を行うに当たつて必要があると認めるときは、特定補助人の請求により、信書の送達の手続きを行う者に対し、期間を定めて、第十条第一項の規定による審判を受けた者に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第

二条第三項に規定する信書郵便物（次条において「郵便物等」という。）を特定補助人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2 前項に規定する嘱託の期間は、六箇月を超えないことができる。

3 家庭裁判所は、第一項の規定による審判があつた後事情に基

（新設）

〔補助人の報酬〕

第八百七十六条の十九 家庭裁判所は、補助の事務の内容、補助人及び補助開始の審判を受けた者の資力その他の事情によつて、補助開始の審判を受けた者の財産の中から、相当な報酬を補助人に与えることができる。

〔補助の事務の監督〕

第八百七十六条の二十 補助監督人又は家庭裁判所は、いつでも、補助人に対し補助の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は補助の事務若しくは補助開始の審判を受けた者の財産の状況を調査することができる。

2 家庭裁判所は、補助監督人、補助開始の審判を受けた者若しくはその親族その他の利害関係人の請求により又は職権で、補助の事務について必要な処分を命ずることができる。

〔補助人の家庭裁判所への報告〕

第八百七十六条の二十一 補助人は、家庭裁判所が定めるところにより、毎年一回一定の時期に、補助開始の審判を受けた者の状況その他家庭裁判所の命ずる事項を家庭裁判所に報告しなければならない。

2 家庭裁判所は、前項の規定による報告を受けた場合において、

（新設）

（新設）

（新設）

を生じたときは、第十条第一項の規定による審判を受けた者、特定補助人若しくは補助監督人の請求により又は職権で、第一項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、同項の規定による審判において定められた期間を伸長することができない。

4 特定補助人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。

第八百七十六条の十七 特定補助人は、第十条第一項の規定による審判を受けた者に宛てた郵便物等を受け取つたときは、これを開いて見ることができる。

2 特定補助人は、その受け取つた前項の郵便物等で特定補助人の事務に関しないものは、速やかに第十条第一項の規定による審判を受けた者に交付しなければならない。

3 第十条第一項の規定による審判を受けた者は、特定補助人に対し、特定補助人が受け取つた第一項の郵便物等（前項の規定により同条第一項の規定による審判を受けた者に交付されたものを除く。）の閲覧を求めることができる。

〔補助の事務の費用〕

第八百七十六条の十八 補助人が補助の事務を行うために必要な費用は、補助開始の審判を受けた者の財産の中から支弁する。

（新設）

（新設）

第十二条第一項から第五項までに規定するときに該当するときは、職権で、同条第一項から第五項までの規定による審判をすることができ、

〔委任及び親権の規定の準用〕

第八百七十六条の二十二 第六百四十四条の規定は補助の事務について、第八百二十四条ただし書の規定は補助人（第十一条第一項の代理権を付与する旨の審判を受けた者に限る。次条及び第八百七十六条の二十五において同じ。）が同項の代理権を付与する旨の審判に基づき補助開始の審判を受けた者を代表する場合に準用する。

第四節 補助の終了

（新設）

〔補助の計算〕

第八百七十六条の二十三 補助人の任務が終了したときは、補助人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算（以下「補助の計算」という。）をしなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

第八百七十六条の二十四 補助の計算は、補助監督人があるときは、その立会いをもつてしなければならない。

（新設）

（新設）

〔遺産金に対する利息の支払等〕
第八百七十六条の二十五 補助人が補助開始の審判を受けた者（返還すべき金額及び補助開始の審判を受けた者が補助人に返還すべき金額には、補助の計算が終了した時から、利息を付さなければならぬ。）

（新設）

2 補助人は、自己のために補助開始の審判を受けた者の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息を付さなければならぬ。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

〔補助開始の審判を受けた者の死亡後の補助人等の権限〕
第八百七十六条の二十六 補助人は、補助開始の審判を受けた者が死亡した場合において、必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結をすることができる。

（新設）

2 補助人は、補助開始の審判を受けた者が死亡した場合において、必要があるときは、補助開始の審判を受けた者の相続人の意思に反することが明らかとなるを除き、相続人が相続財産を管理することができないに至るまで、次に掲げる行為（当該死亡した時に係る権限内の行為に限る。）をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
二 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
三 前二号に掲げるもののほか、相続財産の保存に必要な行為

〔委任の規定の準用〕
第八百七十六条の二十七 第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、補助人について準用する。

〔補助人又は補助監督人の事務に関して生じた債権の消滅時効〕
第八百七十六条の二十八 第八百三十二条の規定は、補助人又は補助監督人と補助開始の審判を受けた者との間において補助人又は補助監督人の事務に関して生じた債権の消滅時効について準用する。

〔相続人の欠格事由〕
第八百九十一条 次に掲げる者は、相続人となることができない。
一 四（略）
五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、若しくは隠匿した者又は第九百七十六条の二（第一項若しくは第九百七十九条の二）第一項各号に規定する方法により記録され

（相続人の欠格事由）
第八百九十一条 次に掲げる者は、相続人となることができない。
一 四（略）
五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

電磁的記録を不正に作り、破棄し、若しくは隠匿した者

第九百七条 相続人が未成年者又は第十條第一項の規定による審判を受けた者であるときは、第九百五十五條第一項の期間は、その法定代理人が未成年者又は第十條第一項の規定による審判を受けた者のために相続の開始があったことを知った時から起算する。

第九百六十二條 第五條、第九條及び第十條の規定は、遺言については、適用しない。

〔未成年被後見人等の遺言の制限〕
第九百六十六條 未成年被後見人が、未成年被後見の計算の終了前に未成年被後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

2 第十條第一項の規定による審判を受けた者が、補助の計算の終了前に、特定補助人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

3 前二項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が未成年被後見人又は特定補助人である場合には、適用しない。

〔普通的方式による遺言の種類〕
第九百六十七條 遺言は、自筆証書、保管証書、公正証書又は秘密証書による。

〔自筆証書遺言〕
第九百六十八條 自筆証書による遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第九百九十七條第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）第九百六十八條の三第二項において同じ。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することと要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がある場合は、その両面に）に署名しなければならない。

3 自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名しなければ、その効力を生じない。

〔保管証書遺言〕
第九百六十八條の二 保管証書による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

第九百七条 相続人が未成年者又は成年被後見人であるときは、第九百五十五條第一項の期間は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があったことを知った時から起算する。

第九百六十二條 第五條、第九條、第十三條及び第十七條の規定は、遺言については、適用しない。

〔被後見人の遺言の制限〕
第九百六十六條 被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

2 前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が被後見人である場合には、適用しない。

〔普通的方式による遺言の種類〕
第九百六十七條 遺言は、自筆証書、保管証書、公正証書又は秘密証書による。

〔自筆証書遺言〕
第九百六十八條 自筆証書による遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第九百九十七條第一項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することと要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がある場合は、その両面に）に署名し、印を押さなければならない。

3 自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

〔保管証書遺言〕
第九百六十八條の二 保管証書による遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

（新設）

「遺言者が、遺言の全文（電磁的記録に記録された場合にあつては、遺言の全文及び氏名）が記載され、又は記録された証書について、署名又はこれに代わる措置として法務省令で定めるものを添付すること。」

二 遺言者が、遺言書保管官（法務局における遺言書の保管等に關する法律（平成三十一年法律第七十三号）第四条に規定する遺言書保管官をいう。以下この款において同じ。）の前で、その証書に記載され、又は記録された遺言の全文を口述すること。

2] 前項の規定によりした遺言は、法務局における遺言書の保管等に関する法律で定めるところにより当該遺言に係る証書を保管しなければならない、その効力を生じない。

（保管証書遺言の方式の特則）

第九百六十八条の三 口がきけない者が保管証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、遺言書保管官の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第一項第二号の口述に代えなければならない。

2] 前条第一項第二号及び前項の規定にかかわらず、遺言書保管官が保管証書と一体のものとして記載され、又は記録された相続財産の全部又は一部の目録を遺言者に閲覧せしめ、その他の法務省令で定める措置を講ずるときは、その目録については、同条の口述又は同項の規定による通訳人の通訳による申述若しくは自書を要しない。

（新設）

第九百六十八条の三 口がきけない者が保管証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、遺言書保管官の前で、遺言の全文を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第一項第二号の口述に代えなければならない。

2] 前条第一項第二号及び前項の規定にかかわらず、遺言書保管官が保管証書と一体のものとして記載され、又は記録された相続財産の全部又は一部の目録を遺言者に閲覧せしめ、その他の法務省令で定める措置を講ずるときは、その目録については、同条の口述又は同項の規定による通訳人の通訳による申述若しくは自書を要しない。

（公正証書遺言）

第九百六十九条（略）

2 前項の公正証書は、公証人法の定めるところにより作成するものとする。

3 （略）

（秘密証書遺言）

第九百七十条 秘密証書によつて遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一 遺言者が、その証書に署名すること。

二 遺言者が、その証書に封すること。

三 （略）

四 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、これに印を押し、遺言者及び証人とともにこれに署名すること。

2 （略）

（補助開始の審判を受けた者の遺言）

第九百七十三条 第十条第一項の規定による審判を受けた者が事理

（公正証書遺言）

第九百六十九条（同上）

2 前項の公正証書は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）の定めるところにより作成するものとする。

3 （同上）

（秘密証書遺言）

第九百七十条 秘密証書によつて遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一 遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと。

二 遺言者が、その証書に封じ、証書に用いた印をもちつてこれに封印すること。

三 （同上）

四 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すこと。

2 （同上）

（成年被後見人の遺言）

第九百七十三条 成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復し

を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

2 遺言（保管証書又は秘密証書によるものを除く。）に立ち会つた医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く状態になつた旨を遺言書に記載し、又は記録して、これに署名し、又は法務省令で定める署名に代わる措置を講じなければならない。

3] 保管証書による遺言に立ち会つた医師は、前項に規定する旨を遺言書保管官に申述しなければならない。

4] 秘密証書による遺言に立ち会つた医師は、その封紙に第二項に規定する旨の記載をし、署名しなければならない。

（証人及び立会人の欠格事由）

第九百七十四条 次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

一 （略）

二 推定相続人並びにその配偶者及び直系血族

三 受遺者（推定相続人である者を除く。）並びにその配偶者、直系血族及び被用者（受遺者が法人である場合にあっては、その被用者及び役員）

四 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び被用者

（証人及び立会人の欠格事由）

第九百七十四条 次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

一 （同上）

二 推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族（新設）

三 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び被用者

（死亡の危急に迫つた者の遺言）

第九百七十六条 疾病その他の事由によつて死亡の危急に迫つた者が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会いをもつて、その一人に遺言の趣旨を口授して、これをする事ができる。この場合においては、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名しなければならない。

2 5 （略）

第九百七十六条の二 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に規定する状況が録音及び録画を同時に用いた方法により記録するときは、同項に規定する死亡の危急に迫つた者は、証人二人以上の立会いをもつて、遺言をすることができ、

一 証人の一人に遺言の趣旨を口授すること。

二 前号の口授を受けた証人が、遺言の趣旨及び証人の氏名を書面に記載し、又は電磁的記録に記録すること。

三 前号の証人が、同号の書面又は同号の電磁的記録に記載された情報の内容を表示したものを、遺言者に読み聞かせ、又は閲覧させ、遺言者がその記載又は記録の正確なことを承認すること。

2] 前項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、遺言者及び

（死亡の危急に迫つた者の遺言）

第九百七十六条 疾病その他の事由によつて死亡の危急に迫つた者が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会いをもつて、その一人に遺言の趣旨を口授して、これをする事ができる。この場合においては、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押さなければならない。

2 5 （同上）

（新設）

証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、証人を立ち会わせることができる。

3| 口がきけない者が第一項の規定により通話をする場合には、通話者は、証人の前で、通話の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項第一号の口授に代えなければならない。

4| 耳が聞こえない者が第一項の規定により通話をする場合には、通話の趣旨の口授（前項の規定による申述を含む。）を受けた者は、第一項第二号の書面に記載された内容又は同号の電磁的記録に記載された情報の内容を通訳人の通訳により通話者に伝えて、同項第三号の読み聞かせに代えることができる。

5| 前二項の規定により通訳人に通訳をさせるときは、通話者は、通話者及び証人が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、通訳人に通訳をさせることができる。

6| 前条第四項及び第五項の規定は、前各項の規定による通話について準用する。

（船舶遭難者の通話）

第九百七十九条 船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在つて死亡の危険に迫つた者は、証人二人以上の立会いをもつて口頭で通話することができる。天災その他避けることのできない事由によつて、証人を立ち会わせることができる。

第九百七十九条 船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在つて死亡の危険に迫つた者は、証人二人以上の立会いをもつて口頭で通話することができる。

（船舶遭難者の通話）

第九百七十九条 船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在つて死亡の危険に迫つた者は、証人二人以上の立会いをもつて口頭で通話することができる。

2 (略)

3 前二項の規定に従つてした通話は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、かつ、証人の一人又は利害関係人から選定なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

4 (略)

第九百七十九条の二 前条第一項に規定する死亡の危険に迫つた者は、同項の規定によるほか、次の各号のいずれかの方式により、口頭で通話することができる。

一 証人一人以上の立会いをもつて、口頭で通話をする状況を録音及び録画を同時に進行する方法により記録し、その使用する電子計算機を用いてその記録を特定の者に送信する方式

2| 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により通話をする場合には、通話者は、通話者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、証人を立ち会わせることができる。

2 (同上)

3 前二項の規定に従つてした通話は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又は利害関係人から選定なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

4 (同上)

（新設）

第九百七十九条の二 前条第一項に規定する死亡の危険に迫つた者は、同項の規定によるほか、次の各号のいずれかの方式により、口頭で通話することができる。

一 証人一人以上の立会いをもつて、口頭で通話をする状況を録音及び録画を同時に進行する方法により記録し、その使用する電子計算機を用いてその記録を特定の者に送信する方式

2| 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により通話をする場合には、通話者は、通話者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、証人を立ち会わせることができる。

3| 口がきけない者が第一項の規定により通話をする場合には、通話者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならぬ。

4| 口がきけない者が第一項の規定により通話をする場合には、通話者は、証人の前で、通話の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項第一号の口授に代えなければならない。

5| 前各項の規定に従つてした通話は、証人の一人、第一項第二号の規定による送信を受けた者又は利害関係人から選定なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

6| 第九百七十六条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

（署名関係者の署名）

第九百八十条 第九百七十七条及び第九百七十八条の場合には、通話者、筆者、立会人及び証人は、各自通話書に署名し、印を押さなければならない。

（署名が不能の場合）

第九百八十一条 第九百七十七条から第九百七十九条までの場合において、署名することのできない者があつたときは、立会人又は証人は、その事由を付記しなければならない。

（署名関係者の署名及び押印）

第九百八十条 第九百七十七条及び第九百七十八条の場合には、通話者、筆者、立会人及び証人は、各自通話書に署名し、印を押さなければならない。

（署名又は押印が不能の場合）

第九百八十一条 第九百七十七条から第九百七十九条までの場合において、署名又は印を押すことのできない者があつたときは、立会人又は証人は、その事由を付記しなければならない。

2 (同上)

3 前二項の規定に従つてした通話は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又は利害関係人から選定なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

4 (同上)

（新設）

第九百七十九条の二 前条第一項に規定する死亡の危険に迫つた者は、同項の規定によるほか、次の各号のいずれかの方式により、口頭で通話することができる。

一 証人一人以上の立会いをもつて、口頭で通話をする状況を録音及び録画を同時に進行する方法により記録し、その使用する電子計算機を用いてその記録を特定の者に送信する方式

2| 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定により通話をする場合には、通話者は、通話者及び証人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、証人を立ち会わせることができる。

（外国に在る日本人の通話の方式）

第九百八十四条 日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。

(遺言書の検認)

第一千四百条 遺言書又は第九百七十九条の二第一項各号に規定する方法により記録された電磁的記録(以下この節において「遺言書等」という。)の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書等の保管者がいない場合において、相続人が遺言書等を見つけた後、同様とする。

2

(略)

3 第一項の規定は、遺言者が第九百七十六条の二の規定により遺言をした場合(同条第一項第二号の電磁的記録に記録されたとき(第九百八十二条第一項において準用する第九百六十八条第三項の規定により変更された場合にあつては、その旨が記録されたとき)に限る。)において、当該遺言に係る遺言書の保管者の一人が第一項の規定による検認の請求をしたときは、他の保管者については、適用しない。

4 前項の規定は、遺言者が第九百七十九条の二の規定により遺言

(新設)

第九百八十四条 日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。この場合においては、第九百七十九条第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、同号の印を押すことを要しない。

(遺言書の検認)

第一千四百条 遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者がいない場合において、相続人が遺言書を見つけた後、同様とする。

2

(同上)

(新設)

(新設)

第一千五百条 前条の規定により遺言書等を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外においてその開封をした者は、五万円以下の過料に処する。

(遺言書又は遺贈の目的物の破棄)

第一千二十四条 遺言者が故意に遺言書等を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

3

(同上)

(過料)

第一千五百条 前条の規定により遺言書等を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外においてその開封をした者は、五万円以下の過料に処する。

(遺言書又は遺贈の目的物の破棄)

第一千二十四条 遺言者が故意に遺言書等を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

○ 任意後見契約に関する法律(平成十一年法律第五十号)(第二條関係)

現行

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の理由により、事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であつて、第四条第一項の規定により任意後見開始の審判がされた時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。

二

(略)

三 任意後見受任者 第五条第一項の規定により任意後見開始の審判がされる前における任意後見契約の受任者をいう。

四 任意後見人 第五条第一項の規定により任意後見開始の審判がされた後における任意後見契約の受任者をいう。

(任意後見契約の方式)

第三条 任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によつてしなければならない。その変更についても、同様とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の理由により、事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であつて、第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。

二

(同上)

三 任意後見受任者 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。

四 任意後見人 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の受任者をいう。

(任意後見契約の方式)

第三条 任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によつてなければならない。

(不開始の合意)

第四条 本人及び任意後見受任者は、任意後見契約を締結する際に、他の任意後見契約の受任者が死亡その他の事由によつて欠けるに至るまでは、次条第一項の任意後見開始の審判をすることができない旨の合意をすることができ、

2 前項の合意は、公正証書によつてしなければならない。

(任意後見開始の審判)

第五条 任意後見契約が登記されている場合において、精神上の理由により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者、補助人、補助監督人又は任意後見開始の審判を請求することができ、任意後見開始の審判をする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

二 (略)

三 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。

イ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十六条の六

(新設)

(任意後見監督人の選任)

第四条 任意後見契約が登記されている場合において、精神上の理由により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (同上)

二 (同上)

三 本人が成年被後見人、被保護人又は被補助人である場合において、当該本人に係る後見、保護又は補助を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき。

四 任意後見受任者が次に掲げる者であるとき。

イ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百四十七条各号

各号（第四号を除く。）に掲げる者

ロ（略）

ハ 不正な行為その他任意後見人の任務に適合しない事由がある者

三 前条第一項の合意がある場合において、当該他の任意後見契約の受任者が死亡その他の事由によって欠けるに至っていないとき

（削る）

2 前項の規定により本人以外の者の請求により任意後見開始の審判をするには、あらかじめ本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

（削る）

（削る）

（第四号を除く。）に掲げる者

ロ（同上）

ハ 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適合しない事由がある者

（新設）

2 前項の規定により任意後見監督人を選任する場合において、本人が成年被後見人、被保護人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、当該本人に係る後見開始、保護開始又は補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」と総称する。）を取り消さなければならない。

3 第一項の規定により本人以外の者の請求により任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りでない。

4 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。

5 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

（公正証書による指定）
第六条 民法第八條の規定は、前条第一項に規定する公正証書による指定について準用する。

（新設）

（任意後見監督人の選任）

第七條 家庭裁判所は、任意後見開始の審判をするときは、職権で任意後見監督人を選任する。

（新設）

2 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族、任意後見人、補助人若しくは補助監督人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。

3 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

4 任意後見監督人を選任するには、本人の意見（任意後見契約の締結の際に本人が公正証書に對して任意後見監督人となる者についての希望を申述した場合に、その申述した内容を含む。）を、本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、任意後見監督人となる者の職業及び経歴並びに本人及び任意後見受任者又は任意後見人（これらの者が法人であるときは、その法人及びその代表者をいう。以下この項において同じ。）との利害関係の有無（任意後見監督人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容

並びにその法人及びその代表者と本人及び任意後見受任者又は任意後見人との利害関係の有無）その他一切の事情を考慮しなければならない。

5 家庭裁判所は、明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、任意後見監督人を選任しないことができる。

（任意後見監督人の欠格事由）
第八條 （略）

（本人の意向の尊重並びに心身の状態及び生活の状況の配慮）

第九條 任意後見人は、第二條第一号に規定する委託に係る事務（以下「任意後見人の事務」という。）を行うに当たっては、本人の心身の状態に於て、本人に對し、任意後見人の事務に関する情報の提供をして本人の任意後見人の事務に関する陳述を聴取することその他の適切な方法により、任意後見人の事務に関する意向を把握するようにしなければならない。

2 任意後見人は、任意後見人の事務を行うに当たっては、前項に規定する方法により把握した本人の意向を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

（任意後見監督人の職務等）

（任意後見監督人の欠格事由）
第五條 （同上）

（本人の意思の尊重等）

第六條 任意後見人は、第二條第一号に規定する委託に係る事務（以下「任意後見人の事務」という。）を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

（新設）

（任意後見監督人の職務等）

第十條 （略）
2・3 （略）
4 民法第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百七十六條の三、第八百七十六條の五、第八百七十六條の六、第八百七十六條の七、第八百七十六條の八及び第八百七十六條の九の規定は、任意後見監督人について準用する。

（任意後見人の事務の監督）
第十一條 民法第八百七十六條の二十の規定は、任意後見監督人が選任されていない場合における任意後見人の事務の監督について準用する。この場合において、同条第二項中「補助監督人又は家庭裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同条第二項中「補助監督人、補助開始の審判を受けた者」とあるのは「本人」と読み替えるものとする。

（任意後見人の解任）
第十二條 任意後見人が不正な行為をしたとき、又は任意後見人がその任務に著しく反したことに伴いその職務を継続させることが相当でないときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族、補助人、補助監督人若しくは檢察官の請求により、又は職権で、任意後見人を解任することができる。

第七條 （同上）
2・3 （同上）
4 民法第六百四十四條、第六百五十四條、第六百五十五條、第八百四十三條第四項、第八百四十四條、第八百四十六條、第八百四十七條、第八百五十九條の二、第八百六十一條第二項及び第八百六十一條の規定は、任意後見監督人について準用する。

（新設）

（任意後見人の解任）
第八條 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適合しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は檢察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

（任意後見契約の解除）

第十三条 任意後見開始の審判がされる前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつて、任意後見契約の全部又は一部を解除することができる。

2 任意後見開始の審判がされた後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約の全部又は一部を解除することができる。

（補助との関係）

第十四条 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があるときに限り、補助開始の審判をすることができる。

2 前項の場合における補助開始の審判の請求は、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人（任意後見人が欠けたことにより任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であつた者（任意後見契約が終了した日から起算して一年を経過した者を除く。）を含む。）又は第五条第一項の公正証書によつて本人の指定した者もすることができる。

（任意後見契約の解除）

第九条 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によつて、任意後見契約を解除することができる。

2 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。

（後見、保佐及び補助との関係）

第十条 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があるときに限り、後見開始の審判をすることができる。

2 前項の場合における後見開始の審判の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。

（前略）

3 第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後においては本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する。

第十五条 （略）
（任意後見人の代理権の消滅の對抗要件）

第十一条 （同上）
（任意後見人の代理権の消滅の對抗要件）

〇 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）（第三條関係）
改正案 現行

（趣旨）

第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する補助に関する登記及び任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号、以下「任意後見契約法」という。）に規定する任意後見契約の登記（以下「後見登記等」という。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（補助の登記等）

第四条 補助の登記は、嘱託又は申請により、磁気ディスク（これを標準する方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。第九条において同じ。）をもつて調製する後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによつて行う。

- 一 補助開始の審判をした裁判所並びにその審判の事件の表示及び確定の年月日
- 二 補助開始の審判を受けた者の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）

（趣旨）

第一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見（後見開始の審判により開始するものに限る。以下同じ。）、保佐及び補助に関する登記並びに任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）に規定する任意後見契約の登記（以下「後見登記等」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（後見等の登記等）

第四条 後見、保佐又は補助（以下「後見等」と総称する。）の登記は、嘱託又は申請により、磁気ディスク（これを標準する方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。第九条において同じ。）をもつて調製する後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによつて行う。

- 一 後見等の種類、開始の審判をした裁判所、その審判の事件の表示及び確定の年月日
- 二 成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」と総称する。）の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）

（前略）

三 成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」と総称する。）の氏名又は名称及び住所

四 成年被後見監督人、被保佐監督人又は被補助監督人（以下「成年被後見監督人等」と総称する。）が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所

五 保佐人又は補助人の同意を得ることを要する行為が定められたときは、その行為

（新設）

六 保佐人又は補助人に代理権が付与されたときは、その代理権の範囲

七 数人の成年被後見人等又は数人の成年被後見監督人等が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことが定められたときは、その定め

八 後見等が終了したときは、その事由及び年月日

九 家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第百二十七条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は第百二十八条第一項の規定により補助人又は補助監督人の職務の執行を停止する審判前の保全処分がされたときは、その旨

十二 前号に規定する規定により補助人又は補助監督人の職務代行
行者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又
は名称及び住所
十三 (略)

2 家事事件手続法第二百二十六条第二項又は第三項の規定による審
判前の保全処分(以下「補助命令等」という。)の登記は、嘱託
又は申請により、後見登記等ファイルに、次に掲げる事項を記録
することによって行う。
一 補助命令等の種別、補助命令等をした裁判所並びにその補助
命令等の事件の表示及び発効の年月日
二 財産の管理者の補助を受けるべきことを命ぜられた者(以下
「補助命令等の本人」という。)の氏名、出生の年月日、住所
及び本籍(外国人にあつては、国籍)
三 (同上)
四 家事事件手続法第二百二十六条第二項の規定による審判前の保
全処分において、財産の管理者の同意を得ることを要するもの
と定められた行為
五 補助命令等が効力を失つたときは、その事由及び年月日
六 (略)

(任意後見契約の登記)
第五条 任意後見契約の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等
ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。
一 五 (同上)
二 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名又は名称及び
住所並びにその選任の審判の確定の年月日
三 (同上)
四 前号に規定する規定により成年後見人等又は成年後見監督人
等の職務代行を選任する審判前の保全処分がされたときは、
その氏名又は名称及び住所
五 (同上)
六 家事事件手続法第二百二十六条第二項、第二百三十四条第二項又は
第二百四十三条第二項の規定による審判前の保全処分(以下「後見
命令等」と総称する。)の登記は、嘱託又は申請により、後見登
記等ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。
一 後見命令等の種別、審判前の保全処分をした裁判所、その審
判前の保全処分の事件の表示及び発効の年月日
二 財産の管理者の後見、保佐又は補助を受けるべきことを命ぜ
られた者(以下「後見命令等の本人」と総称する。)の氏名、
出生の年月日、住所及び本籍(外国人にあつては、国籍)
三 (同上)
四 家事事件手続法第二百三十四条第二項の規定による審判前の保
全処分において、財産の管理者の同意を得ることを要するもの
と定められた行為
五 後見命令等が効力を失つたときは、その事由及び年月日
六 (同上)

(任意後見契約の登記)
第五条 任意後見契約の登記は、嘱託又は申請により、後見登記等
ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。
一 五 (同上)
二 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名又は名称及び
住所並びにその選任の審判の確定の年月日
三 (同上)
四 前号に規定する規定により任意後見監督人の職務代行を選
任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は名称及
び住所
五 (同上)
六 家事事件手続法第二百二十五条第一項において準用する同
法第二百二十七条第一項の規定により任意後見監督人の職務代行
者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は
名称及び住所
七 (略)

(後見登記等ファイルの記録の編成)
第六条 後見登記等ファイルの記録は、後見等の登記については後
見等の開始の審判(以下「後見命令等の登記」という。)に、任意後見契約の登記については任意後見契約(以下「後見契約」という。)
に、それぞれ当該各号に
一 記載されている次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に

68

定める事項に変更が生じたことを知ったときは、嘱託による登記
がされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。
一 (同上)
二 第四条第一項第十号に規定する職務代行 同号に掲げる事
項
三 (同上)
四 第五条第二号、第三号又は第七号に規定する者 同条各号に
掲げる事項
五 第五条第十号に規定する職務代行 同号に掲げる事項
六 成年後見人等の親族、後見命令等の本人の親族、任意後見契
約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に
変更を生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更
の登記を申請することができる。
(終了の登記)
第八条 後見等に係る登記記録に記録されている前条第一項第一号に
掲げる者は、成年後見人等が死亡したことを知ったときは、
終了の登記を申請しなければならない。
二 (同上)
三 成年後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利
害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託に
よる登記がされる場合を除き、終了の登記を申請することができ
る。
(登記事項証明書の交付等)
第十条 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後
見登記等ファイルに記録されている事項(記録がないときは、そ
の旨)を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交
付を請求することができる。
一 自己を補助開始の審判を受けた者又は任意後見契約の本人と
する登記記録
二 自己を補助人、補助監督人、任意後見受任者、任意後見人又
は任意後見監督人(退任したこれらの者を含む。)とする登記
記録
三 自己の配偶者又は四親等内の親族を成年後見人等又は任意
後見契約の本人とする登記記録
四 自己を成年後見人等、成年後見監督人等又は任意後見監督人
の職務代行(退任したこれらの者を含む。)とする登記記録
五 自己を後見命令等の本人とする登記記録
六 (同上)
七 自己の配偶者又は四親等内の親族を後見命令等の本人とする
登記記録
八 次各号に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定
める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することが
できる。
一 (同上)
二 第四条第一項第十号に規定する職務代行 同号に掲げる事
項
三 (同上)
四 第五条第二号、第三号又は第六号に規定する者 同条各号に
掲げる事項
五 成年後見人等の親族、後見命令等の本人の親族、任意後見契
約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に
変更を生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更
の登記を申請することができる。
(終了の登記)
第八条 後見等に係る登記記録に記録されている前条第一項第一号に
掲げる者は、成年後見人等が死亡したことを知ったときは、
終了の登記を申請しなければならない。
二 (同上)
三 成年後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利
害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託に
よる登記がされる場合を除き、終了の登記を申請することができ
る。

70

ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。
一 五 (略)
六 任意後見開始の審判をした裁判所並びにその審判の事件の表
示及び確定の年月日
七 任意後見監督人が選任されたときは、その氏名又は名称及び
住所
八 十 (略)
九 家事事件手続法第二百二十五条第一項において準用する同
法第二百二十七条第一項の規定により任意後見監督人の職務代行
者を選任する審判前の保全処分がされたときは、その氏名又は
名称及び住所
十 (略)
十一 (後見登記等ファイルの記録の編成)
第六条 後見登記等ファイルの記録は、補助の登記については補助
開始の審判(以下「補助命令等の登記」という。)に、任意後見契約の登記については任意後見契約(以下「後見契約」という。)
に、それぞれ当該各号に
一 記載されている次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に

69

定める事項に変更が生じたことを知ったときは、嘱託による登記
がされる場合を除き、変更の登記を申請しなければならない。
一 (同上)
二 第四条第一項第十号に規定する職務代行 同号に掲げる事
項
三 (同上)
四 第五条第二号、第三号又は第七号に規定する者 同条各号に
掲げる事項
五 第五条第十号に規定する職務代行 同号に掲げる事項
六 成年後見人等の親族、後見命令等の本人の親族、任意後見契
約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に
変更を生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更
の登記を申請することができる。
(終了の登記)
第八条 後見等に係る登記記録に記録されている前条第一項第一号に
掲げる者は、成年後見人等が死亡したことを知ったときは、
終了の登記を申請しなければならない。
二 (同上)
三 成年後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利
害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託に
よる登記がされる場合を除き、終了の登記を申請することができ
る。
(登記事項証明書の交付等)
第十条 何人も、登記官に対し、次に掲げる登記記録について、後
見登記等ファイルに記録されている事項(記録がないときは、そ
の旨)を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交
付を請求することができる。
一 自己を成年後見人等又は任意後見契約の本人とする登記記
録
二 自己を成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、
任意後見人又は任意後見監督人(退任したこれらの者を含む。)
とする登記記録
三 自己の配偶者又は四親等内の親族を成年後見人等又は任意
後見契約の本人とする登記記録
四 自己を成年後見人等、成年後見監督人等又は任意後見監督人
の職務代行(退任したこれらの者を含む。)とする登記記録
五 自己を後見命令等の本人とする登記記録
六 (同上)
七 自己の配偶者又は四親等内の親族を後見命令等の本人とする
登記記録
八 次各号に掲げる者は、登記官に対し、それぞれ当該各号に定
める登記記録について、登記事項証明書の交付を請求することが
できる。
一 (同上)
二 第四条第一項第十号に規定する職務代行 同号に掲げる事
項
三 (同上)
四 第五条第二号、第三号又は第六号に規定する者 同条各号に
掲げる事項
五 成年後見人等の親族、後見命令等の本人の親族、任意後見契
約の本人の親族その他の利害関係人は、前項各号に定める事項に
変更を生じたときは、嘱託による登記がされる場合を除き、変更
の登記を申請することができる。
(終了の登記)
第八条 後見等に係る登記記録に記録されている前条第一項第一号に
掲げる者は、成年後見人等が死亡したことを知ったときは、
終了の登記を申請しなければならない。
二 (同上)
三 成年後見人等の親族、任意後見契約の本人の親族その他の利
害関係人は、後見等又は任意後見契約が終了したときは、嘱託に
よる登記がされる場合を除き、終了の登記を申請することができ
る。

71

本人を他の任意後見契約の本人とする閉鎖登記記録

四 自己が補助人、補助監督人又は任意後見監督人の職務代行者であつた閉鎖登記記録

五 自己が補助命令等の本人であつた閉鎖登記記録

六 (略)

4 相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が補助開始の審判を受けた者、補助命令等の本人又は任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録について、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

5 (略)

(手数料)

第十一条 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 登記を嘱託する者(家事事件手続法第百十六條の規定により登記を嘱託する者を除く。)

二・三 (略)

2 次に掲げる申立てをする者は、当該申立て時に、第一項の手数料を裁判所に納めなければならない。

一 補助に関する審判事件(家事事件手続法別表第一の一の項、

一 未成年後見人又は未成年後見監督人、その未成年被後見人を補助開始の審判を受けた者、補助命令等の本人又は任意後見契約の本人とする登記記録

二 補助人又は補助監督人、その補助開始の審判を受けた者を任意後見契約の本人とする登記記録

三 登記された任意後見契約の任意後見受任者又は任意後見人、その任意後見契約の本人を補助開始の審判を受けた者、補助命令等の本人又は他の任意後見契約の本人とする登記記録

四 民法第七條第一項の公正証書によつて本人の指定した者又は任意後見契約第五條第一項の公正証書によつて任意後見契約の本人の指定した者、その本人を補助開始の審判を受けた者、補助命令等の本人又は任意後見契約の本人とする登記記録

何人も、登記官に対し、次に掲げる閉鎖登記記録について、閉鎖登記ファイルに記録されている事項(記録がないときは、その旨)を証明した書面(以下「閉鎖登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

一 自己が補助開始の審判を受けた者又は任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録

二 自己が補助人、補助監督人、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人であつた閉鎖登記記録

三 自己が任意後見受任者又は任意後見人である任意後見契約の

三 自己が成年後見人等、成年後見監督人等又は任意後見監督人の職務代行者であつた閉鎖登記記録

四 自己が後見命令等の本人であつた閉鎖登記記録

五 (同上)

4 相続人その他の承継人は、登記官に対し、被相続人その他の被承継人が成年後見人等、後見命令等の本人又は任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録について、閉鎖登記事項証明書の交付を請求することができる。

5 (同上)

(手数料)

第十一条 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 登記を嘱託する者

二・三 (同上)

2 (同上)

(新設)

一 未成年後見人又は未成年後見監督人、その未成年被後見人を成年被後見人等、後見命令等の本人又は任意後見契約の本人とする登記記録

二 成年後見人等又は成年後見監督人等、その成年被後見人等を任意後見契約の本人とする登記記録

三 登記された任意後見契約の任意後見受任者、その任意後見契約の本人を成年被後見人等又は後見命令等の本人とする登記記録

(新設)

3 何人も、登記官に対し、次に掲げる閉鎖登記記録について、閉鎖登記ファイルに記録されている事項(記録がないときは、その旨)を証明した書面(以下「閉鎖登記事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

一 自己が成年被後見人等又は任意後見契約の本人であつた閉鎖登記記録

二 自己が成年後見人等、成年後見監督人等、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人であつた閉鎖登記記録

(新設)

改正案	
〇 家事事件手続法(平成二十二年法律第五十二号)(第四條関係) (現行規定は、第二百一十一條、第二百一十二條及び第二百一十四條を除き、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五年法律第五十三号)による改正後の規定) 目次 第一編 (略) 第一章 (略) 第二章(第九條 (略)) 第二章 (略) 第二章 (略) 第一章 補助に関する審判事件(第百一十七條―第百四十四條) 第一節 不在者の財産の管理に関する処分(審判事件)第百四十五條―第百四十七條 第三節 失踪の宣告に関する審判事件(第百四十八條)	(傍線部分は改正部分) 目次 第一編 (同上) 第一章 (同上) 第二章(第九條 (同上)) 第二章 (同上) 第二章 (同上) 第一章 成年後見に関する審判事件(第百一十七條―第百一十九條) 第一節 成年後見に関する審判事件(第百一十八條―第百三十五條) 第三節 補助に関する審判事件(第百一十六條―第百四十四條)

二の項、四の項から十二の項までは十四の項から十九の項までの事項についての審判事件に限る。)の申立て 二 任意後見契約法に規定する審判事件(家事事件手続法別表第一の百一十一の項、百一十二の項、百一十五の項から百一十七の項までは百二十の項の事項についての審判事件に限る。)の申立て 三 第一号に規定する審判事件(家事事件手続法別表第一の一の項、五の項、十五の項又は十八の項の事項についての審判事件に限る。)又は前号に規定する審判事件(同表の百一十六の項又は百二十の項の事項についての審判事件に限る。)を本案とする保全処分についての審判事件の申立て 4 前項の規定により納めなければならない手数料は、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)及び家事事件手続法の適用については、同項各号に掲げる申立ての手数料とみなす。 5 第三項各号に掲げる申立てについてそれぞれ家事事件手続法第百十六條の規定による登記の嘱託がされることなく、同項各号に規定する審判事件が終了した場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、同項の規定により納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。 6 民事訴訟費用等に関する法律第九條第四項から第七項までの規定は、前項の規定による申立てについて準用する。 (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設)
---	-------------------------------------

第二款 失踪の宣告の取消しの審判事件（第四百四十九条）	第四款 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第四百四十九条）
第四款 意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件（第四百四十九条の二）	第五款 失踪の宣告の審判事件（第四百四十八条）
第五款 婚姻等に関する審判事件（第五百十条―第五百五十八条）	第六款 失踪の宣告の取消しの審判事件（第四百四十九条）
第六款 親子に関する審判事件	第七款 親子に関する審判事件（第五百五十一条）
第一款 第七款（略）	第一款 第七款（略）
第七款 親権に関する審判事件（第六百七条―第六百七十五条）	第八款 親権に関する審判事件（第六百七条―第六百七十五条）
第八款 未成年後見に関する審判事件（第六百七十六条―第六百八十一条）	第九款 未成年後見に関する審判事件（第六百七十六条―第六百八十一条）
第九款 扶養に関する審判事件（第六百八十二条―第六百八十七条）	第十款 扶養に関する審判事件（第六百八十二条―第六百八十七条）
第十款 推定相続人の廃除に関する審判事件（第六百八十八条―第六百八十九条）	第十一款 推定相続人の廃除に関する審判事件（第六百八十八条―第六百八十九条）
第十一款 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（第六百九十条）	第十二款 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（第六百九十条）
第十二款 相続財産の保存に関する処分の審判事件（第六百九十条の二）	第十三款 相続財産の保存に関する処分の審判事件（第六百九十条の二）
第十三款 第二十七節（略）	第十三款 第二十七節（同上）

76

二百六十六条の二において同じ。）の申立てをすることができるかについて定めることができる。	二百六十六条の二において同じ。）の申立てをすることができるかについて定めることができる。
5 (略)	5 (同上)
第三十三条の十三第三項の十六（略）	第三十三条の十二第三項の十五（同上）
第二章（略）	第二章（同上）
（裁判官の除斥）	（裁判官の除斥）
第十款 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判官の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。	第十款 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判官の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。
一・二（略）	一・二（同上）
三 裁判官が当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の未成年後見人、未成年後見監督人、補助人又は補助監督人であるとき。	三 裁判官が当事者又はその他の審判を受ける者となるべき者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
四・六（略）	四・六（同上）
2 (略)	2 (同上)
（当事者能力及び手続行為能力の原則等）	（当事者能力及び手続行為能力の原則等）
第十七条 当事者能力、家事事件の手続における手続上の行為（以下「手続行為」という。）をすることができる能力（以下「手続行為能力」という。）を、手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な権限については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。	第十七条 当事者能力、家事事件の手続における手続上の行為（以下「手続行為」という。）をすることができる能力（以下「手続行為能力」という。）を、手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な権限については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。

78

第三編 第五編（略）	第三編 第五編（同上）
附則	附則
（意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件の管轄権）	（新設）
第三條の四 裁判所は、意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件（別表第一の五十七の二の項の事項について）の審判事件をいう。第四百四十九条の二第一項において同じ。）について、その意思表示の相手方の住所（住所がない場合は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるときは、管轄権を有する。	第三條の四 裁判所は、意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件（別表第一の五十七の二の項の事項について）の審判事件をいう。第三條の十四及び第九十一条第一項において同じ。）及び特別の寄与に関する処分の審判事件（同表の十五の項の事項について）の審判事件をいう。第三條の十四及び第九十一条の二（略）
第三條の五 第三條の十一（略）	第三條の五 第三條の十一（同上）
（相続に関する審判事件の管轄権）	（相続に関する審判事件の管轄権）
第三條の十一（略）	第三條の十一（同上）
2・3 (略)	2・3 (同上)
4 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件（別表第二の十二の項から十四の項までの事項について）の審判事件をいう。第三條の十五及び第九十一条第一項において同じ。）及び特別の寄与に関する処分の審判事件（同表の十五の項の事項について）の審判事件をいう。第三條の十五及び第九十一条の二（略）	4 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件（別表第二の十二の項から十四の項までの事項について）の審判事件をいう。第三條の十四及び第九十一条第一項において同じ。）及び特別の寄与に関する処分の審判事件（同表の十五の項の事項について）の審判事件をいう。第三條の十四及び第九十一条の二（略）

77

下（「手続行為」という。）をすることができる能力（以下「手続行為能力」という。）を、手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な権限については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。	下（「手続行為」という。）をすることができる能力（以下「手続行為能力」という。）を、手続行為能力を欠く者の法定代理及び手続行為をするのに必要な権限については、民事訴訟法第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定を準用する。
2 補助開始の審判を受けた者（手続行為をするにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項において同じ。）又は未成年後見人その他の法定代理人が他の者がした家事審判又は家事調停の申立て又は抗告について手続行為をするには、補助人若しくは補助監督人又は未成年後見監督人の同意その他の権限を要しない。職権により手続が開始された場合についても、同様とする。	2 被保佐人、被補助人（手続行為をするにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。次項において同じ。）又は後見人その他の法定代理人が他の者がした家事審判又は家事調停の申立て又は抗告について手続行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の権限を要しない。職権により手続が開始された場合についても、同様とする。
3 補助開始の審判を受けた者又は未成年後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには、特別の権限（特定補助人にあつては、補助監督人の同意）がなければならない。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の進行について同意その他の権限を得ている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。	3 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには、特別の権限がなければならない。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の進行について同意その他の権限を得ている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。
一・三（略）	一・三（同上）
（未成年者等の法定代理）	（未成年者及び成年被後見人の法定代理）

79

第十八条 親権を行う者若しくは未成年後見人又は特定補助助人は、
 第一百八条（この法律の規定において準用する場合を含む。）又は第一百二十五条第二項の規定において未成年者又は特定補助
 助人を付する処分（審判を受けた者が法定代理人により自ら手続行
 爲をなすことができる場合であつても、未成年者は特定補助
 助人を付する処分）の審判を受けた者を管理して手続を行ふこと
 ができる。ただし、家事審判及び家事法の規定により親権を
 行う者若しくは未成年後見人又は特定補助助人が申立てすること
 ができるとき（家事訴訟法第二条に規定する事件に関する訴え（
 離婚及び養育費の訴えを除く。）を提起すること及びその事項につ
 いての家督傳承の申立てにあつては、同法その他の法律の規定に
 よりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

第十八条 親権を行う者又は後見人は、第十八条（二）の法律の他の規定において準用する又含を含む。又は第二百五十一条第一項の規定において未成年者を又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合があつても、未成年者又は成年被後見人を代理し手続行為をすることが出来る。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法明治二十年法律第八十九号その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることが出来る場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に關する訴え（離婚及び親縁の申立てを除く。）を提起すること及びその事項についての家事調停の申立て）にあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することが出来る場合を含む。）に限る。

第十九条 裁判長は、未成年者又は特定補助人を付する場合は、審判を受けた者について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、家事事件の統括が滞滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2・3 (略)

4 特別代理人が手続行為をするには、未成年後見人又は特定補助

第十九条 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、家事事件の統括が滞滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2. 3. (同上)

4. 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授權がなけ

人と同一の授権がなければならない。

5
(略)

(即時抗告)

第一百十條 審判前の保全処分（第五條第二項の審判に代わる裁判を除く。次項において同じ。）の申立人は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。ただし、次に掲げる保全処分の申立てを却下する審判については、この限りでない。

一 第二百二十六条第一項、第二百五十八條第一項（第二百四十二條第三項において準用する場合を含む。）及び第二百条第一項の規定による財産の管理者の選任又は財産の管理等に関する指示の保全処分

二 第一百七十七條第一項（同条第五項） 第八十一条及第二百二十五條第一項において準用する場合を含む。）、第一百二十八条第五項、第一百六十六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第一百八十四条第一項、第二百四十一条第三項において準用する場合を含む。）、第一百七十五条第三項及び第二百四十五條第一項の規定による職務執行者の選任の純全処分（略）

第一節 補助に関する審判事件

ればならない。

(上)(同)

(即時抗告)

第一百十條 審判前の保全処分（第百五條第二項の審判に代わる裁判を除く。次項において同じ。）の申立人は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができ。ただし、次に掲げる保全処分の申立てを却下する審判については、この限りでない。

第二百二十六条第一項（第四百三十四条第一項及び第四百四十三条第一項において準用する場合を含む）、第五百五十八条第一項（第二百四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第二百条第一項の規定による財産の管理者の選任又は財産の管

二 第二百七十七条第一項（第四百四十四條、第四百八十一條及び第四百八十五條第一項において準用する場合を含む。）、第四百六十一條第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第四百七十四條第一項（第二百四十二條第一項において準用する場合を含む。）、第四百七十五條第三項及び第四百七十五條第一項の規定による職務代理者の選任の保全処分（同上）。

第一節 成年後見に関する審判事件

80

(管轄)
第百七十九條 補助開始の審判事件(別表第一の一の項の事項について)の審判事件に於て、次項及び次条第一号において同じ、は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の住所を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2) 補助に關する審判事件(別表第一の一の項から二十七の項までの事項について)の審判事件をいふ。は、補助開始の審判事件を除き、補助開始の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所の補助開始の裁判を受けた場合には、その第一審裁判所である家庭裁判所)の管轄に屬する。ただし、補助開始の審判事件が家庭裁判所の管轄に屬するときは、その家庭裁判所の管轄に屬する。

第十四条 次に掲げる審判事件（第一号、第二号、第十五号及び第十六号を除く。）においては、補助開始の審判を受ける者となるべき者を〔未成年者に限る。〕及び補助開始の審判を受けた者〔未成年者が若年者を含む。〕に對しては、補助開始の審判を受けることとなしき。

第十七条 法において準用する民事訴訟法の第十二一条の規定によりなされるが、法律代理人によらずに、自ら手続行為をすることができるとき、その者が補助開始の審判を受けた者は、手続行為をするものとみなす。

(管轄)
第百七十二条 後見開始の審判事件（別表第一の一の項の事項について
の審判事件）をいう。次項及び次条第一号において同じ。は、
成年被後見人となるべき者の住所を管轄する家庭裁判所の管轄
に属する。
2 成年後見に関する審判事件（別表第一の一の項から十六の二の
項までの事項）についての審判事件をいう。は、後見開始の審判
事件を除き、後見開始の審判をした家庭裁判所、抗告裁判所、審
見開始の裁判をした場合においては、その第一審裁判所である家
庭裁判所の管轄に属する。ただし、後見開始の審判事件が家庭
裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

判事八人、本案と保全処分について第一号の審判官及び第六人の審判員は、成年被保護人となる者及び成年被後見人は、第二号において、成年被保見人となるべき者及び成年被後見人は、第三号において適用する民法訴訟法第三十条の規定にながかわり、法律定によりたらずに、自ら手続行為することができるとすること。そして、その者が被保護人や又被補助人を手続行為することに同意し、その補助人の同意を得ることが要するものに限定。）であつて、保佐人が若しくは保監監督人又は補助人若しくは保助監督人の同意がなければ、

につきその補助人の同意を得ることに限る。）であ

つて、補助人又は補助監

二 補助人の同意を得な

四 特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判事件（別表第一の二の項の事件についての審判事件をいう。）

五 特定補助人を付する処分の審判事件（別表第一の五の項の事項についての審判事件をいう。）

六 取り消すことのできる行為の定めの審判事件（別表第一の六

セ 補助人の同意を得なければならぬ行為の定め、審判の取
 消しの審判事件（別表第一の七の項の事項についての審判事件
 いう。）
 ハ 補助人に対する代理權の付与の審判事件（別表第一の八の
 事項についての審判事件をいう。）
 ニ 補助開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の九の項の
 事項についての審判事件をいう。）

(別表第一の十の項の事項についての審判事件をいう。)

ない場合も、同様とする。

一 後見開始の審判事件

項についての審判事件を

三 成年後見人の選任の審判事件（別表第一の三の項の事項についての審判事件をいう。）

四 成年後見人の解任の審判事件（別表第一の五の項の事項についての審判事件をいう。第百二十七条第一項において同じ。）

五 成年後見監督人の選任の審判事件（別表第一の六の項の事項についての審判事件をいう。）

六 成年後見監督人の解任の審判事件（別表第一の八の項の事項についての審判事件をいう。第百二十七条第五項において同じ。）

七 成年後見人に関する特別代理人の選任の審判事件（別表第一の十二の項の事件）についての審判事件による信書の送達に關する法律（平成四年法律第九十九号）第二條第三号に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）の配達に障礙及びその廃絶の取消しには変更の審判事件（別表第一の十二の項の事件）については審判事件をいう。第四十三條の三

事件」という。）

- 成年後見の事務の監督の審判事件（別表第一の十四の項の事項についての審判事件をいう。）
- 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分
の審判事件（別表第一の十五の項の事項についての審判事件をいう。）
- 第二百二十五条第一項及び第二項において同じ。）

- 86

- 十 取り消すことのできる行為の定め、審判の取消しの審判、特定補助人を付する処分、審判を受けた者及び特定補助人、補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判、補助開始の審判を受けた者及び補助人
- 十一 補助人又は補助監督人の選任の審判、補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者
- 十二 補助人の解任の審判、補助開始の審判を受けた者及び補助人
- 十三 補助監督人の解任の審判、補助開始の審判を受けた者及び補助監督人
- 十四 特定補助人を付する処分、審判を受けた者に宛てた郵便物の配達、嘱託の審判、特定補助人を付する処分、審判を受けた者
- 十五 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
- 一 特定補助人を付する処分、審判、特定補助人として付される者となるべき者又は補助人
- 二 補助人の選任の審判、補助人となるべき者
- 三 補助監督人の選任の審判、補助監督人となるべき者
- 四 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、市町村長その他適当な者に対し、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意見を求めることができる。

- 一 補助人の同意を得なければならない行為の定め
 - 二 特定補助人を付する処分
 - 三 補助人の同意を得なければならない行為の定め
 - 四 補助人の同意を得なければならない行為の定め
 - 五 補助人の同意を得なければならない行為の定め
 - 六 補助人に対する代理権の付与
 - 七 補助人に対する代理権の付与
 - 八 補助人に対する代理権の付与
 - 九 補助人の解任
 - 十 補助人の解任
- (申立ての取下げの制限)
- 第二百一十條 次に掲げる申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。
- 一 補助人の申立て
 - 二 民法第八百七十六條の二第二項の規定による補助人の選任の申立て
 - 三 民法第八百七十六條の四の規定により選任の請求をしなければならない者による同法第八百七十六條の二第三項の規定による補助人の選任の申立て

- (申立ての取下げの制限)
- 第二百一十一條 次に掲げる申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。
- 一 後見開始の申立て
 - 二 民法第八百四十三條第二項の規定による成年後見人の選任の申立て
 - 三 民法第八百四十五條の規定により選任の請求をしなければならない者による同法第八百四十三條第三項の規定による成年後見人の選任の申立て

- (審判の告知等)
- 第二百一十二條 次の各号に掲げる審判は、第七十四條第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。
- 一 補助人の選任の審判 民法第八百七十六條の二第二項の規定による補助人に選任される者
 - 二 補助人の同意を得なければならない行為の定め
 - 三 補助人の同意を得なければならない行為の定め
 - 四 補助人の同意を得なければならない行為の定め
 - 五 補助人の同意を得なければならない行為の定め
 - 六 補助人の同意を得なければならない行為の定め
 - 七 補助人の同意を得なければならない行為の定め

- (審判の告知等)
- 第二百一十三條 次の各号に掲げる審判は、当該各号に定める者に告知しなければならない。
- 一 成年後見人の選任の審判 成年後見人に選任される者
 - 二 成年後見人の同意を得なければならない行為の定め
 - 三 成年後見人の同意を得なければならない行為の定め
 - 四 成年後見人の同意を得なければならない行為の定め
 - 五 成年後見人の同意を得なければならない行為の定め
 - 六 成年後見人の同意を得なければならない行為の定め
 - 七 成年後見人の同意を得なければならない行為の定め

- 一 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 二 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 三 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 四 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 五 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 六 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 七 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 八 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 九 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十一 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十二 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十三 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十四 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十五 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十六 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十七 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十八 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十九 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 二十 補助人の同意を得なければならない行為の定め

- 一 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 二 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 三 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 四 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 五 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 六 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 七 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 八 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 九 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十一 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十二 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十三 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十四 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十五 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十六 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十七 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十八 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 十九 補助人の同意を得なければならない行為の定め
- 二十 補助人の同意を得なければならない行為の定め

要の審判 成年後見人

〔補助の事務の監督〕

第百二十五条 家庭裁判所は、適当な者に、補助の事務若しくは補助開始の審判を受けた者の財産の状況を調査させ、又は臨時に財産の管理をさせることができる。

2 補助開始の審判を受けた者の財産の中から、相当な報酬を与えらるることができる。

3 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第二項の規定による調査をさせることができる。

4 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第二項の規定により財産を管理する者について適用する。

る。

3 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査をさせることができる。

4 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第一項の規定により財産を管理する者について適用する。

〔管理者の改任等〕

第百二十五条 家庭裁判所は、いつでも、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分を審判事件において選任した管理者を改任することができる。

2 家庭裁判所は、第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分を審判事件において選任した管理者（前項の規定により改任された管理者を含む。以下この条において「財産の管理者」という。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

3 前項の報告及び計算に要する費用は、成年被後見人の財産の中から支弁する。

4 家庭裁判所は、財産の管理者に対し、その提供した担保の増減の変更又は免除を命ずることができる。

5 財産の管理者の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても同様とする。

6 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、財産の管理者について適用する。

7 家庭裁判所は、成年被後見人が財産を管理することができなくなったとき、管理すべき財産がなくなったとき、成年被後見人の管理を継続することが相当でなくなったときは、成年被後見人の財産の管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分を取消し、審判をしなければならない。

〔補助開始の審判事件を本案とする保全処分〕

第百二十六条 家庭裁判所（第百五十二条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。）は、補助開始の申立てがあつた場合において、補助開始の審判を受ける者となるべき者の生活、療養看護又は財産の管理のために必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、補助開始の申立てにより又は事件の關係人に対し、補助開始の審判を受ける者となるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項を指示することができる。

2 家庭裁判所は、補助開始及び補助人の同意を得なければならない被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは

〔後見開始の審判事件を本案とする保全処分〕

第百二十六条 家庭裁判所（第百五十二条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。）は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護又は財産の管理のために必要があるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、後見開始の申立てにより又は事件の關係人に対し、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項を指示することができる。

2 家庭裁判所は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは

い行為の定め申立てがあつた場合において、補助開始の審判を受ける者となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の申立てについて審判が効力を生ずるまでの間、補助開始の審判を受ける者となるべき者の財産上の行為（民法第九十九条第一項に規定する行為であつて、当該補助人の同意を得なければならない行為の定め申立てに係るものに限る。第十一項において同じ。）につき、前項の規定により選任される財産の管理者（以下この条において単に「財産の管理者」という。）の補助を受けることを命ずることができる。

3 家庭裁判所は、補助開始及び特定補助人を付する処分の審判の申立てがあつた場合において、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の申立てについて審判が効力を生ずるまでの間、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者の民法第九十九条第二項各号に掲げる行為（日用品の購入その他の日常生活に関する行為を除く。第十一項において同じ。）につき、財産の管理者の補助を受けることを命ずることができる。

4 家庭裁判所は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の精神上の理由によりその者の陳述を聴くことができないときは、第七七条の規定にかかわらず、その者の陳述を聴く手続を経ずに、第二

、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の申立てについて審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為（民法第九十九条ただし書に規定する行為を除く。第七項において同じ。）につき、前項の財産の管理者の後見を受けることを命ずることができる。

3 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、第七七条の規定にかかわらず、その者の陳述を聴く手続を経ずに、前項の規定による審判（六項から第七項までにおいて「後見命令の審判」という。）をすることができる。

4 後見命令の審判は、第一項の財産の管理者（数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによつて、その効力を生ずる。

5 後見命令の審判は、成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者に、第七七条第四項の規定は、適用しない。

6 審判の告知を受ける者でない者に後見命令の審判に対する即時抗告の期間は、第二項の財産の管理者が第四項の規定による告知を受けた日（以下あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

7 後見命令の審判があつたときは、成年被後見人となるべき者及び第一項の財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限

行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を適用する。

8 前条第三項から第六項までの規定及び民法第三十七條から第三十九條まで（同法第三十七條第二項を除く。）の規定は、第一項の財産の管理者について適用する。この場合においては、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替へるものとする。

二項の規定による審判（以下この条において「補助命令の審判」という。）又は前項の規定による審判（以下この条において「特定補助命令の審判」という。）をすることができる。

5 補助命令の審判は、第七十四條第一項に規定する者のほか、財産の管理者に告知しなければならない。

6 補助命令の審判の告知に係る審判が補助開始の審判を受ける者となるべき者に送附された場合において、その送附を受けた時に、その者が手続行為能力を欠くときは、当該審判についての第七十四條第一項及び第二項並びにこの条第九項の規定の適用については、その送附を受けた時にその者に告知されたものとみなす。

7 特定補助命令の審判は、財産の管理者（数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによつて、その効力を生ずる。

8 特定補助命令の審判は、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者について、第七十四條第一項の規定は、適用しない。

9 審判の告知を受ける者でない者及び補助開始の審判を受ける者となるべき者による補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、補助開始の審判を受ける者となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産の管理者が第五項の規定による審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

10 審判の告知を受ける者でない者による特定補助命令の審判に対

する即時抗告の期間は、財産の管理者が第七項の規定による告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

11 補助命令の審判があったときは、補助開始の審判を受ける者となるべき者及び財産の管理者は、補助開始の審判を受ける者となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。

12 特定補助命令の審判があったときは、特定補助人を付する処分を審判を受ける者となるべき者及び財産の管理者は、特定補助人を付する処分を審判を受ける者となるべき者がした民法第九条第二項各号に掲げる行為を取り消すことができる。

13 前二項の場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

14 家庭裁判所は、いつでも財産の管理者を改任することができる。

15 家庭裁判所は、財産の管理者（前項の規定により改任された者を含む。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができ、

16 前項の報告及び計算に要する費用は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の財産の中から支弁する。

17 家庭裁判所は、財産の管理者に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

18 財産の管理者の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記については、同様とする。

19 民法第二百七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く）、第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、財産の管理者について準用する。

（補助人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

第百二十七条 家庭裁判所は、補助人の解任の審判事件が係属している場合において、補助開始の審判を受けた者の利益のため必要があるときは、補助人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、補助人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、補助人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2 前項の規定による補助人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される補助人、他の補助人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによつて、その効力を生ずる。

3 家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができる。

4 家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に、補助開始の審判を受けた者の財

産の中から、相当な報酬を支払うことができる。

5 前各項の規定は、補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

（前略）

（補助の事務の監督の審判事件を本案とする保全処分）

第百二十八条 家庭裁判所は、補助の事務の監督の審判事件が係属している場合（代理権の付与の審判を受けた補助人に財産の目録の提出を命じた場合に限る。）において、補助開始の審判を受けた者の利益のため必要があるときは、補助の事務の監督の申立てをした者の申立てにより又は職権で、補助人が財産の目録を提出するまでの間、補助人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、補助の事務の監督の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第百二十九条から第百四十四条まで 前略

より改任した職務代行者に、成年後見人の財産の中から、相当な報酬を支払うことができる。

5 前各項の規定は、成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第二節 保佐に関する審判事件

（管轄）

第百二十八条 保佐開始の審判事件（別表第一の十七の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被保佐人となるべき者の住所を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 保佐に関する審判事件（別表第一の十七の項から三十五の項までの事項についての審判事件をいう。）は、保佐開始の審判事件を除き、保佐開始の審判をした家庭裁判所（仮監裁判所が保佐開始の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

（手続行為能力）

第百二十九条 第百十八条の規定は、次に掲げる審判事件（第七号、第七号及び第九号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における被保佐人となるべき者及び被保佐人

について準用する。

一 保佐開始の審判事件

二 保佐人の同意を得なければならない行為の定め（審判事件）

三 別表第一の十八の項の事項についての審判事件をいう。

四 保佐人の同意に代わる許可の審判事件（別表第一の十九の項の事項についての審判事件をいう。）

五 保佐開始の審判の取消しの審判事件（別表第二の二十の項の事項についての審判事件をいう。）

六 保佐人の同意を得なければならない行為の定め（審判事件）

七 別表第一の二十一の項の事項についての審判事件をいう。

八 保佐監督人の選任の審判事件（別表第二の二十六の項の事項についての審判事件をいう。）

九 保佐監督人の解任の審判事件（別表第二の二十八の項の事項についての審判事件をいう。第百三十五条において同じ。）

十 保佐人に対する代理権の付与の審判事件（別表第一の三十二の項の事項についての審判事件をいう。）

十一 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件

別表第一の三十三の項の事項についての審判事件をいう。）
十二 保佐の事務の監督の審判事件（別表第一の三十四の項の事項についての審判事件をいう。）

（陳述及び意見の聴取）

第二百三十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号、第二号、第四号及び第五号にあつては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。

- 一 保佐開始の審判 被保佐人となるべき者
 - 二 保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人
 - 三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人
 - 四 保佐開始の審判の取消しの審判（民法第十四条第一項の規定による場合に限る。） 被保佐人及び保佐人
 - 五 保佐人又は保佐監督人の選任の審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人
 - 六 保佐人の解任の審判 保佐人
 - 七 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人
- 21 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
- 一 保佐人の選任の審判 保佐人となるべき者
 - 二 保佐監督人の選任の審判 保佐監督人となるべき者

（審判の告知）

第二百三十一条 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

- 一 保佐開始の審判 民法第八百七十六条の二第一項の規定により保佐人に選任される者並びに任意後見契約法第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人
- 二 保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判 保佐人及び保佐監督人（当該審判が保佐人又は保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、保佐人となるべき者又は保佐監督人となるべき者）
- 三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人及び保佐監督人
- 四 保佐開始の審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人
- 五 保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人
- 六 保佐人に対する代理権の付与の審判 被保佐人及び保佐監督人（当該審判が保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、保佐監督人となるべき者）
- 七 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 被保佐人及び保佐監督人

（即時抗告）

第二百三十二条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号及び第四号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができ、

- 一 保佐開始の審判 民法第十一一条本文及び任意後見契約法第十一条第二項に規定する者
 - 二 保佐開始の申立てを却下する審判 申立人
 - 三 保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十四条第一項に規定する者
 - 四 保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判 被保佐人
 - 五 保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人
 - 六 保佐人の解任の審判 保佐人
 - 七 保佐人の解任の申立てを却下する審判 申立人、保佐監督人並びに被保佐人及びその親族
 - 八 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人
 - 九 保佐監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに被保佐人及びその親族
- 21 審判の告知を受ける者でない者及び被保佐人となるべき者による保佐開始の審判に対する即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の二第一項の規定により保佐人に選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

（成年後見に関する審判事件の規定の準用）

第二百三十三条 第九十九条の規定は被保佐人となるべき者及び被保佐人の精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取について、第二百三十一条の規定は保佐開始の申立ての取下げ及び保佐人の選任の申立ての取下げについて、第二百三十四条の規定は保佐の事務の監督について準用する。

（保佐開始の審判事件を本案とする保全処分）

第二百三十四条 保佐開始の審判事件を本案とする保全処分については、第二百二十六条第一項の規定を準用する。

21 家庭裁判所（第五十五条第二項の場合にあつては、高等裁判所）は、保佐開始の申立てがあつた場合において、被保佐人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、保佐開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、被保佐人となるべき者の財産上の行為（民法第十三条第三項に規定する行為に限る。第五項において同じ。）につき、前項において準用する第二百二十六条第一項の規定により選任される財産の管理者（以下この条において単に「財産の管理者」という。）の保佐を受けることを命ずることができる。

31 前項の規定による審判（次項及び第五項において「保佐命令の

審判」という。は、第七十四条第一項に規定する者のほか、財産の管理者に告知しなければならない。

4) 審判の告知を受ける者でない者及び被保佐人となるべき者に保佐命令の審判に対する即時抗告の期間は、被保佐人となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産の管理者が前項の規定による審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

5) 保佐命令の審判があつたときは、被保佐人となるべき者及び財産の管理者は、被保佐人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

6) 第二百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二百七条から第二十九条まで、同法第二百七条第二項を除く。の規定は、財産の管理者について準用する。この場合において、第二百二十五条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「被保佐人」となるべき者」と読み替へるものとする。

〔保佐人の解任の審判事件等を本案とする保全処分〕

第二百三十五条 第二百二十七条第一項から第四項までの規定は、保佐人の解任の審判事件又は保佐監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第三節 補助に関する審判事件

〔管轄〕

第二百三十六條 補助開始の審判事件（別表第一の三十六の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被補助人となるべき者の住所を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2) 補助に関する審判事件（別表第一の三十六の項から五十四の項までの事項についての審判事件をいう。）は、補助開始の審判事件を除き、補助開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が補助開始の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、補助開始の審判事件が家庭裁判所に保属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

〔手続行為能力〕

第二百三十七條 第二百三十八條の規定は、次に掲げる審判事件（第一号、第七号及び第九号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における被補助人となるべき者及び被補助人について準用する。

一 補助開始の審判事件

二 補助人の同意を得なければならない行為の定め審判事件（別表第一の三十七の項の事項についての審判事件をいう。）

三 補助人の同意に代わる許可の審判事件（別表第一の三十八の

項の事項についての審判事件をいう。）

四 補助開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の三十九の項の事項についての審判事件をいう。）

五 補助人の同意を得なければならない行為の定め審判の取消し審判事件（別表第一の四十の項の事項についての審判事件をいう。）

六 補助人の選任の審判事件（別表第一の四十一の項の事項についての審判事件をいう。）

七 補助人の解任の審判事件（別表第一の四十三の項の事項についての審判事件をいう。第二百四十四条において同じ。）

八 補助監督人の選任の審判事件（別表第一の四十五の項の事項についての審判事件をいう。）

九 補助監督人の解任の審判事件（別表第一の四十七の項の事項についての審判事件をいう。第二百四十四条において同じ。）

十 補助人に対する代理権の付与の審判事件（別表第一の五十一の項の事項についての審判事件をいう。）

十一 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件（別表第一の五十二の項の事項についての審判事件をいう。）

十二 補助の事務の監督の審判事件（別表第一の五十三の項の事項についての審判事件をいう。）

〔精神の状況に関する意見の聴取〕

第二百三十八條 家庭裁判所は、被補助人となるべき者の精神の状況につき医師その他適當な者の意見を聴かなければ、補助開始の審判をすることができない。

〔陳述及び意見の聴取〕

第二百三十九條 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号、第三号及び第四号にあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。

一 補助開始の審判 被補助人となるべき者

二 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人

三 補助開始の審判の取消しの審判（民法第十八条第一項又は第三項の規定による場合に限り。） 被補助人及び補助人

四 補助人又は補助監督人の選任の審判 被補助人となるべき者又は被補助人

五 補助人の解任の審判 補助人

六 補助監督人の解任の審判 補助監督人

2) 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 補助人の選任の審判 補助人となるべき者

二 補助監督人の選任の審判 補助監督人となるべき者

〔審判の告知〕

第四百四十条 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

一 補助開始の審判 民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人に選任される者並びに任意後見契約法第十条第三項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

二 補助人の同意を得なければならない行為の定め、審判 補助人及び補助監督人（当該審判が補助人又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、補助人となるべき者又は補助監督人となるべき者）

三 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人及び補助監督人
四 補助開始の審判の取消しの審判 補助人及び補助監督人
五 補助人の同意を得なければならない行為の定め、審判の取消しの審判 補助人及び補助監督人

六 補助人に対する代理権の付与の審判 被補助人及び補助監督人（当該審判が補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあつては、補助監督人となるべき者）
七 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 被補助人及び補助監督人

（即時抗告）

第四百四十一条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める

る者（第一号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができ、

一 補助開始の審判 民法第十五条第一項本文及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者

二 補助開始の申立てを却下する審判 申立人
三 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十八条第一項に規定する者

四 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人
五 補助人の解任の審判 補助人

六 補助人の解任の申立てを却下する審判 申立人 補助監督人並びに被補助人及びその親族

七 補助監督人の解任の審判 補助監督人
八 補助監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに被補助人及びその親族

21 審判の告知を受ける者でない者及び被補助人となるべき者による補助開始の審判に対する即時抗告の期間は、被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人に選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

〔成年後見に関する審判事件の規定の準用〕

第四百四十二条 第二百一十一条の規定は補助開始の申立ての取下げ及

び補助人の選任の申立ての取下げについて、第二百二十四条の規定は補助の事務の監督について準用する。

（補助開始の審判事件を本案とする保全処分）

第四百四十三条 補助開始の審判事件を本案とする保全処分については、第二百一十六条第一項の規定を準用する。

2 家庭裁判所（第五百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所）は、補助開始及び補助人の同意を得なければならない行為の定め、申立てがあつた場合において、被補助人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、補助開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、被補助人となるべき者の財産上の行為（民法第十三条第一項に規定する行為であつて、当該補助人の同意を得なければならない行為の定め、申立てに係るものに限る。第五項において同じ。）につき、前項において準用する第二百一十六条第一項の規定により選任される財産の管理者（以下この条において単に「財産の管理者」という。）の補助を受けることを命ずることができ、

3 前項の規定による審判（次項及び第五項において「補助命令の審判」という。）は、第七十四条第一項に規定する者のほか、財産の管理者に告知しなければならない。

4 審判の告知を受ける者でない者及び被補助人となるべき者による補助命令の審判に対する即時抗告の期間は、被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び財産の管理者が前項の規定による審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。

51 補助命令の審判があつたときは、被補助人となるべき者及び財産の管理者は、被補助人となるべき者が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

61 第二百一十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）の規定は「財産の管理者について準用する。この場合において、第二百一十五条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「被補助人となるべき者」と読み替へるものとする。

〔補助人の解任の審判事件等を本案とする保全処分〕

第四百四十四条 第二百一十七条第一項から第四項までの規定は、補助人の解任の審判事件又は補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第四節 不在者の財産の管理に関する処分、審判事件

第五節 失踪の宣告に関する審判事件

第六節 失踪の宣告に関する審判事件

第七節 失踪の宣告に関する審判事件

第八節 失踪の宣告に関する審判事件

(新設)

第四節 意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件

第四百九十九条之二 意思表示の受領の特別代理人の選任及びその取消しの審判事件は、その意思表示の相手方の住所を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2) 家庭裁判所は、いつでも、意思表示の受領の特別代理人を改任することができる。

3) 意思表示の受領の特別代理人の選任の申立てをするときは、申立人は、その申立てに係る手続の費用として家庭裁判所の定める金額を予納しなければならない。

4) 家庭裁判所は、前項の規定により予納された額の中から、相当な報酬を意思表示の受領の特別代理人に与えることができる。

5) 意思表示の受領の特別代理人の選任又はその取消しの申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるとができる。

6) 民法第四百四十四条の規定は、意思表示の受領の特別代理人について準用する。

第五節 婚姻等に関する審判事件

(夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件を本案と

(新設)

第六節 婚姻等に関する審判事件

(夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件を本案と

する供金処分)
第百五十八条 (略)

2 (略)

3 第百二十六条第十四項から第十九項までの規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、同条第十六項中「補助開始の審判を受ける者となるべき者の財産」とあるのは、「管理に係る財産」と読み替えるものとする。

第六節 親子に関する審判事件

第百六十一条 (略)

2 (略)

3 家庭裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。ただし、養子となるべき者については、その者の精神上の理由によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

一・二 (略)

4 (略)

(特別養子適格の確證の審判事件)
第百六十四条の二 (略)

する供金処分)
第百五十八条 (同上)

2 (同上)

3 第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二百七条から第二十九条まで、同法第二百七条第一項を除く。の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、第百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「管理に係る財産」と読み替えるものとする。

第七節 親子に関する審判事件

第百六十一条 (同上)

2 (同上)

3 家庭裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判をする場合には、次に掲げる者の陳述を聴かなければならない。ただし、養子となるべき者については、その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

一・二 (同上)

4 (同上)

(特別養子適格の確證の審判事件)
第百六十四条の二 (同上)

(手続行為能力)

第百六十八条 第百十八条の規定は、次の各号に掲げる審判事件（第三号、第七号及び第八号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における当該各号に定める者について準用する。

一（略）

二 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の六十六の項の事項についての審判事件をいう。第百七十三条第一項及び第二項において同じ。） 子
三（略）

(管理者の改任等)

第百七十三条 家庭裁判所は、いつでも、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者を改任することができる。

2) 家庭裁判所は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者（前項の規定により改任された管理者を含む。以下この条において「財産の管理者」という。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。

3) 前項の報告及び計算に要する費用は、子の財産の中から支弁する。

(手続行為能力)

第百六十八条 第百十八条の規定は、次の各号に掲げる審判事件（第三号、第七号及び第八号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における当該各号に定める者について準用する。

一（同上）

二 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の六十六の項の事項についての審判事件をいう。第百七十三条において同じ。） 子
三（同上）

(管理者の改任等に関する規定の準用)

第百七十三条 第百二十五条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。

た財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第百二十一條第二号中「第百七十六條の二」の項の規定による補助人」とあるのは「第百四十四條第一項の規定による未成年後見人」と、同条第三号中「第百七十六條の二第三項の規定による補助人」とあるのは「第百四十四條第二項の規定による未成年後見人」と読み替えるものとする。

第九節 扶養に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第百八十九條 (略)

2 第百七十三條第一項から第六項までの規定は、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理人について準用する。この場合において、同条第一項、第二項及び第四項中「家庭裁判所」とあるのは「推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所」と、同条第三項中「子の財産」とあるのは「遺産」と読み替えるものとする。

3 (略)

た財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第百二十一條第二号中「第百四十三條第二項の規定による成年後見人」とあるのは「第百四十四條第一項の規定による未成年後見人」と、同条第三号中「第百四十三條第二項の規定による成年後見人」とあるのは「第百四十四條第二項の規定による未成年後見人」と読み替えるものとする。

第十節 扶養に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第百八十九條 (同上)

2 第百七十三條第一項から第六項までの規定は、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理人について準用する。この場合において、同条第一項、第二項及び第四項中「家庭裁判所」とあるのは「推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分を命じた裁判所」と、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは「遺産」と読み替えるものとする。

3 (同上)

4) 家庭裁判所は、財産の管理者に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。

5) 財産の管理者の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その設定の登記を通知しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても同様とする。

6) 民法第百四十四條、第百四十六條、第百四十七條及び第百五十條の規定は、財産の管理者について準用する。

7) 家庭裁判所は、子が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなつたときその他財産の管理を継続することが相当でなくなつたときは、子、財産の管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

第八節 未成年後見に関する審判事件

(補助に関する審判事件及び親権に関する審判事件の規定の準用)

第百八十条 第百二十一條の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第百二十五條の規定は未成年後見の事務の監督について、第百七十三條の規定は第三者が未成年被後見人に与え

た財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第百二十一條第二号中「第百七十六條の二」の項の規定による補助人」とあるのは「第百四十四條第一項の規定による未成年後見人」と、同条第三号中「第百七十六條の二第三項の規定による補助人」とあるのは「第百四十四條第二項の規定による未成年後見人」と読み替えるものとする。

第九節 扶養に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第百八十九條 (略)

第百八十条 第百二十一條の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第百二十四條の規定は未成年後見の事務の監督について、第百二十五條の規定は第三者が未成年被後見人に与え

た財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第百二十一條第二号中「第百四十三條第二項の規定による成年後見人」とあるのは「第百四十四條第一項の規定による未成年後見人」と、同条第三号中「第百四十三條第二項の規定による成年後見人」とあるのは「第百四十四條第二項の規定による未成年後見人」と読み替えるものとする。

第九節 扶養に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第百八十九條 (略)

第百八十条 第百二十一條の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第百二十五條の規定は未成年後見の事務の監督について、第百七十三條の規定は第三者が未成年被後見人に与え

た財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第百二十一條第二号中「第百七十六條の二」の項の規定による補助人」とあるのは「第百四十四條第一項の規定による未成年後見人」と、同条第三号中「第百七十六條の二第三項の規定による補助人」とあるのは「第百四十四條第二項の規定による未成年後見人」と読み替えるものとする。

第九節 扶養に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第百八十九條 (同上)

第百八十条 第百二十一條の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第百二十五條の規定は未成年後見の事務の監督について、第百七十三條の規定は第三者が未成年被後見人に与え

た財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第百二十一條第二号中「第百四十三條第二項の規定による成年後見人」とあるのは「第百四十四條第一項の規定による未成年後見人」と、同条第三号中「第百四十三條第二項の規定による成年後見人」とあるのは「第百四十四條第二項の規定による未成年後見人」と読み替えるものとする。

第九節 扶養に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

第十節 推定相続人の廃除に関する審判事件

(遺産の管理に関する処分の審判事件)

第百八十九條 (同上)

第百八十条 第百二十一條の規定は未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第百二十五條の規定は未成年後見の事務の監督について、第百七十三條の規定は第三者が未成年被後見人に与え

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)
第二百条 (略)

2・3 (略)

4 第百二十六条第四項から第十九項までの規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、同条第十六項中「補助開始の審判に受ける者となるべき者の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

第二百二条 (略)

2 (略)

3 第百七十三条の規定は、財産分離の請求後の相続財産の管理に關する処分^一の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「子の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第二百五条 家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の分与の申立について^二の審判をする場合には、民法第九百五十二条第一項の規定により選任し、又は第二百八条において準用する第百七十三條第一項の規定により改任した相続財産の清算人(次条及び第二百七条において単に「相続財産の清算人」という。)の意見

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)
第二百二条 (同上)

2・3 (同上)

4 第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二百七条から第百二十九条まで、同法第二百七条第三項を除く^三の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、第百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「遺産」と読み替えるものとする。

第二百二条 (同上)

2 (同上)

3 第百二十五条の規定は、財産分離の請求後の相続財産の管理に關する処分^一の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第二百五条 家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の分与の申立について^二の審判をする場合には、民法第九百五十二条第一項の規定により選任し、又は第二百八条において準用する第百二十五條第一項の規定により改任した相続財産の清算人(次条及び第二百七条において単に「相続財産の清算人」という。)の意見

を要しなければならぬ。

(管理者の改任等に関する規定の準用)

第二百八条 第百七十一條の規定は、相続人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「子の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替へるものとする。

(調書の作成)

第二百一一条 裁判所書記官は、遺言書等、民法第千四第條第一項に規定する遺言書等をいう。次条において同じ。の検認について、調書を作成しなければならぬ。

(申立ての取下げの制限)

第二百一十二條 遺言の確認又は遺言書の検認の申立ては、審判がされる前であつても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

(即時抗告)

第二百一十四條 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができ、

一 (略)

を要しなければならぬ。

(管理者の改任等に関する規定の準用)

第二百八条 第百二十五條の規定は、相続人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替へるものとする。

(調書の作成)

第二百一一条 裁判所書記官は、遺言書の検認について、調書を作成しなければならぬ。

(申立ての取下げの制限)

第二百一十二條 遺言の確認又は遺言書の検認の申立ては、審判がされる前であつても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

(即時抗告)

第二百一十四條 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができ、

一 (同上)

(陳述及び意見の聴取)
第二百二十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(申立人を除く)の陳述を聴かなければならない。ただし、本人については、本人の精神上の理由により本人の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

- 一 任意後見開始の審判 本人
- 二 任意後見監督人の選任の審判 本人及び任意後見監督人
- 三 任意後見監督人の解任の審判 本人及び任意後見監督人
- 四 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見人
- 五 任意後見契約の解除についての許可の審判 本人及び任意後見人

2) 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
一 任意後見開始の審判 任意後見受任者
二 任意後見監督人の選任の審判 任意後見監督人となるべき者(前略)

(陳述及び意見の聴取)

第二百二十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号及び第四号にあつては、申立人を除く)の陳述を聴かなければならない。ただし、本人については、本人の心身の障害により本人の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

- 一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判並びに任意後見監督人が欠けた場合及び任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任の審判 本人
- 二 任意後見監督人の解任の審判 任意後見監督人
- 三 任意後見人の解任の審判 任意後見人
- 四 任意後見契約の解除についての許可の審判 本人及び任意後見人

2) 家庭裁判所は、前項第一号に掲げる審判をする場合には、任意後見監督人となるべき者の意見を聴かなければならない。

3) 家庭裁判所は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判をする場合には、任意後見契約の効力が生ずることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければならない。

(申立ての取下げの制限)
第二百二十一条 任意後見開始及び任意後見契約法第七條第二項の規定による任意後見監督人の選任の申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

(審判の告知)
第二百二十二条 次の各号に掲げる審判は、第七十四條第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

- (前略)
- (前略)

一・二 (略)

(即時抗告)

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者(第四号及び第六号にあつては、申立人を除く)は、即

(申立ての取下げの制限)
第二百二十一条 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任の申立ては、審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

(審判の告知)
第二百二十二条 次の各号に掲げる審判は、第七十四條第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

- 一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判 本人及び任意後見受任者
- 二 後見開始の審判等の取消しの審判 後見開始の審判の取消しの審判にあつては成年後見人及び成年後見監督人、保佐開始の審判の取消しの審判にあつては保佐人及び保佐監督人並びに補助開始の審判の取消しの審判にあつては補助人及び補助監督人
- 三・四 (同上)

(即時抗告)

第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者(第四号及び第六号にあつては、申立人を除く)は、即

時抗告をすることができる。

- 一 任意後見開始の申立てを却下する審判 申立人
- 二 任意後見監督人の解任の審判(任意後見契約法第四條第四項において準用する民法第八百七十六條の五第一号又は第二号の事由により解任された場合に限る) 任意後見監督人
- 三・四 (略)
- 五 任意後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、任意後見監督人、本人及びその親族、補助人並びに補助監督人
- 六・七 (略)

(任意後見人等の事務の調査)

第二百二十四条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に任意後見人又は任意後見監督人の事務を調査させることができる。

(任意後見監督人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)
第二百二十五条 第二百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

2 第二百二十七条第一項及び第二項の規定は、任意後見人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。この場合にお

時抗告をすることができる。

- 一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の申立てを却下する審判 申立人
- 二 任意後見監督人の解任の審判 任意後見監督人
- 三・四 (同上)
- 五 任意後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、任意後見監督人並びに本人及びその親族
- 六・七 (同上)

(任意後見監督人の事務の調査)

第二百二十四条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に任意後見監督人の事務を調査させることができる。

(任意後見監督人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)
第二百二十五条 第二百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件(別表第一の百十七の項の事項)について準用する。

2 第二百二十七条第一項及び第二項の規定は、任意後見人の解任の審判事件(別表第一の百二十の項の事項)についての審判事件をい

いて、同条第一項中「停止し、又はその職務代行者を選任する」とあるのは「停止する」と、同条第二項中「同項の規定により選任した職務代行者」とあるのは「任意後見監督人」と読み替えるものとする。

第二百四十条 (略)

3 第三十八條の規定は、施設への入所等についての許可の審判事件における被保護者、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の未成年後見人又は特定補助人について準用する。

4 家庭裁判所は、施設への入所等についての許可の申立てについて審判をする場合には、申立てが不法であるときは又は申立てに理由がないことが明らかとなるときを除き、被保護者(十五歳以上のものに限り)、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の未成年後見人又は特定補助人の陳述を聴かなければならない。

5 施設への入所等についての許可の審判は、第七十四條第一項に規定する者のほか、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の未成年後見人又は特定補助人に告知しなければならない。

6 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

「う」を本案とする保全処分について準用する。この場合において、同条第一項中「停止し、又はその職務代行者を選任する」とあるのは「停止する」と、同条第二項中「同項の規定により選任した職務代行者」とあるのは「任意後見監督人」と読み替えるものとする。

第二百四十条 (同上)

3 第三十八條の規定は、施設への入所等についての許可の審判事件における被保護者、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人について準用する。

4 家庭裁判所は、施設への入所等についての許可の申立てについて審判をする場合には、申立てが不法であるときは又は申立てに理由がないことが明らかとなるときを除き、被保護者(十五歳以上のものに限り)、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人の陳述を聴かなければならない。

5 施設への入所等についての許可の審判は、第七十四條第一項に規定する者のほか、被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人に告知しなければならない。

6 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

を行う者及び被保護者の未成年後見人又は特定補助人
二・三 (略)

(手続行為能力)
第二百五十二条 次の各号に掲げる調停事件(第一号及び第二号に
あつては、財産上の給付を求めるものを除く。)において、当該
各号に定める者は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法
第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手
続行為をすることができ、その者が補助開始の審判を受けた者
(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要す
るものに限る。)であつて、補助人又は補助監督人の同意がない
場合も、同様とする。
一六 (略)

2 親権を行う者、未成年後見人又は特定補助人は、第十八条の規
定にかかわらず、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる調停事
件(同項第一号の調停事件にあつては、財産上の給付を求めるも
のを除く。)においては、当該各号に定める者に代理して第二十
六条第八項の共同の申出をすることができ、離婚について
の調停事件における夫及び妻の後見人並びに離婚について
の調停事件における養親の後見人、養子(十五歳以上のものに限る。
以下この項において同じ。)に対し親権を行う者及び養子の後見
人についても、同様とする。

を行う者及び被保護者の後見人
二・三 (同上)

(手続行為能力)
第二百五十二条 次の各号に掲げる調停事件(第一号及び第二号に
あつては、財産上の給付を求めるものを除く。)において、当該
各号に定める者は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法
第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手
続行為をすることができ、その者が被保護人又は被補助人(手
続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要する
ものに限る。)であつて、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若
しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。
一六 (同上)

2 親権を行う者又は後見人は、第十八条の規定にかかわらず、前
項第一号、第三号及び第四号に掲げる調停事件(同項第一号の調
停事件にあつては、財産上の給付を求めるものを除く。)におい
ては、当該各号に定める者に代理して第二十六條第一項の合
意、第二十七條第一項に規定する調停事件の受託及び第二十
六条第八項の共同の申出をすることができ、離婚について
の調停事件における夫及び妻の後見人並びに離婚について
の調停事件における養親の後見人、養子(十五歳以上のものに限る。
以下この項において同じ。)に対し親権を行う者及び養子の後見
人についても、同様とする。

項	事項	根拠となる法律の規定
補助	補助開始	民法第七條第一項
一	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め	民法第九條第四項
三	補助人の同意に代わる許司	民法第九條第六項、第十 二條第三項及び第四項並 びに第八百七十六條の二 十一第二項
四	特定補助人を付する処分 の審判の取消し	民法第九條第六項、第十 二條第三項及び第四項並 びに第八百七十六條の二 十一第二項

項	事項	根拠となる法律の規定
成年後見	後見開始	民法第七條
一	後見開始の審判の取消し	民法第十條及び同法第十 九條第二項において準用 する同法第三項まで
三	成年後見人の選任	民法第八百四十三條第一 項から第三項まで
四	成年後見人の解任	民法第八百四十六條
五	成年後見人の解任	民法第八百四十六條

五	特定補助人を付する処分 の審判の取消し	民法第十條第三項
六	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め	民法第十條第四項、第十 二條第二項及び第八百七 十六條の二第二項
七	補助人の同意に代わる許司	民法第十條第六項、第十 二條第三項及び第四項並 びに第八百七十六條の二 十一第二項
八	補助人の同意に代わる許司	民法第十條第六項、第十 二條第三項及び第四項並 びに第八百七十六條の二 十一第二項
九	補助開始の審判の取消し	民法第十條第六項、第十 二條第三項及び第四項並 びに第八百七十六條の二 十一第二項
十	取り消すことのできる行 為の定め	民法第十條第六項、第十 二條第三項及び第四項並 びに第八百七十六條の二 十一第二項
十一	補助人に対する代理権の 付与の審判の取消し	民法第十條第六項、第十 二條第三項及び第四項並 びに第八百七十六條の二 十一第二項
十二	補助人の選任	民法第八百七十六條の二 十一第二項
十三	特定補助人とする定め	民法第八百七十六條の二 十一第二項

六	成年後見監督人の選任	民法第八百四十九條
七	成年後見監督人の解任	民法第八百五十二條にお いて準用する同法第八 百四十四條
八	成年後見監督人の解任	民法第八百五十二條にお いて準用する同法第八 百四十四條
九	成年後見に関する財産の 目録の作成の期間の伸長	民法第八百五十三條第一 項ただし書(同法第八 百五十六條において準用 する場合を含む。)
十	成年後見人又は成年後見 監督人の権限の行使につ いての定め及びその取消 し	民法第八百五十二條の二 第一項及び第二項(これ らの規定を同法第八百五 十二條において準用する 場合を含む。)
十一	成年後見人の居住用不 動産の処分についての特 可	民法第八百五十二條の三 において準用する同法八 百五十二條
十二	成年後見人に関する特 可	民法第八百六十條におい て準用する同法第八百 五十二條

十四	補助人の解任	民法第八百七十六條の三 において準用する同法第 八百七十六條の五
十五	補助監督人の選任	民法第八百七十六條の七 において準用する同法第 八百七十六條の三
十六	補助監督人の解任	民法第八百七十六條の十 において準用する同法第 八百七十六條の五
十七	補助監督人の解任につ いての特可	民法第八百七十六條の十 において準用する同法第 八百七十六條の五
十八	補助監督人の解任	民法第八百七十六條の十 において準用する同法第 八百七十六條の五
十九	補助人又は補助監督人の 権限の行使についての特 可	民法第八百七十六條の十 において準用する同法第 八百七十六條の五
二十	補助開始の審判を受けた 者の居住用不動産の処分 についての特可	民法第八百七十六條の十 三(同法第八百七十六條 の十において準用する場 合を含む。)
二十一	臨時補助人の選任	民法第八百七十六條の十 三(同法第八百七十六條 の十において準用する場 合を含む。)

二	別代理人の選任	民法第八百六十條の二第 一項、第三項及び第四項 において準用する同法第 八百五十二條
三	成年後見人又は成年後見 監督人に對する報酬の付 与	民法第八百六十二條(同 法第八百五十二條におい て準用する場合を含む。)
四	成年後見の事務の監督	民法第八百六十三條
五	第三者が成年後見人にお いて準用する同法第八百 三十條第二項から第四項 まで	民法第八百六十九條にお いて準用する同法第八百 三十條第二項から第四項 まで
六	成年後見に関する管理の 計算の期日の伸長	民法第八百七十條ただし 書
七	成年後見人の死亡後の 死体の火葬又は埋葬に関 する契約の締結その他相 続財産の保存に必要な行 動	民法第八百七十七條の二 ただし書

二十二	補助に関する財産の目録の作成の期間の伸長	民法第八百七十六條の十 五第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）
二十三	特定補助人を付する処分 の審判を受けた者に宛てた郵便物の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更	民法第八百七十六條の十六第一項、第三項及び第四項
二十四	補助人又は補助監督人に 対する報酬の付与	民法第八百七十六條の十九（同法第八百七十六條の十において準用する場合を含む。）
二十五	補助の事務の監督	民法第八百七十六條の二十
二十六	補助に関する管理の計算 の期間の伸長	民法第八百七十六條の二十三ただし書
二十七	補助開始の審判を受けた 者の死に後の死体の火葬若しくは埋葬に関する契約の締結又は相続財産の	民法第八百七十六條の二十六第一項及び第二項ただし書

二十三	為についての許可 保佐人 保佐開始 保佐人の同意を得なければならぬ行為の定め 保佐人の同意に代わる許可 保佐開始の審判の取消し 保佐人の同意を得なければならぬ行為の定め 審判の取消し 保佐人の選任 保佐人の解任 保佐人の解任についての許可	民法第十一條 民法第十三條第二項 民法第十三條第三項 民法第十四條第一項及び第十九條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。） 民法第十四條第二項 民法第八百七十六條の二第一項並びに同条第二項において準用する同法第八百四十三條第二項及び第三項 民法第八百七十六條の二第二項において準用する
-----	---	---

136

二十八 から五 十四まで	保存に必要な行為について の許可 削除	
--------------------	---------------------------	--

二十四	保佐人の解任	同法第八百四十四條
二十五	臨時保佐人の選任	民法第八百七十六條の二第三項
二十六	保佐監督人の選任	民法第八百七十六條の三第一項
二十七	保佐監督人の解任について の許可	民法第八百七十六條の三第二項において準用する同法第八百四十四條
二十八	保佐監督人の解任	民法第八百七十六條の三第二項において準用する同法第八百四十四條
二十九	保佐人又は保佐監督人の 権限の行使についての定め 及びその取消し	民法第八百七十六條の三第二項及び第八百七十九條の二第一項及び第二項
三十	被保佐人の居住用不動産 の処分についての許可	民法第八百七十六條の三第二項及び第八百七十九條の二第一項及び第二項

137

三十一	保佐人又は保佐監督人に 対する報酬の付与	民法第八百七十六條の三第二項及び第八百七十六條の五第二項において準用する同法第八百六十二條
三十二	保佐人に対する代理権の 付与	民法第八百七十六條の四第一項
三十三	保佐人に対する代理権の 付与の審判の取消し	民法第八百七十六條の四第三項
三十四	保佐の事務の監督	民法第八百七十六條の五第二項において準用する同法第八百六十三條
三十五	保佐に関する管理の計算 の期間の伸長	民法第八百七十六條の五第三項において準用する同法第八百七十條ただし書
三十六	補助開始	民法第十五條第一項

138

三十七	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め 補助人の同意に代わる許可	民法第十七條第一項 民法第十七條第三項
三十九	補助開始の審判の取消し	民法第十八條第一項及び第三項並びに第十九條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）
四十	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め の審判の取消し	民法第十八條第二項
四十一	補助人の選任	民法第八百七十六條の七第一項並びに同条第二項において準用する同法第八百四十三條第二項及び第三項
四十二	補助人の解任についての 許可	民法第八百七十六條の七第二項において準用する同法第八百四十四條
四十三	補助人の解任	民法第八百七十六條の七第二項及び第八百七十九條の二第一項及び第二項

139

五十	補助人又は補助監督人に対する報酬の付与	民法第八百七十六條の八 第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する同法第八百六十二條
五十一	補助人に対する代理權の付与	民法第八百七十六條の九 第一項
五十二	補助人に対する代理權の付与の審判の取消し	民法第八百七十六條の九 第二項において準用する同法第八百七十六條の四 第三項
五十三	補助の事務の監督	民法第八百七十六條の十 第一項において準用する同法第八百六十三條
五十四	補助に關する管理の計劃の期間の伸長	民法第八百七十六條の十 第二項において準用する同法第八百七十六條ただし
(同上)	失踪の宣告	劃

四十四	臨時補助人の選任	第二項において準用する 同法第八百七十六條
四十五	補助監督人の選任	第三項 民法第八百七十六條の七
四十六	補助監督人の辞任について許可	第一項 民法第八百七十六條の八 第二項において準用する 同法第八百四十四條
四十七	補助監督人の解任	民法第八百七十六條の八 第二項において準用する 同法第八百四十六條
四十八	補助人又は補助監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	民法第八百七十六條の八 第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する同法第八百五十九條の二第二項及び第二項
四十九	被補助人の居住用不動産の処分についての許可	民法第八百七十六條の八 第二項及び第八百七十六條の十第一項において準用する同法第八百五十九

百三	遺言書の検認	民法第一千四百第一項
(同上)	任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任	任意後見契約法第四條第一項
百十二	任意後見監督人が欠けた場合における任意後見管人の選任	任意後見契約法第四條第四項
百十三	任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任	任意後見契約法第四條第五項
百十四	後見開始の審判等の取消	任意後見契約法第四條第二項
百十五	任意後見監督人の職務に関する処分	任意後見契約法第七條第三項
百十六	任意後見監督人の辞任についての許可	任意後見契約法第七條第四項において準用する民法第八百四十四條

(同上)	(新設)		
(新設)	(新設)		(新設)
(同上)	養子縁組をするに つての許可	六十 一	民法第七百九十四条及び 第七百九十八条
(同上)	未成年後見人又は未成年 後見監督人の権限の行使 についての定め及びその 取消し	七十 八	民法第八百五十七条の二 第二項から第四項まで（ これらの規定を同法第八 百五十二条において準用 する場合を含む。）
(同上)	遺言の確認	百二	民法第九百七十六条第四 項及び第九百七十九条第 三項

(略)	百十八	任意後見監査人に対する報酬の付与	任意後見契約法第十條第四項において準用する民法第八百七十六條の十二	任意後見契約法第十條第四項において準用する民法第八百七十六條の十二
	百十九	任意後見人の事務の監督	任意後見契約法第一條において準用する民法第八百七十六條の二十	任意後見契約法第十三條第二項
	百二十	任意後見人の解任	任意後見契約法第十三條	
	百二十一	任意後見契約の解除について許可		

百十七	任意後見監督人の解任	任意後見契約法第七条第 四項において準用する民 法第八百四十六条
百十八	任意後見監督人の権限の 行使についての定め及び その取消し	任意後見契約法第七条第 四項において準用する民 法第八百五十九条第二 項及び第二二条
百十九	任意後見監督人に対する 報酬の付与	任意後見契約法第七条第 四項において準用する民 法第八百六十二条
百二十	任意後見人の解任	任意後見契約法第八条
百二十一	任意後見契約の解除につ いての許可	任意後見契約法第九条第 二項

(同上)

項 (略)	事項	根拠となる法律の規定
		、第二百七十二条、第二百八十六条、第二百八十七条、附則第五 条関係

○ 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十一年法律第七十号）（第五條関係）	改正案	現行
（趣旨）	第一条 この法律は、法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方支務局及びその支局並びにこれらの出張所を含む。第三條第一項において同じ。）における遺言書の保管及び情報の管理に關し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに關し特別の定めをするものとする。	（趣旨）
第一条 この法律は、法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方支務局及びその支局並びにこれらの出張所を含む。次條第一項において同じ。）における遺言書の保管及び情報の管理に關し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに關し特別の定めをするものとする。	（定義）	（新設）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	一 自筆証書遺言書 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百六十八條の自筆証書によつてした遺言に係る遺言書をいう。 二 保管証書遺言書 民法第九百六十八條の二の保管証書によつてする遺言に係る遺言書をいう。 三 書面保管証書遺言書 保管証書遺言書のうち、書面をもつて作成されたものをいう。	以下同じ。の保管及び情報の管理に關し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに關し特別の定めをするものとする。

では、**国籍**)

二 保管証書遺言書に次に掲げる者の記載又は記録があるときは

ついでの説明を求めるものとする。

遺言書保管官は、申請人からの申出があり、かつ、当該申出

る。
(新設)

相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、遺言書保管官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができ、方法により、同項に規定する提示若しくは提供又は説明をさせることができる。

（自筆証書遺言等の保管）

第九条 自筆証書遺言又は書面保管証書遺言の保管は、第六条第四項の規定により提供された自筆証書遺言又は第七条第三項の規定により提供された書面保管証書遺言を遺言書保管官が遺言書保管所の施設内において保管することによって行う。

（罰則）

（罰則）

（罰則）

2 遺言書保管官は、前項の規定による自筆証書遺言又は書面保

第六条 遺言書の保管は、遺言書保管官が遺言書保管所の施設内において行う。

2 遺言者は、その申請に係る遺言書が保管されている遺言書保管所の第四項及び第八条において「特定遺言書保管所」という。）の遺言書保管官に対し、いつでも当該遺言書の閲覧を請求することができる。

3 前項の請求をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求書に法務省令で定める書類を添付して、遺言書保管官に提出しなければならない。

4 遺言者が第二項の請求をするときは、特定遺言書保管所に自ら出頭して行わなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

5 遺言書保管官は、第二項の規定による遺言書の保管をする場合

留証遺言書の保管をする場合において、遺言者の死亡の日（遺言者の生死が明らかでない場合にあつては、これに相当する日として政令で定める日）から相続と認められる期間として政令で定める期間が経過した後は、これを廃棄することができる。

（電子保管証書遺言書の保管）

第十条 電子保管証書遺言書の保管は、第七条第三項の規定により提供された電子保管証書遺言書に記録された事項を遺言書保管官が次条第一項に規定する遺言書保管ファイルに記録することによって行う。

（遺言書に係る情報の管理）

第十一條 遺言書保管官は、第九條第一項及び前条の規定により保管する遺言書について、次項に定めるところにより、当該遺言書に係る情報の管理をしなければならない。

2 遺言書に係る情報の管理は、次の各号に掲げる遺言書の区分に応じ、当該各号に定める事項を、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ、物を含む。）をもちて複製する遺言書保管ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 自筆証書遺言書 次に掲げる事項

において、遺言者の死亡の日（遺言者の生死が明らかでない場合にあつては、これに相当する日として政令で定める日）から相続と認められる期間が必要であると認められる期間として政令で定める期間が経過した後は、これを廃棄することができる。

（新設）

（遺言書に係る情報の管理）

第七條 遺言書保管官は、前条第一項の規定により保管する遺言書について、次項に定めるところにより、当該遺言書に係る情報の管理をしなければならない。

2 遺言書に係る情報の管理は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができ、物を含む。）をもちて複製する遺言書保管ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 遺言書の画像情報

二 第四條第四項第一号から第三号までに掲げる事項

イ 自筆証書遺言書の画像情報
ロ 第六條第四項第一号から第三号までに掲げる事項
ハ 自筆証書遺言書の保管を開始した年月日
ニ 特定遺言書保管所の名称及び保管番号
ホ イからニまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

二 書面保管証書遺言書 次に掲げる事項

イ 書面保管証書遺言書の画像情報

ロ 第七條第三項第一号及び第二号に掲げる事項

ハ 書面保管証書遺言書の保管を開始した年月日

ニ 特定遺言書保管所の名称及び保管番号

ホ 民法第九百六十八條の三第一項に定める方式に従つて遺言をしたときは、その旨（通訳人の通訳により申述したときにあつては、その旨及び当該通訳人の氏名）

ハ 民法第九百七十三條の規定により医師が立ち会ったときは、当該医師の氏名及び申述の趣旨

ロ 第七條第六項の規定により申請人が同項の法務省令で定める措置を講じたときは、その旨

リ イからロまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

三 電子保管証書遺言書 前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項

イ 第七條第三項第一号及び第二号に掲げる事項

ロ 電子保管証書遺言書の保管を開始した年月日

ハ 特定遺言書保管所の名称及び保管番号

ニ 民法第九百六十八條の三第一項に定める方式に従つて遺言をしたときは、その旨（通訳人の通訳により申述したときにあつては、その旨及び当該通訳人の氏名）

ホ 民法第九百七十三條の規定により医師が立ち会ったときは、当該医師の氏名及び申述の趣旨

ロ 第七條第六項の規定により申請人が同項の法務省令で定める措置を講じたときは、その旨

リ イからロまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 第九條第二項の規定は、前項の規定による遺言書に係る情報の管理について準用する。この場合において、同条第二項中「廃棄する」とあるのは、「消去する」と読み替へるものとする。

3 前条第五項の規定は、前項の規定による遺言書に係る情報の管理について準用する。この場合において、同条第五項中「廃棄する」とあるのは、「消去する」と読み替へるものとする。

3 前条第五項の規定は、前項の規定による遺言書に係る情報の管理について準用する。この場合において、同条第五項中「廃棄する」とあるのは、「消去する」と読み替へるものとする。

（遺言者による自筆証書遺言等の閲覧）

第十二條 遺言者は、特定遺言書保管所の遺言書保管官に対し、いつでも、第六條第一項又は第七條第一項の申請に係る遺言書、電子保管証書遺言書を除く。）の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求をしようとする遺言者は、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める情報を遺言書保管官に提供しなければならない。

3 第八條第一項の規定は、第一項の請求について準用する。

（新設）

三 遺言書の保管を開始した年月日
四 遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号

- 3) 關係人等は、關係連言書を保管する連言書保管官所の連言書保管官に対し、当該關係連言書の閲覧を請求することができる。
- (新設)
- 4) 第一項又は前項の請求をしようとする者は、法務省令で定めるところにより、その旨を記載した請求に法務省令で定める書類を添付して、連言書保管官に提出しなければならない。
- 5) 連言書保管官は、第一項の請求により連言書情報証明書を交付し又は第三項の請求により關係連言書の閲覧をさせたときは、法務省令で定めるところにより、速やかに、当該關係連言書を保管している旨を連言書の相続人並びに当該關係連言書に係る第四条第四項第三号イ及びロに掲げる者に通知するものとする。ただし、それらの者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

- 第十條 何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所における関係

- 遺言書の保管の有無並びに当該関係遺言書が保管されている場合には遺言書保管ファイルに記録されている第七條第二項第二号（第四條第四項第一号に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる事項を証明した書面（第十一條第一項第三号において「遺言書保管事実証明書」という。）の交付を請求することができる。
- 2
前条第二項及び第四項の規定は、前項の請求について準用する

- (遺言書の検認の適用除外)
- 第十二条 (同上)
- (手数料)
- 第十三条 次の各号に掲げる者は、物価の状況のほか、当該各号に定める事務に要する実費を考慮して政令で定める額の手料を納めなければならない。
- 一 (同上)
- 二 遺言書の閲覧を請求する者 遺言書の閲覧及びそのための体制の整備に関する事務
- 三 遺言書情報証明書又は遺言書保管事証明書の交付を請求する者 遺言書情報証明書又は遺言書保管事証明書の交付及びそのための体制の整備に関する事務
- 前項の手料の納付は、収入印紙をもってしなければならない

。ただし、法務省令で定める方法で同項第一号の申請（同項第二号の閲覧の請求又は同項第三号の交付若しくは提供の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすること）ができる。

（行政手続法の適用除外）

第二十二條（略）

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

第二十三條 遺言書保管所に保管されている遺言書、遺言書保管ファイル及び開鎖遺言書保管ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第二十四條 遺言書保管所に保管されている遺言書、遺言書保管ファイル及び開鎖遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五節第四節の規定は、適用しない。

（審査請求）

（行政手続法の適用除外）

第十三條（同上）

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

第十四條 遺言書保管所に保管されている遺言書及び開鎖遺言書保管ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第十五條 遺言書保管所に保管されている遺言書及び開鎖遺言書保管ファイルに記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五節第四節の規定は、適用しない。

（審査請求）

第二十五條（略）

256（略）

7 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第二十五条第四項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律第二十五条第四項の意見」とする。

（行政不服審査法の適用除外）

第二十六條（略）

21 第七條第一項の申請に対する処分又はその不作為についての前条第一項の審査請求については、前項の規定にかかわらず、行政不服審査法第三十一条の規定を適用する。

（政令への委任）

第二十七條（略）

第十六條（同上）

256（同上）

7 第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第十六条第四項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律第十六条第四項の意見」とする。

（行政不服審査法の適用除外）

第十七條（同上）

（新設）

（政令への委任）

第十八條（同上）